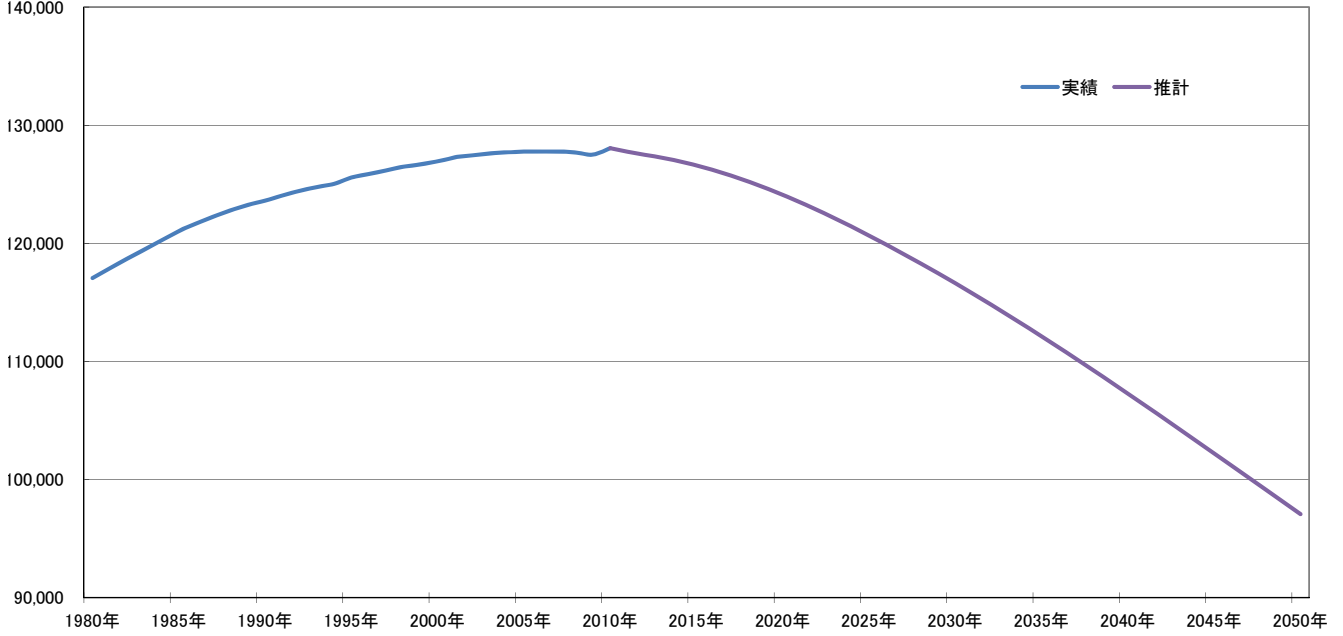


フロンティア分科会・部会 参考資料

平成24年2月

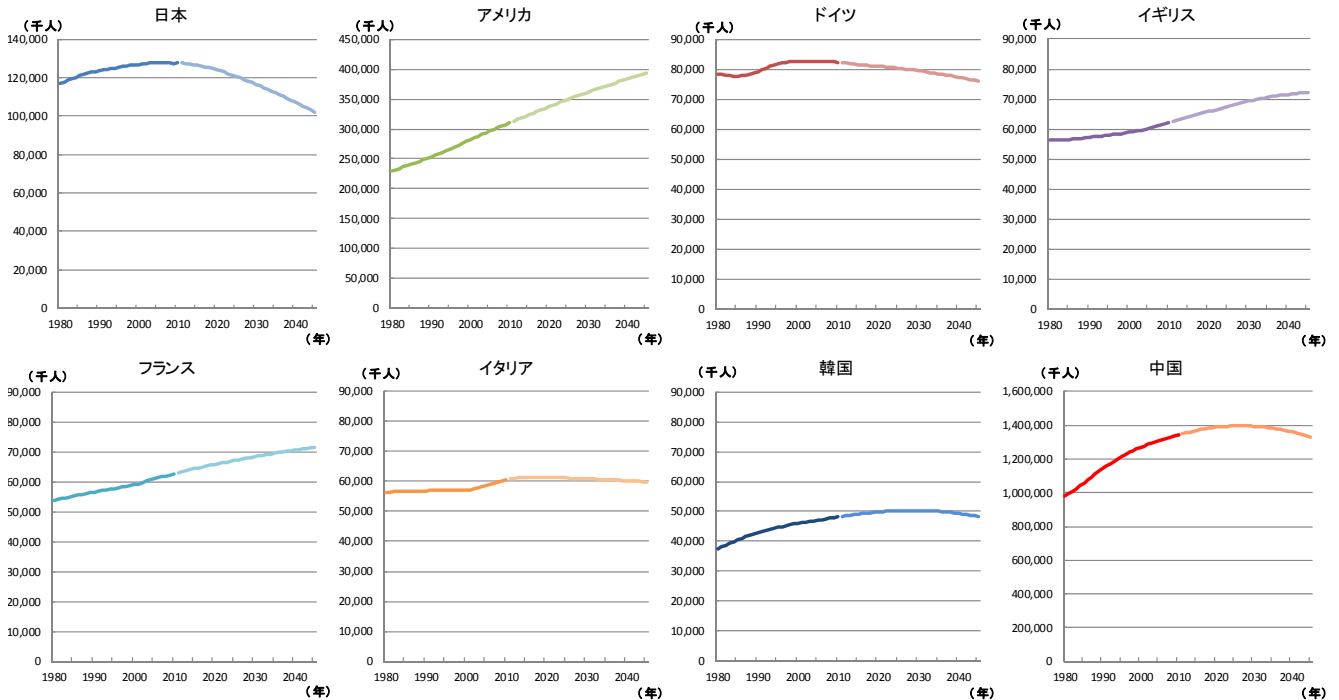
人口(単位:千人)

日本の総人口と将来推計



注) 1980年から2010年までは総務省人口推計による。ただし、1980年、85年、90年、95年、00年、05年、10年は国勢調査による。国勢調査による人口の年齢別の人口は、年齢不詳の人口を各歳別に按分して含まれている。ただし、平成22年国勢調査は年齢不詳を除いて算出されている。
 2011年から2050年までの推計は国立社会保障・人口問題研究所『日本の将来推計人口』(平成24年1月推計)[出生中位(死亡中位)]推計値による。
 各年10月1日現在。

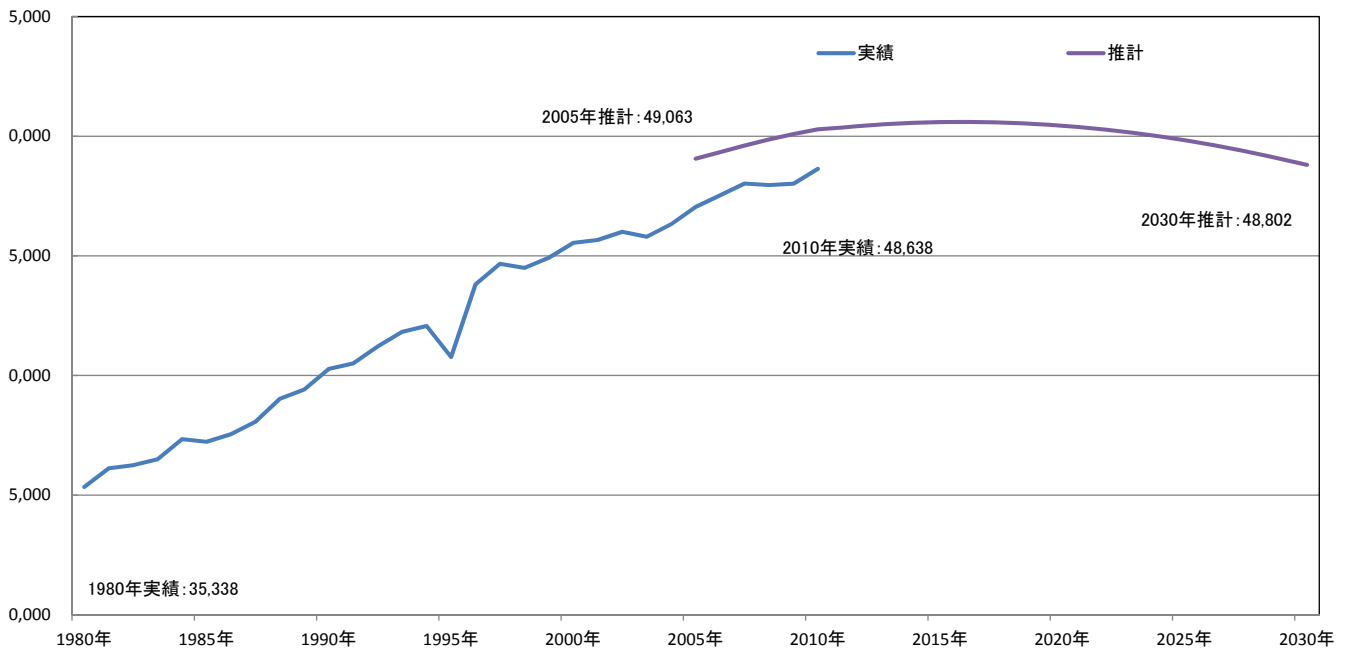
総人口推移の国際比較



注) (日本) 2010年までは総務省人口推計による。ただし、1980年、85年、90年、95年、00年、05年、10年は国勢調査による。国勢調査による人口の年齢別の人口は、年齢不詳の人口を各歳別に按分して含まれている。ただし、平成22年国勢調査は年齢不詳を除いて算出されている。2045年までの推計は国立社会保障・人口問題研究所『日本の将来推計人口』(平成24年1月推計)[出生中位(死亡中位)]推計値による。各年10月1日現在。
 (日本以外) UN World Population Prospects: The 2010 Revisionより。2010年までは実績に基づく推計値、2011年から2045年までは将来推計人口の中心推計値。各年7月1日現在。ただし中国については香港とマカオを除く。

世帯数(単位:千世帯)

日本の世帯数と将来推計



注) 1980年から2010年までは厚生労働省国民生活基礎調査(1995年は兵庫県を除く)による。

2005年から2030年までの推計は国立社会保障・人口問題研究所『日本の世帯数の将来推計(全国推計)』(平成20年3月推計)による。

国立社会保障・人口問題研究所『日本の世帯数の将来推計(全国推計)』は2005年の国勢調査の世帯数を基礎として推計しており、厚生労働省国民生活基礎調査による世帯数実績とは別の基準を基礎としている。

世帯数、単身世帯割合

単位:千世帯

	総数	単独		2人以上		データ年
日本	48,638	12,386	25.5%	36,252	74.5%	2010年
アメリカ(a)	96,391	23,642	24.5%	72,748	75.5%	1993年
イギリス(ae)	17,706	3,849	21.7%	13,857	78.3%	1981年
フランス(ag)	21,521	5,826	27.1%	15,695	72.9%	1990年
ドイツ(旧西ドイツ地域)(a)	26,218	8,767	33.4%	17,451	66.6%	1987年
イタリア(af)	18,632	3,323	17.8%	15,309	82.2%	1981年
韓国(abc)	11,355	1,021	9.0%	10,333	91.0%	1990年
中国(d)	276,912	17,356	6.3%	259,557	93.7%	1990年

出典 総務省統計局刊行、総務省統計研修所編集「世界の統計 2011」、ただし日本については平成22年国民生活基礎調査

<http://www.stat.go.jp/data/sekai/index.htm>

<http://www.mhlw.go.jp/toukei/saikin/hw/k-tyosa/k-tyosa10/1-1.html>

※原資料が数年にわたり更新されていない

※世帯とは、住宅の有無にかかわらず生計を共にしている人の集まり又は独立して生計を立てている単身者。軍事施設、矯正施設、学校の寄宿舎、病院・療養所及び宗教施設などに起居している者は除く。

(a)…常駐人口。

(b)…外国の軍人、外交官(家族を含む)を除く。

(c)…外国人を除く。

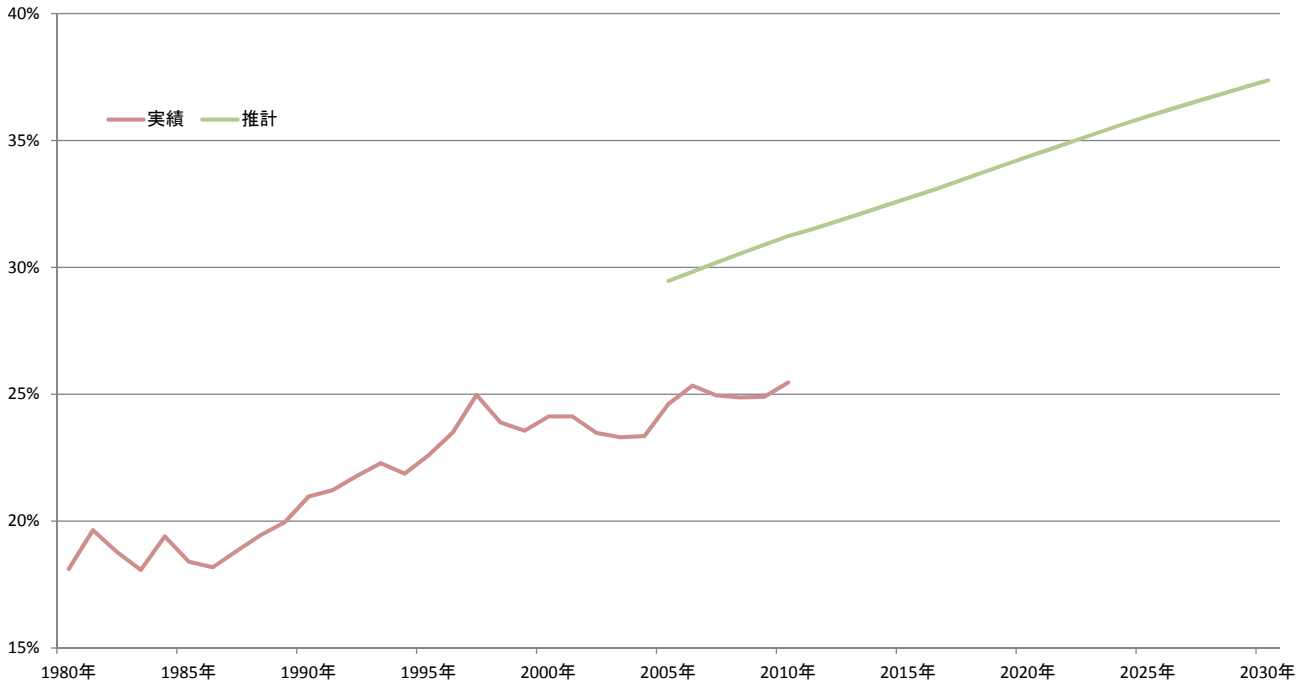
(d)…30の省、自治都市及び自治地域の民間人のみ。

(e)…イングランド及びウェールズのみ。

(f)…「世帯数」は家族数。

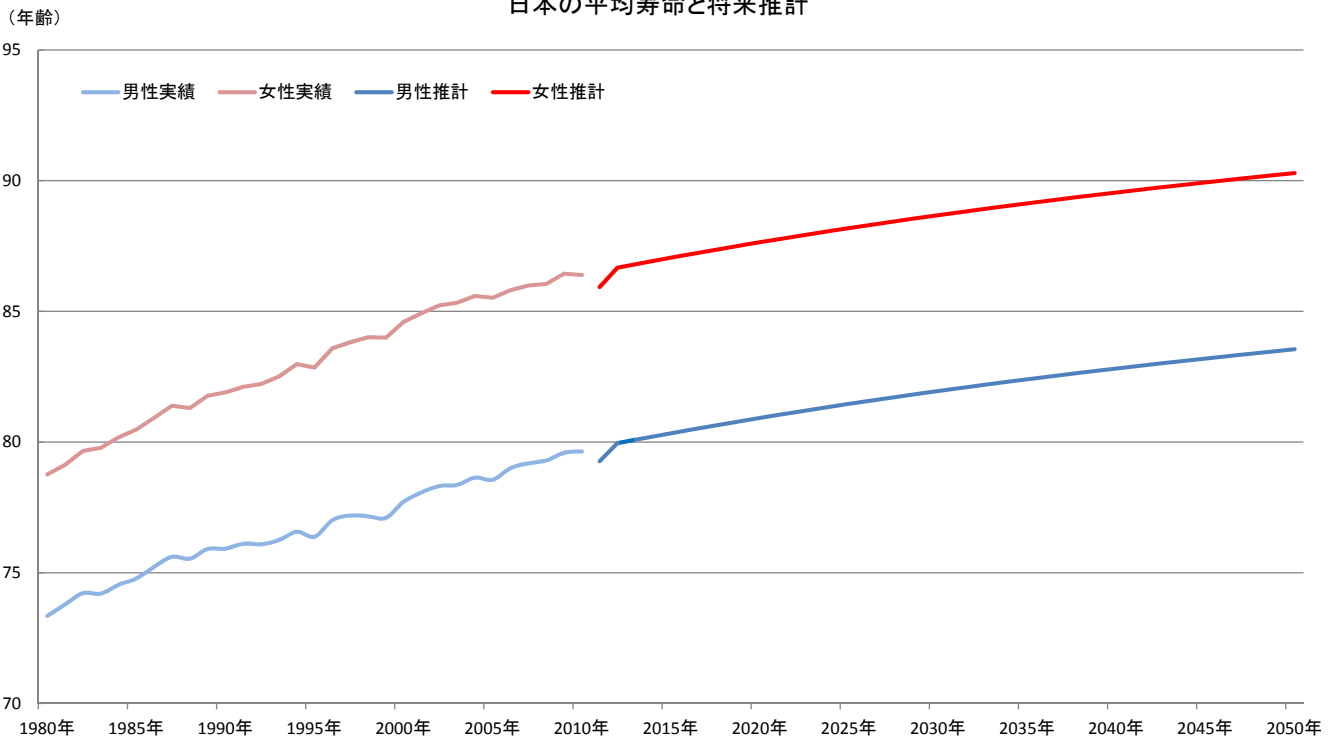
(g)…国外の外交官を除き、大使館及び領事館に居住していない外国の外交官を含む。

日本の一人世帯比率の推移と将来推計



主) 1980年から2010年までは厚生労働省国民生活基礎調査(1995年は兵庫県を除く)による一人世帯数を総世帯数で除して作成。
 2005年から2030年までの推計は国立社会保障・人口問題研究所『日本の世帯数の将来推計(全国推計)』(平成20年3月推計)による一人世帯数を総世帯数で除して作成。
 国立社会保障・人口問題研究所『日本の世帯数の将来推計(全国推計)』は2005年の国勢調査の世帯数を基礎として推計しており、厚生労働省国民生活基礎調査による世帯数実績とは別の基準を基礎としている。

日本の平均寿命と将来推計



注) 1980年から2010年までは厚生労働省生命表による。ただし、1980年、85年、90年、95年、00年、05年は完全生命表、その他の年は簡易生命表による。
 2011年から2050年までの推計は国立社会保障・人口問題研究所『日本の将来推計人口』(平成24年1月推計)[出生中位(死亡中位)]推計値による

平均寿命

	男	女	データ年
日本	79.64	86.39	2010年
アメリカ	76	81	2008年
イギリス	78	82	2008年
フランス	78	85	2008年
ドイツ	77	83	2008年
イタリア	79	84	2008年
韓国	76	83	2008年
中国	72	76	2008年

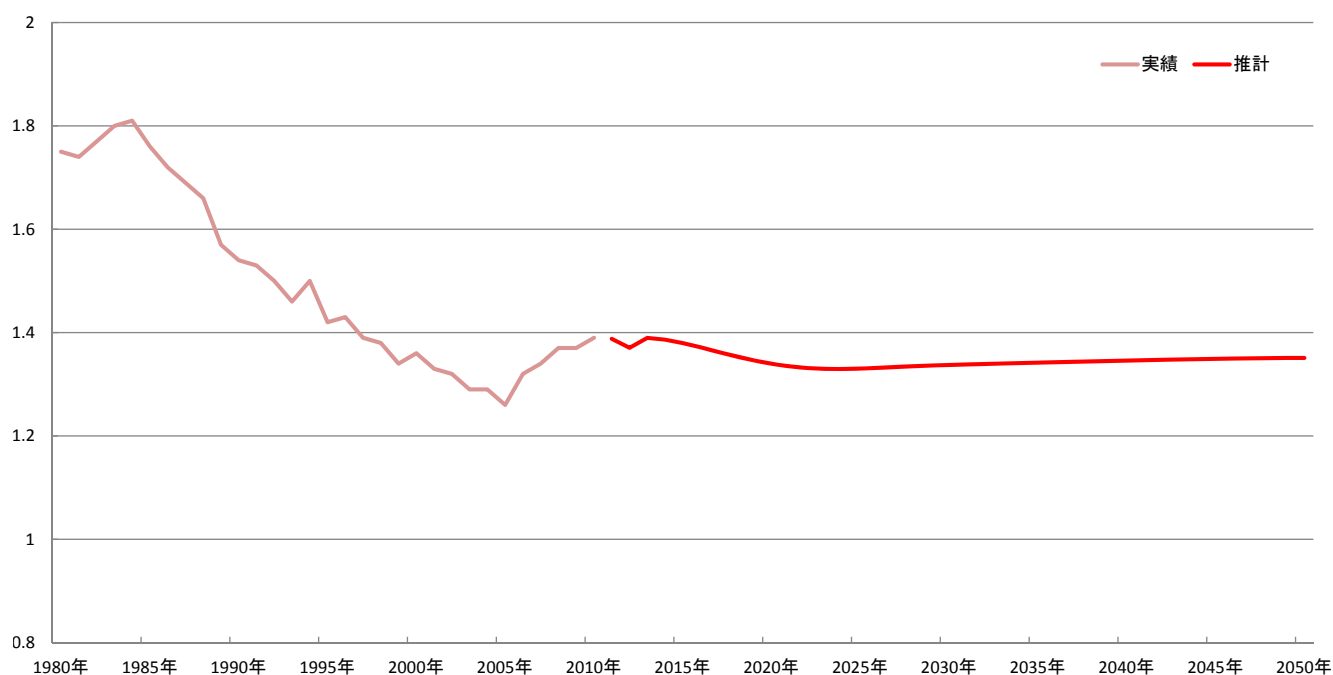
出典 総務省統計局刊行、総務省統計研修所編集「世界の統計 2011」、ただし日本については平成22年簡易生命表

<http://www.stat.go.jp/data/sekai/index.htm>

<http://www.mhlw.go.jp/toukei/saikin/hw/life/life10/index.html>

※平均寿命とは、出生時(0歳)の平均余命(その後生存できると期待される平均年数)。

日本の合計特殊出生率と将来推計



注)1980年から2010年までの実績は厚生労働省平成22年度人口動態調査による
2011年から2050年までの推計は国立社会保障・人口問題研究所『日本の将来推計人口』(平成24年1月推計)[出生中位(死亡中位)]推計値による

合計特殊出生率

		データ年
日本	1.39	2010年
アメリカ	2.1	2006年
イギリス	1.76	2004年
フランス	1.98	2008年
ドイツ	1.37	2008年
イタリア	1.3	2005年
韓国	1.19	2008年
中国		

出典 国立社会保障・人口問題研究所
「人口統計資料集」(2011年版)、ただし日本については平成22年人口動態調査

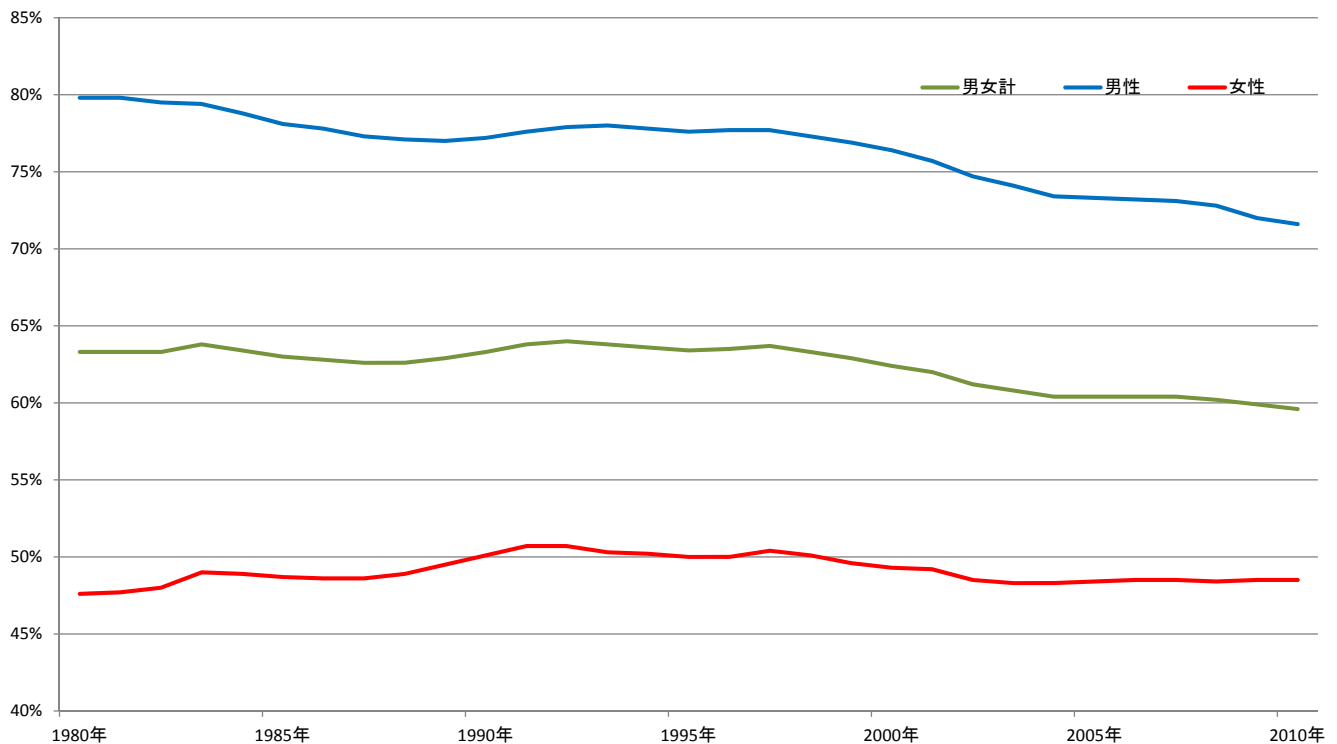
<http://goo.gl/UXHpD>

<http://www.e-stat.go.jp/SG1/estat/NewList.do?tid=000001028897>

※中国については、記載なし。

※合計特殊出生率とは、1人の女性
その年次の年齢別出生率で一生の間に産むと仮定したときの平均子ども数であり、年齢別出生率の合計。

日本の労働力人口比率の推移



総務省「労働力調査」より

労働力人口比率

	男女	男	女	データ年
日本	59.6%	71.6%	48.5%	2010年
アメリカ※	64.7%	71.2%	58.6%	2010年
イギリス	63.1%	69.9%	56.8%	2010年
フランス	56.6%	62.2%	51.4%	2008年
ドイツ	58.8%	66.1%	51.9%	2008年
イタリア	49.3%	60.6%	38.7%	2008年
韓国※	61.8%	74.0%	50.2%	2007年
中国	79.2%	85.0%	73.0%	1990年

出典 総務省労働力調査（日本）、アメリカ労働統計局
International Comparisons of Annual Labor Force
Statistics, Adjusted to U.S. Concepts(アメリカ、イギリス)、
ILO, LABORSTA Internet(フランス、ドイツ、イタリア、韓
国、中国)

<http://www.stat.go.jp/data/roudou/longtime/03roudou.htm>

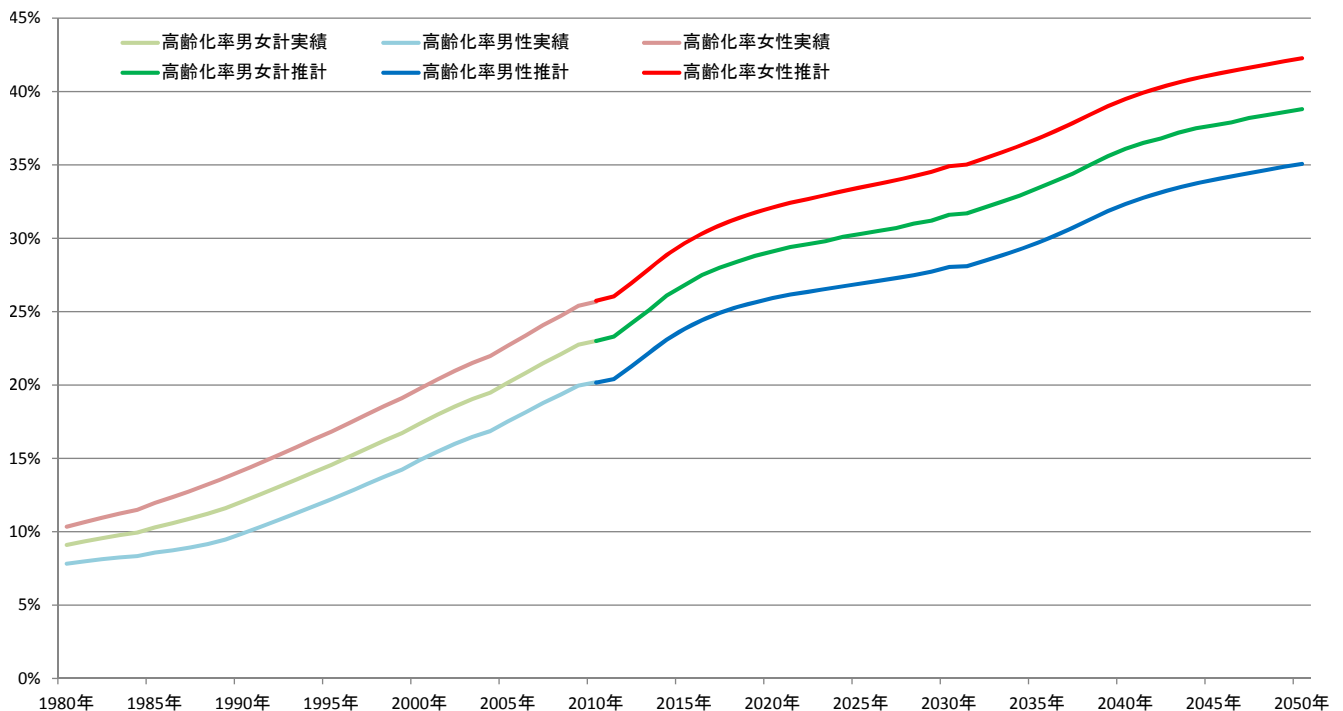
http://www.bls.gov/fls/flscomparelf/labor_force.htm

<http://laborsta.ilo.org/STP/guest>

※ 軍隊を除く

注) 労働力人口比率は、15歳以上（アメリカ、イギリスについては16歳以上）の人口のうち、働いているか仕事を探している者の人口を総人口で除したものの

日本の高齢化率の推移と将来推計



注) 1980年から2010年までの実績は総務省人口推計(1980年、85年、90年、95年、00年、05年、10年は国勢調査)による、総人口に対する65歳以上の人口割合。国勢調査による人口の年齢別の人口は、年齢不詳の人口を各歳別に按分して含まれている。ただし、平成22年国勢調査は年齢不詳を除いて算出されている。

2011年から2050年までの推計は国立社会保障・人口問題研究所『日本の将来推計人口』(平成24年1月推計)[出生中位(死亡中位)]推計値による65歳以上の人口を総人口で除して作成。

高齢化率

単位千人

	総人口			65歳以上の男女計		65歳以上の男性		65歳以上の女性		データ年
	男女	男	女	人口	率	人口	率	人口	率	
日本	128,057	62,328	65,730	29,246	22.8%	12,470	20.0%	16,775	25.5%	2010年
アメリカ	304,060	149,925	154,135	38,870	12.8%	16,465	11.0%	22,405	14.5%	2008年
イギリス	60,975	29,916	31,059	9,779	16.0%	4,233	14.1%	5,546	17.9%	2007年
フランス	62,277	30,149	32,128	10,381	16.7%	4,258	14.1%	6,123	19.1%	2008年
ドイツ	82,110	40,229	41,881	16,624	20.2%	7,014	17.4%	9,610	22.9%	2008年
イタリア	59,832	29,051	30,781	12,014	20.1%	5,036	17.3%	6,978	22.7%	2008年
韓国	48,607	24,416	24,191	5,016	10.3%	2,032	8.3%	2,984	12.3%	2008年
中国	1,242,612	640,276	602,336	88,274	7.1%	41,708	6.5%	46,566	7.7%	2000年センサス

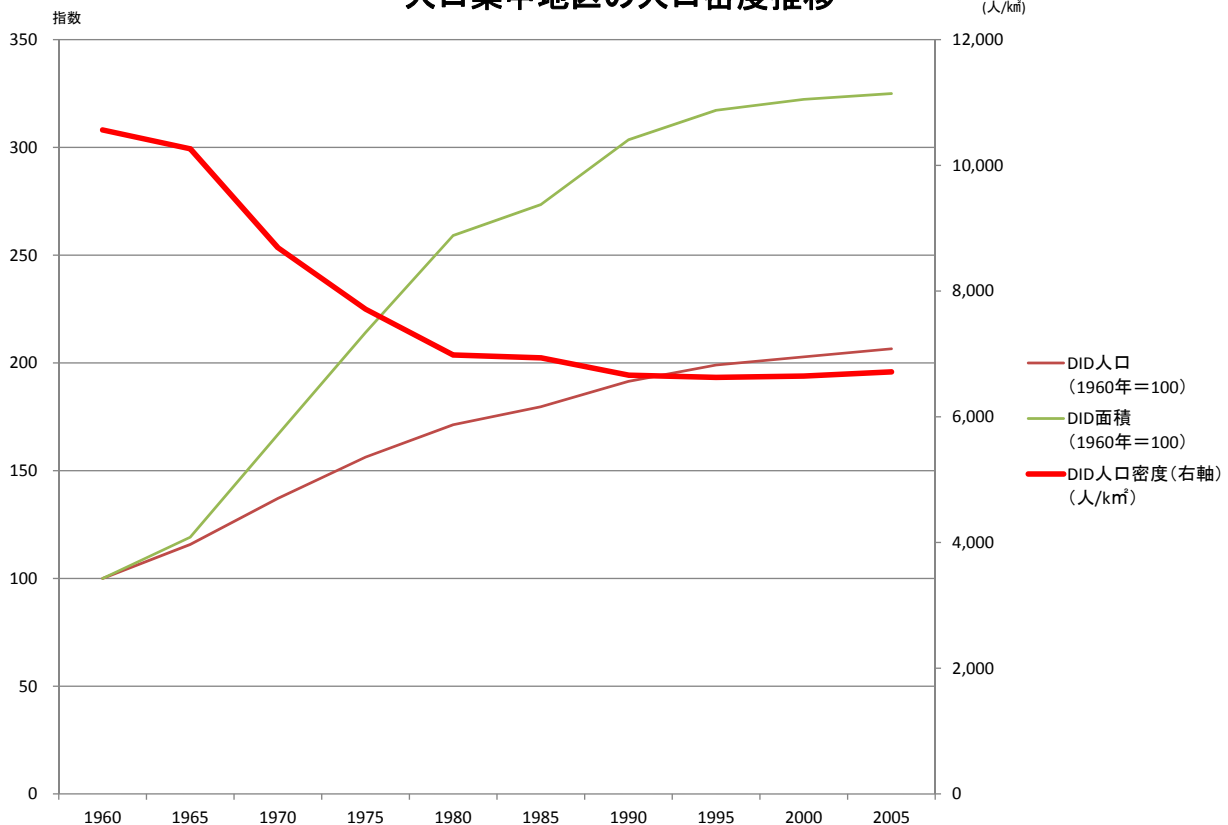
出典 総務省統計局刊行、総務省統計研究所編集「世界の統計2011」、ただし日本については平成22年国勢調査

<http://www.stat.go.jp/data/sekai/index.htm>

<http://www.stat.go.jp/data/kokusei/2010/index.htm>

注) 高齢化率は総人口に対する65歳以上の人口の割合。

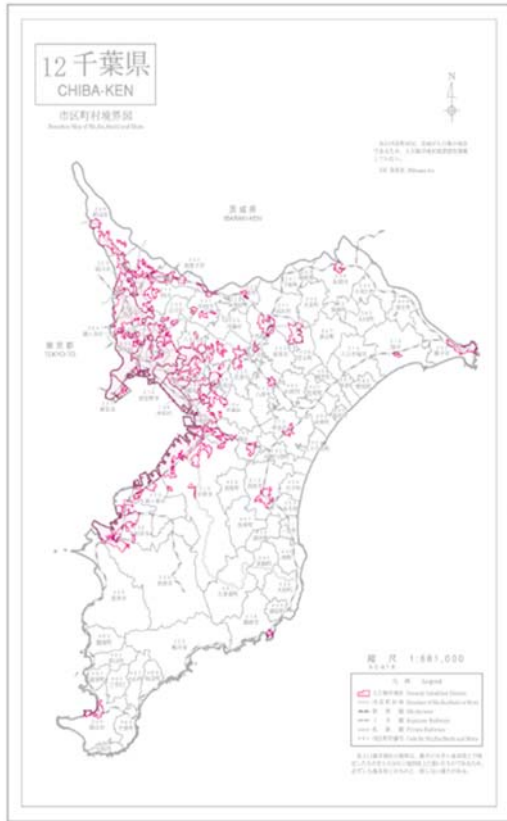
人口集中地区の人口密度推移



出典: 総務省「国勢調査」

DID (Densely Inhabited District): 人口密度4000人/km²の基本単位区が隣接して計5,000人以上となる地域

DID地域の例(千葉県、京都府)



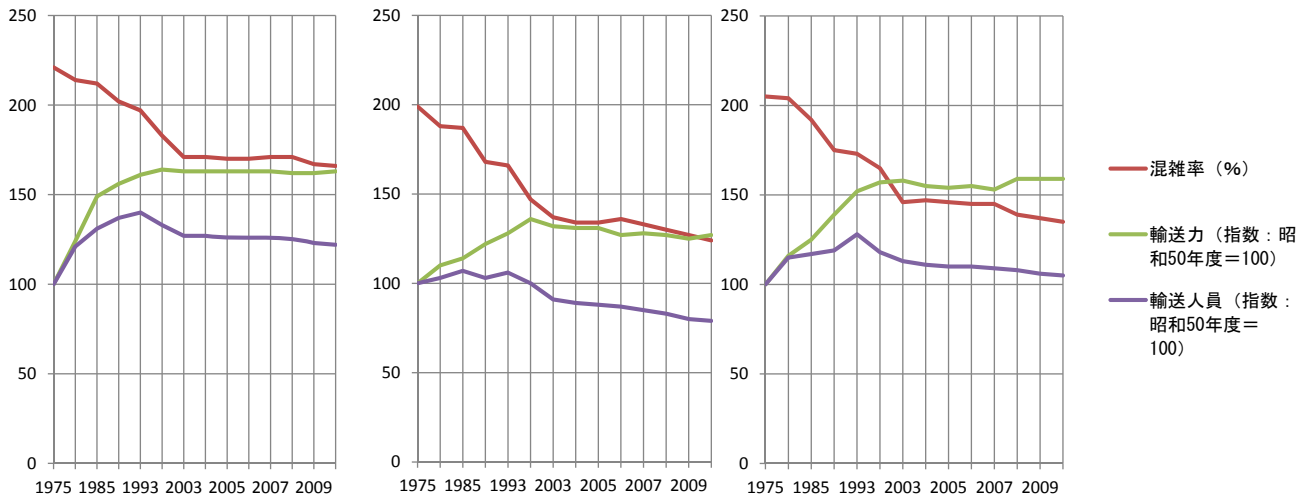
出典: 総務省「国勢調査」(2005年)

大都市圏の鉄道混雑率推移

(東京圏)

(大阪圏)

(名古屋圏)

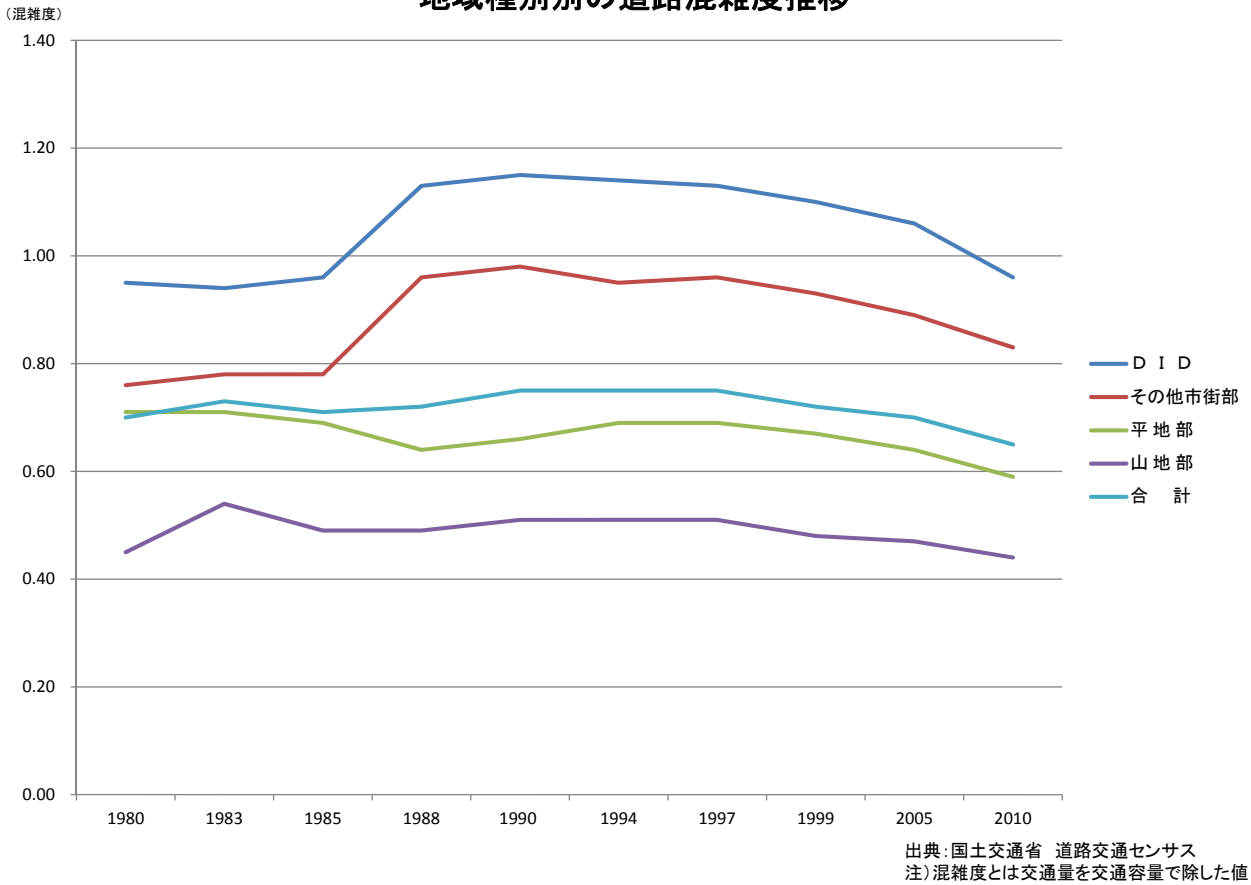


混雑率の目安



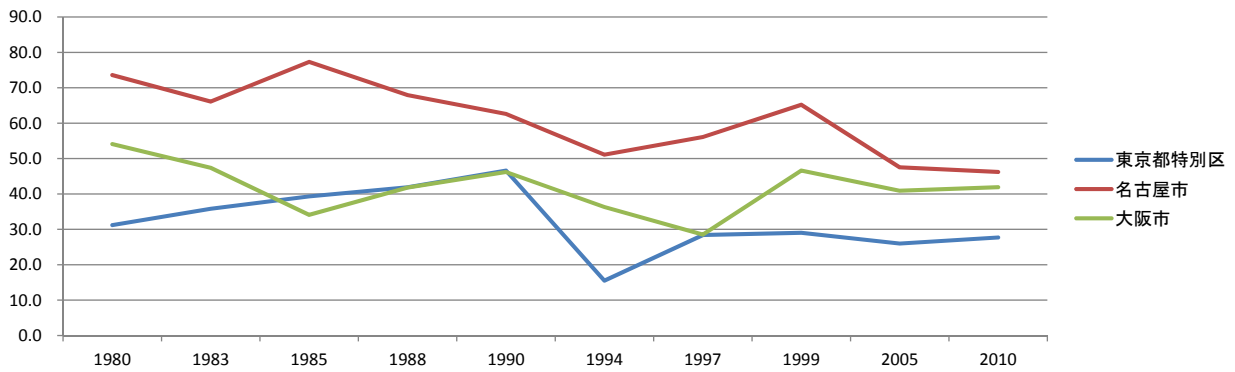
出典: 国土交通省 鉄道局

地域種別別の道路混雑度推移

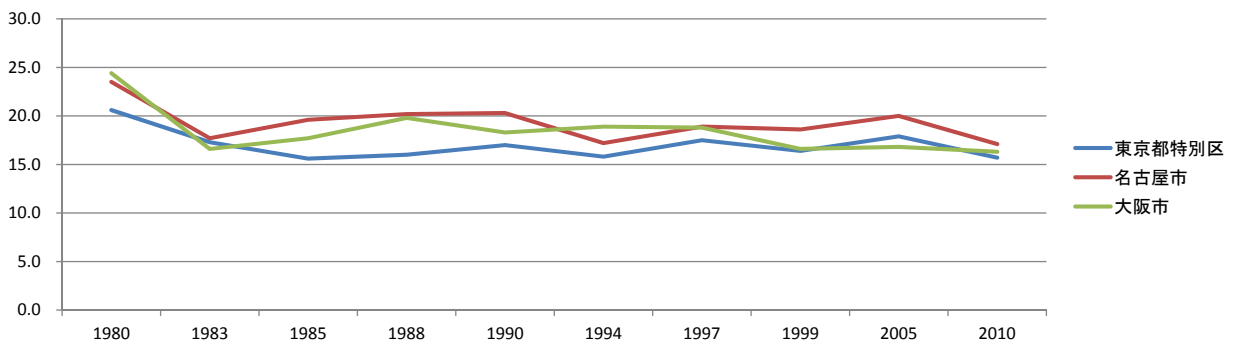


DID (Densely Inhabited District) : 人口密度4000人/km²の基本単位区が隣接して計5,000人以上となる地域

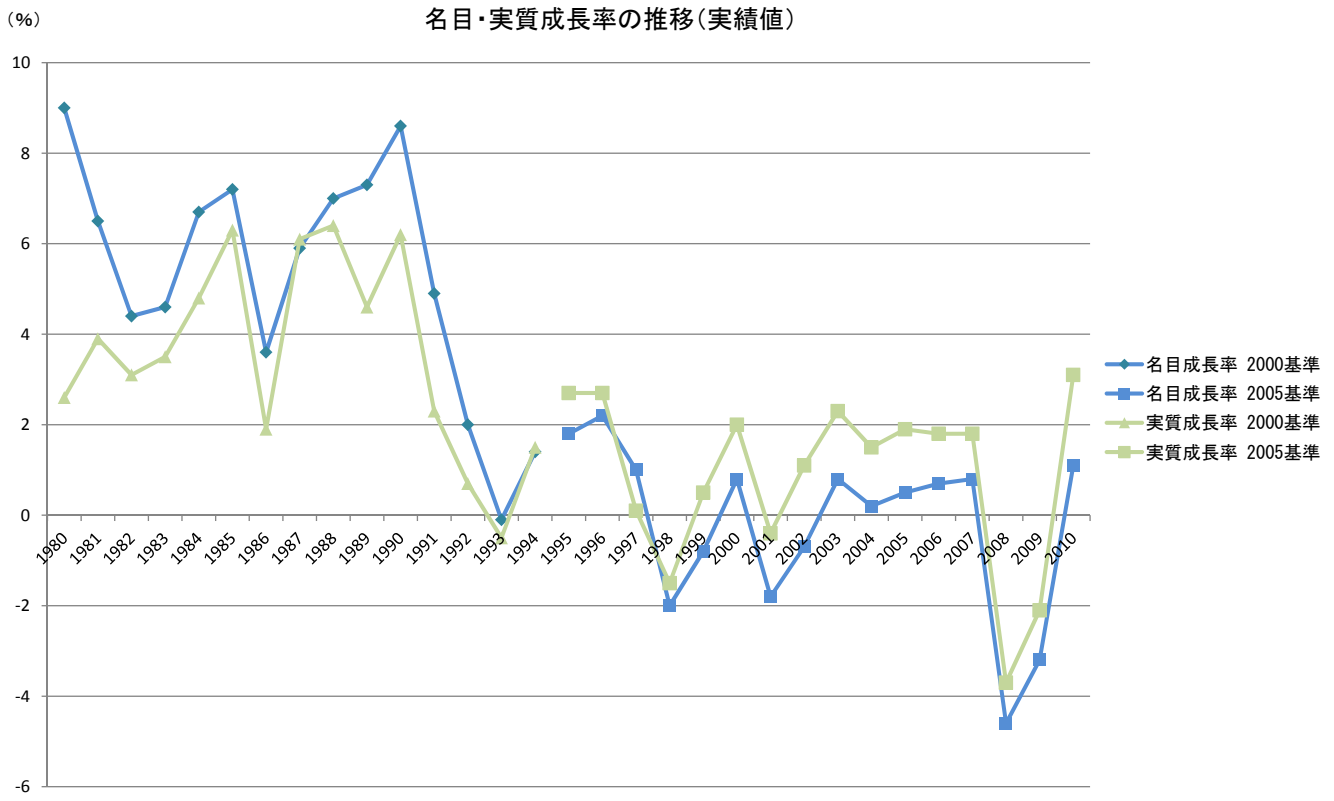
高速道路の旅行速度推移



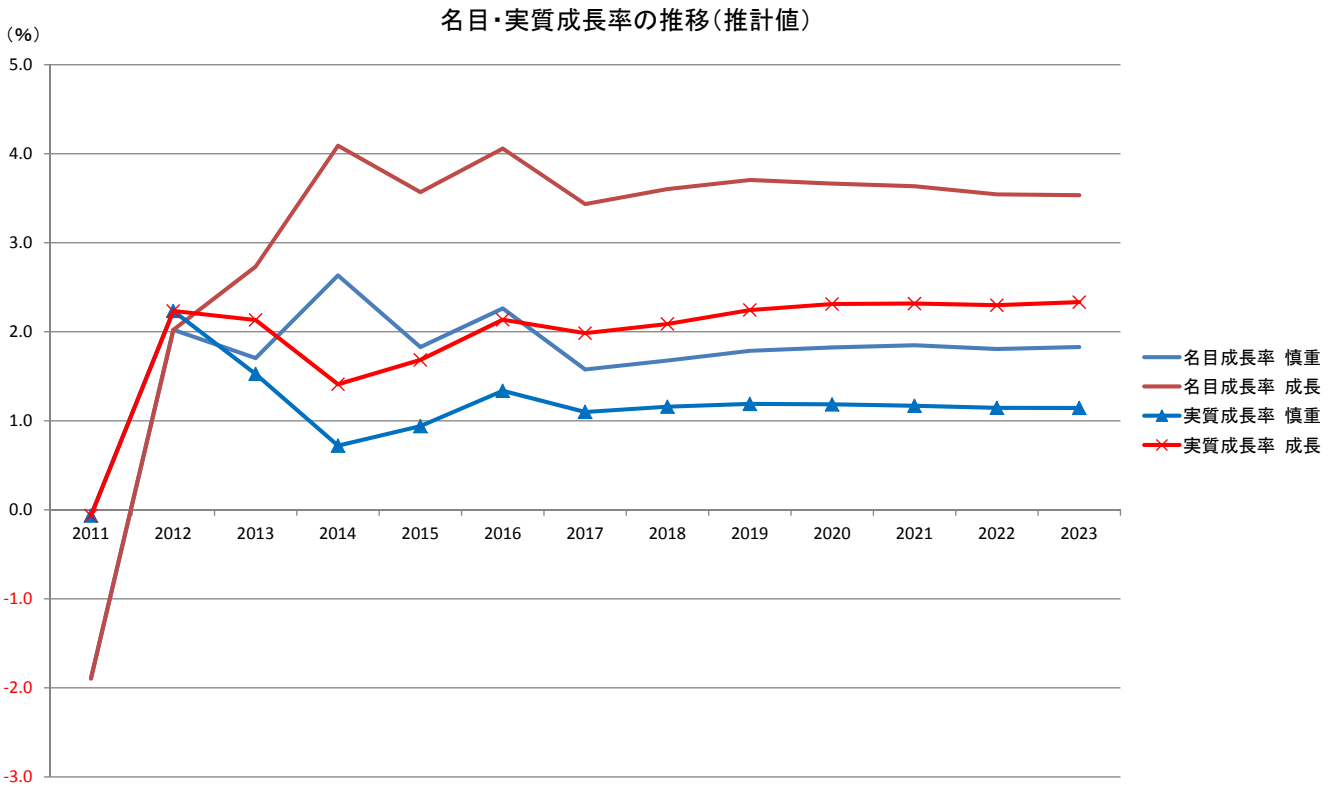
一般道路の旅行速度推移



出典: 国土交通省「道路交通センサス」(各年度)による平日値
注) 1. 昭和55～平成2年度の旅行速度はピーク時に調査、平成6年度以降は混雑時に調査したものである。
2. 一般都道府県道については昭和63年度(1988年度)以前は調査を行っていない。
3. 昭和58年度(1983年度)は主要地方道の調査は行っていない。
4. 交通不能区間を含む。
5. 高速道路計には一般国道の自動車専用道路を含まない。



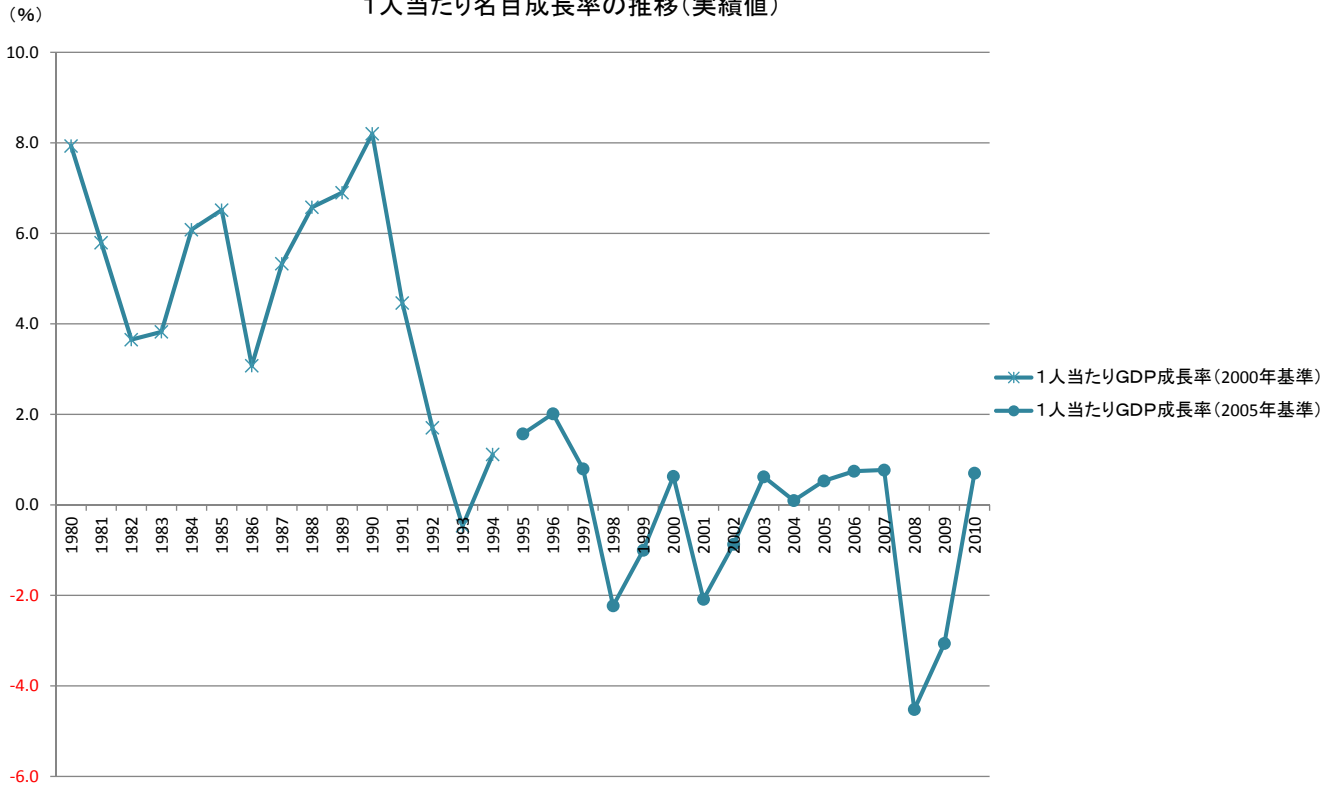
内閣府「国民経済計算」より作成。



内閣府「経済財政の中長期試算」より作成。

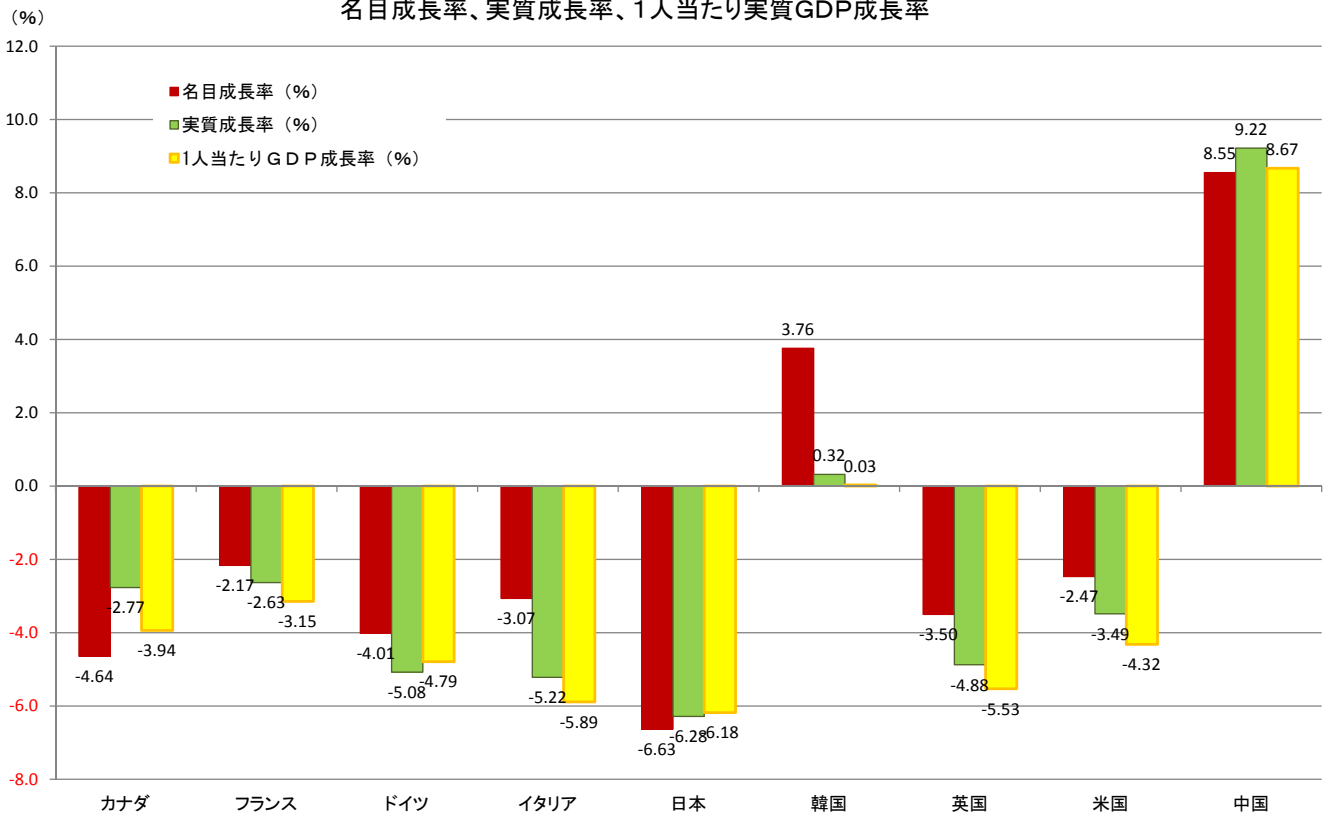
(注)内外の経済環境に関する異なる2つの想定の下、試算が行われた。
 成長戦略シナリオ: 堅調な内外経済環境の下で「日本再生の基本戦略」において示された施策が着実に実施され2011~2020年度の平均成長率は、名目3%程度、実質2%程度となる。
 慎重シナリオ: 慎重な前提の下で、2020年度までの平均で名目1%台半ば、実質1%強の成長となる。

1人当たり名目成長率の推移(実績値)



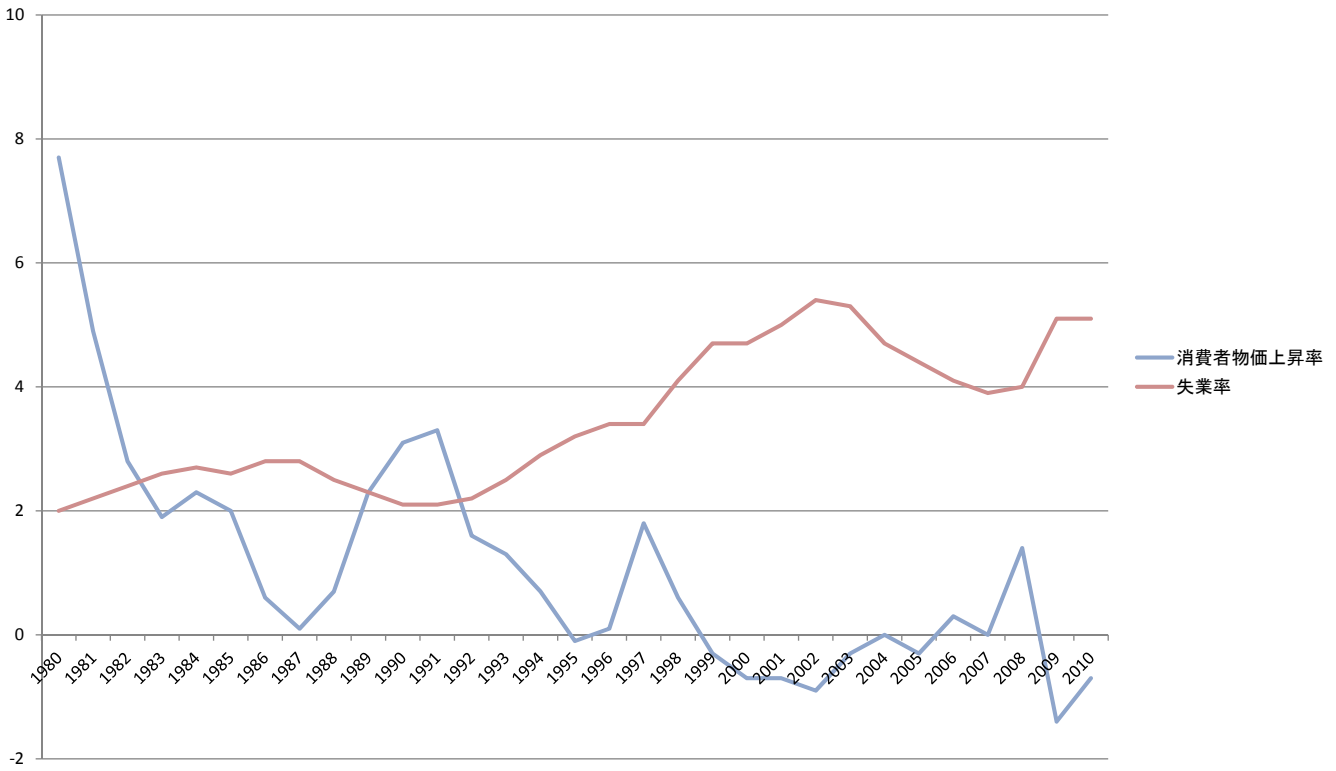
内閣府「国民経済計算」、総務省「人口推計」より作成。

名目成長率、実質成長率、1人当たり実質GDP成長率



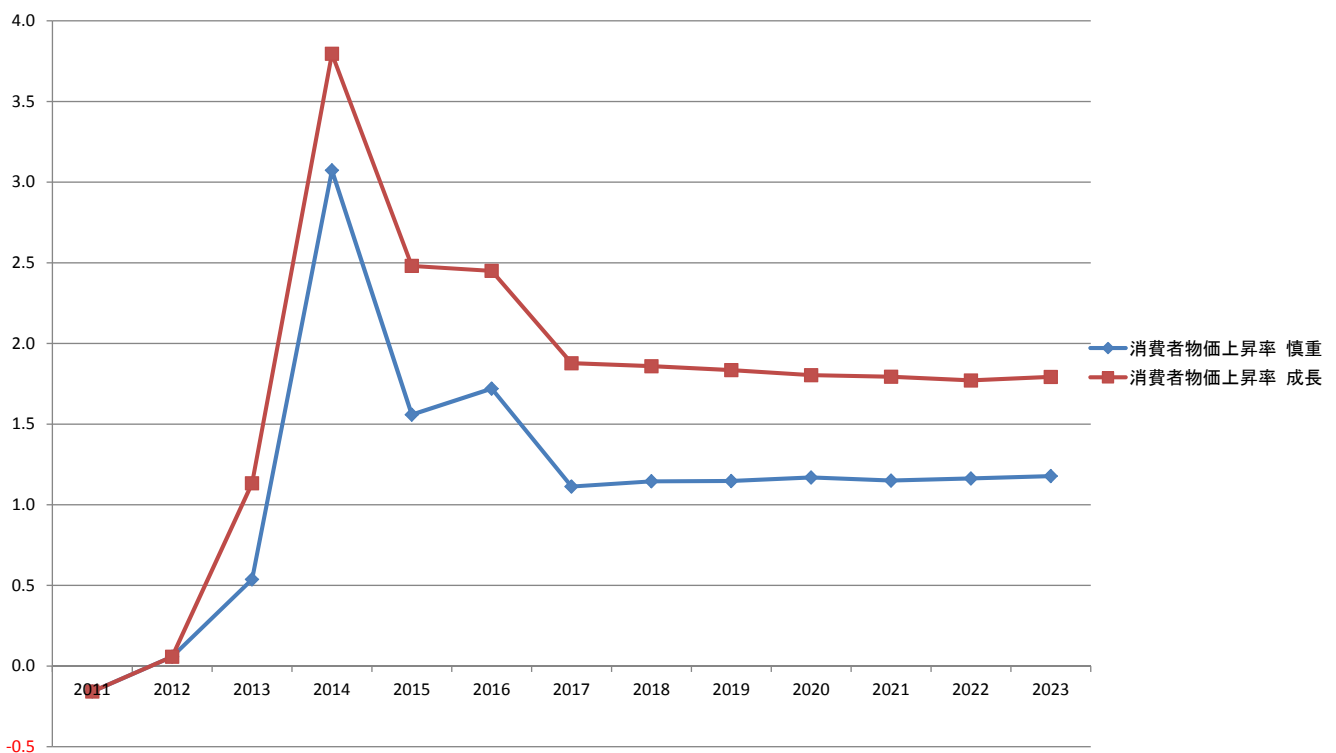
IMF "World Economic Outlook"より作成。

消費者物価上昇率及び失業率の推移(実績値)



総務省「消費者物価指数」、「労働力調査」より作成。

消費者物価上昇率の推移(推計値)



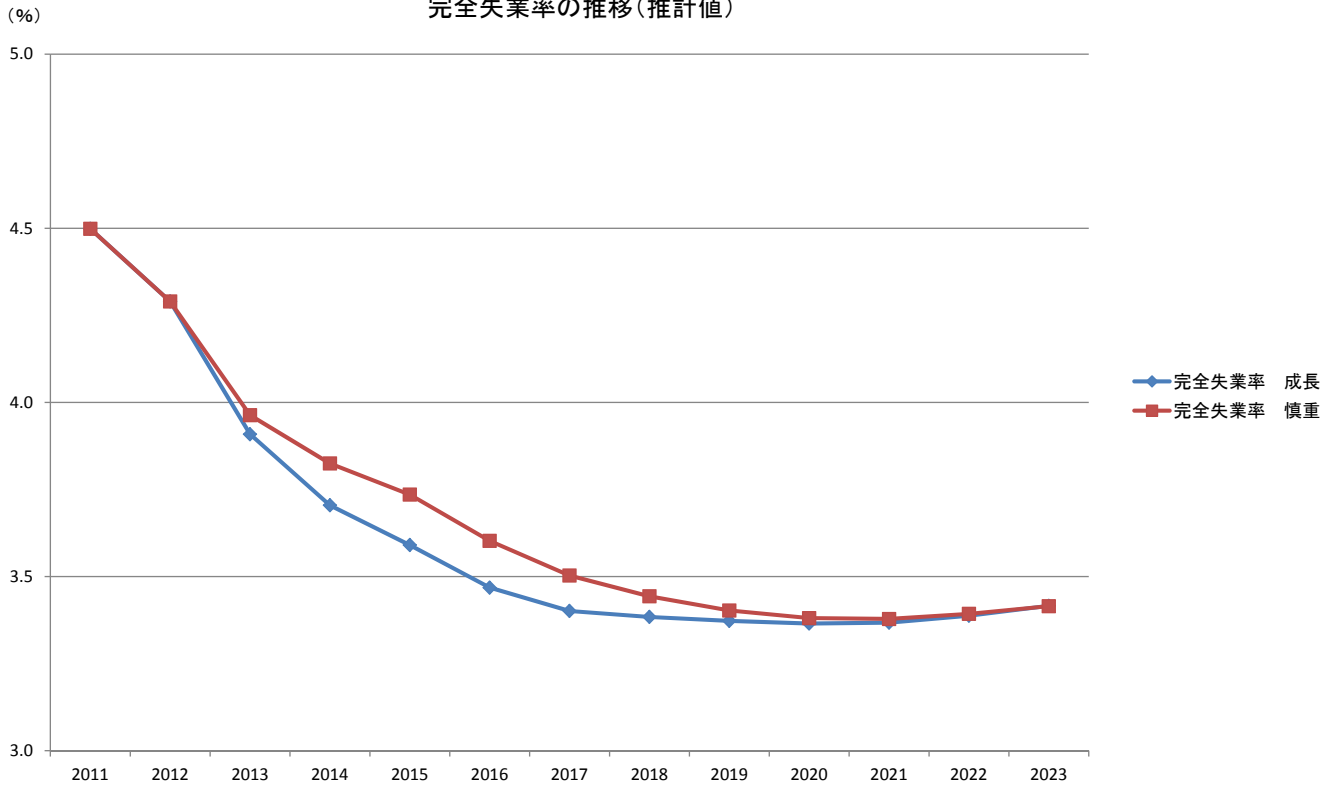
内閣府「経済財政の中長期試算」より作成。

(注)内外の経済環境に関する異なる2つの想定の下、試算が行われた。

成長戦略シナリオ: 堅調な内外経済環境の下で「日本再生の基本戦略」において示された施策が着実に実施され2011~2020年度の平均成長率は、名目3%程度、実質2%程度となる。

慎重シナリオ: 慎重な前提の下で、2020年度までの平均で名目1%台半ば、実質1%強の成長となる。

完全失業率の推移(推計値)



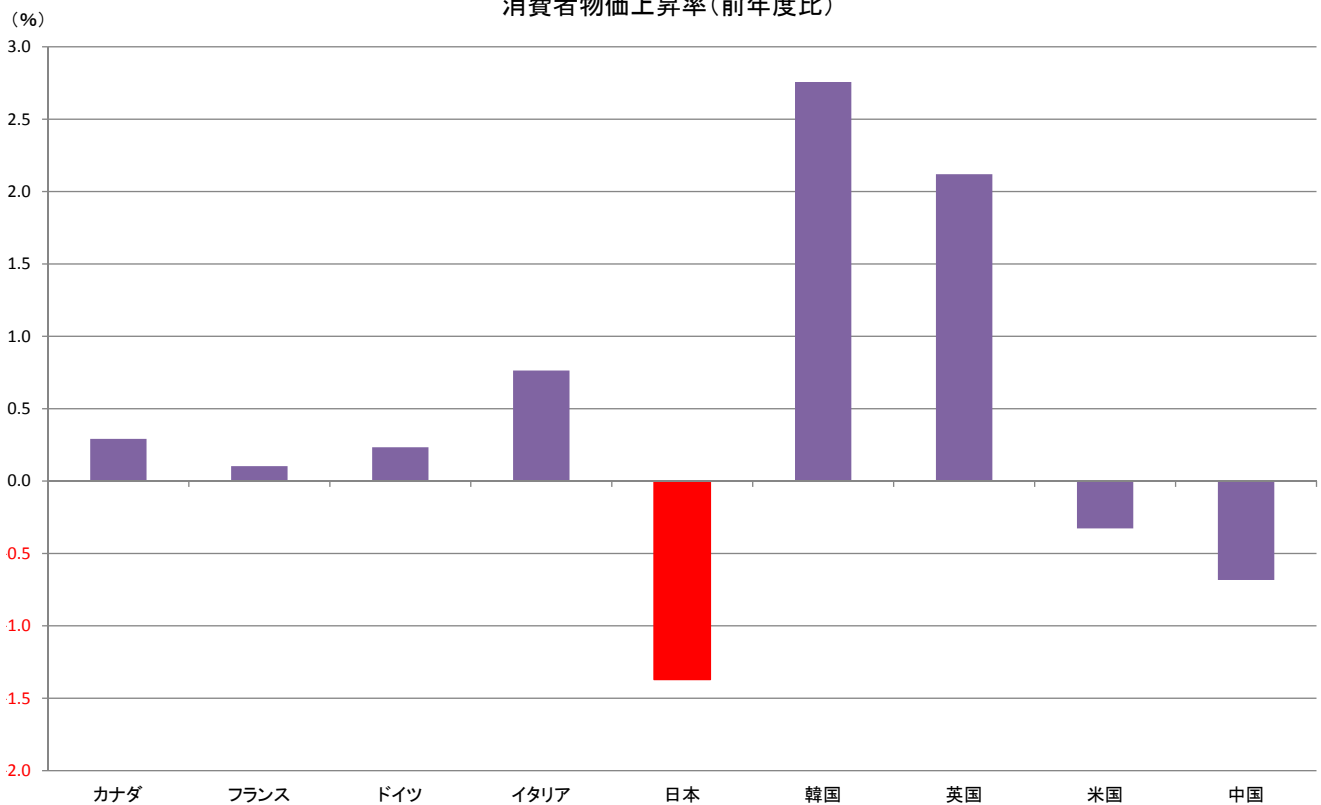
内閣府「経済財政の中長期試算」より作成。

(注)内外の経済環境に関する異なる2つの想定の下、試算が行われた。

成長戦略シナリオ: 堅調な内外経済環境の下で「日本再生の基本戦略」において示された施策が着実に実施され2011~2020年度の平均成長率は、名目3%程度、実質2%程度となる。

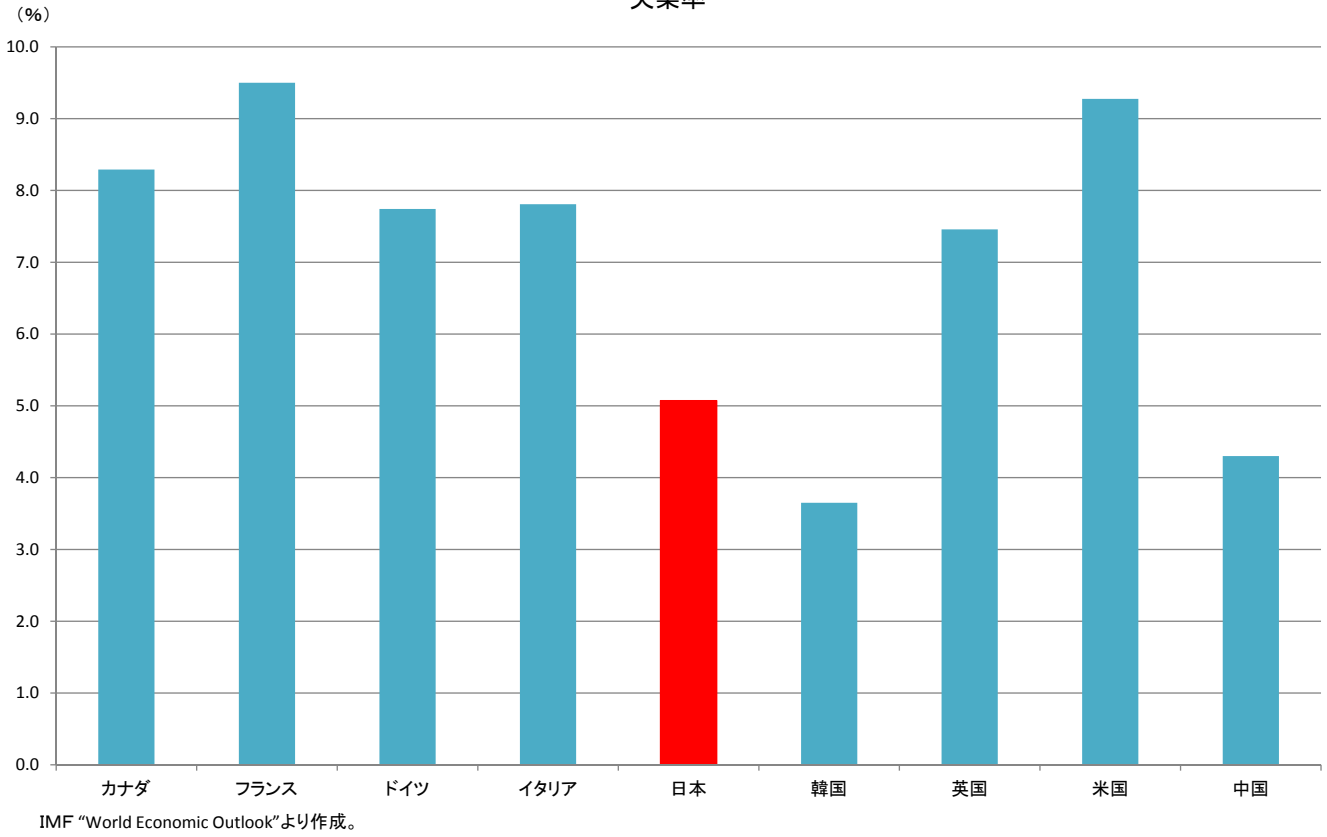
慎重シナリオ: 慎重な前提の下で、2020年度までの平均で名目1%台半ば、実質1%強の成長となる。

消費者物価上昇率(前年度比)

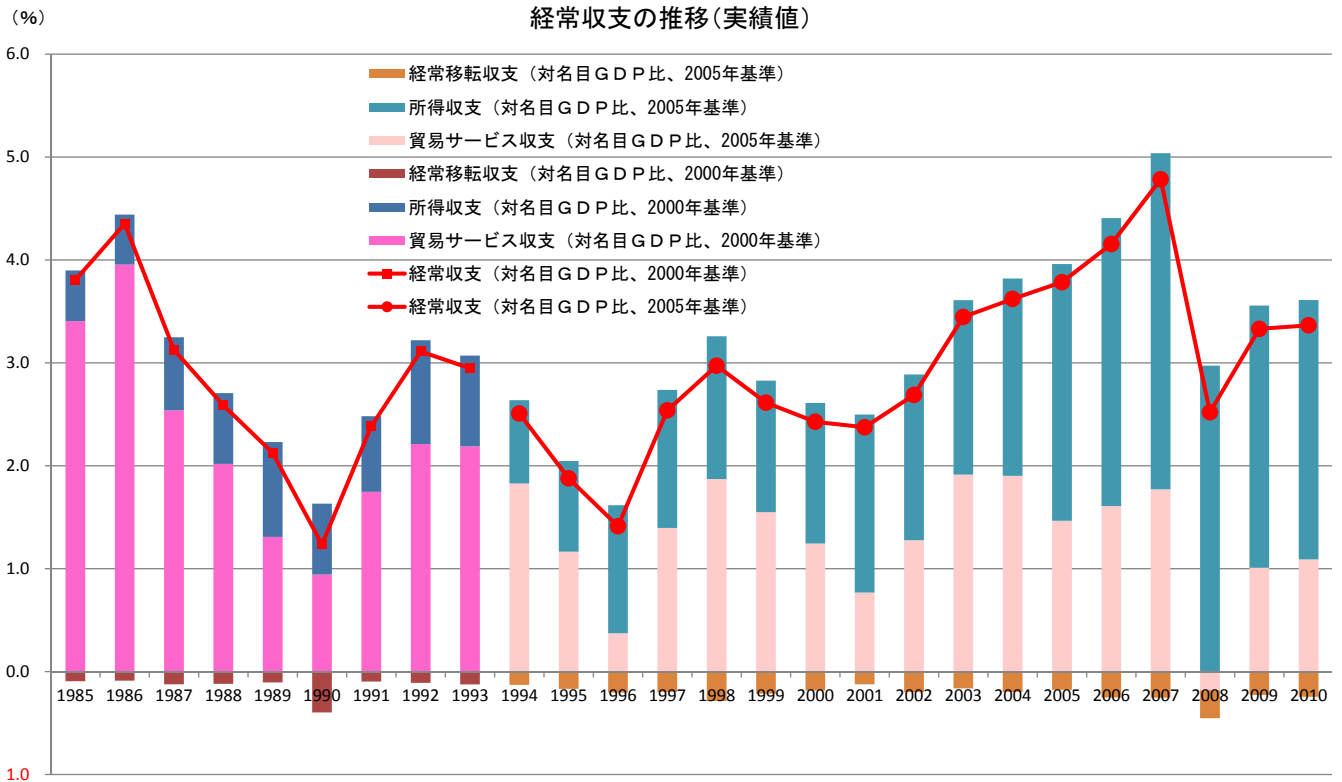


IMF "World Economic Outlook"より作成。

失業率



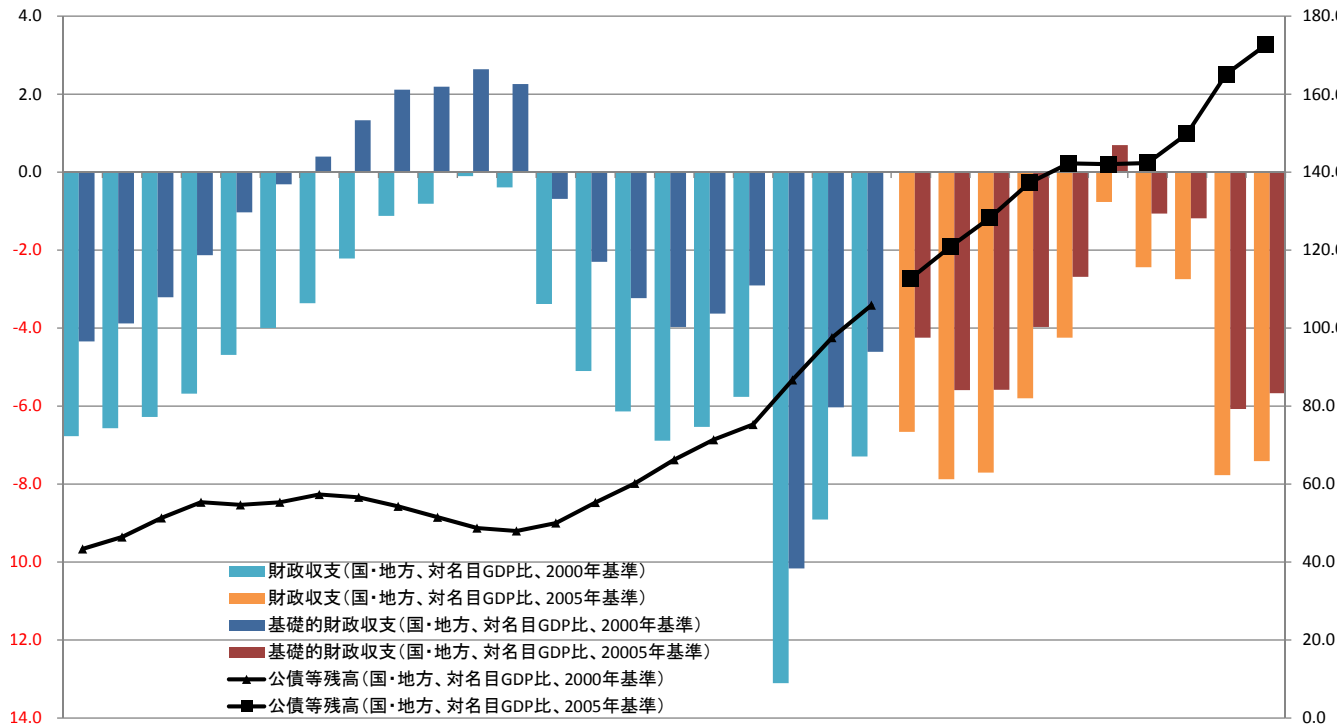
経常収支の推移(実績値)



基礎的財政収支
財政収支
対名目GDP比(%)

基礎的財政収支、財政収支
及び公債等残高の推移(実績値)

公債等残高
対名目GDP比(%)



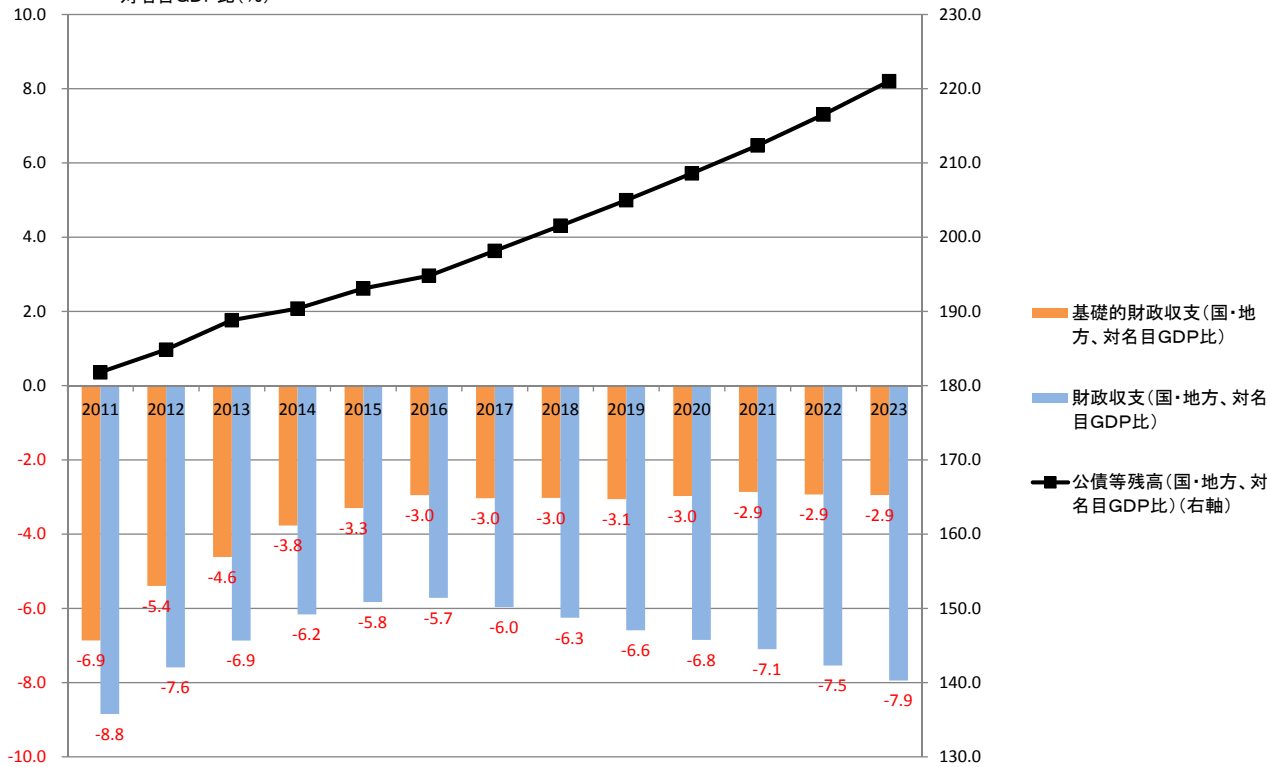
1980 1981 1982 1983 1984 1985 1986 1987 1988 1989 1990 1991 1992 1993 1994 1995 1996 1997 1998 1999 2000 2001 2002 2003 2004 2005 2006 2007 2008 2009 2010

内閣府「国民経済計算」、財務省「財務統計」より作成。

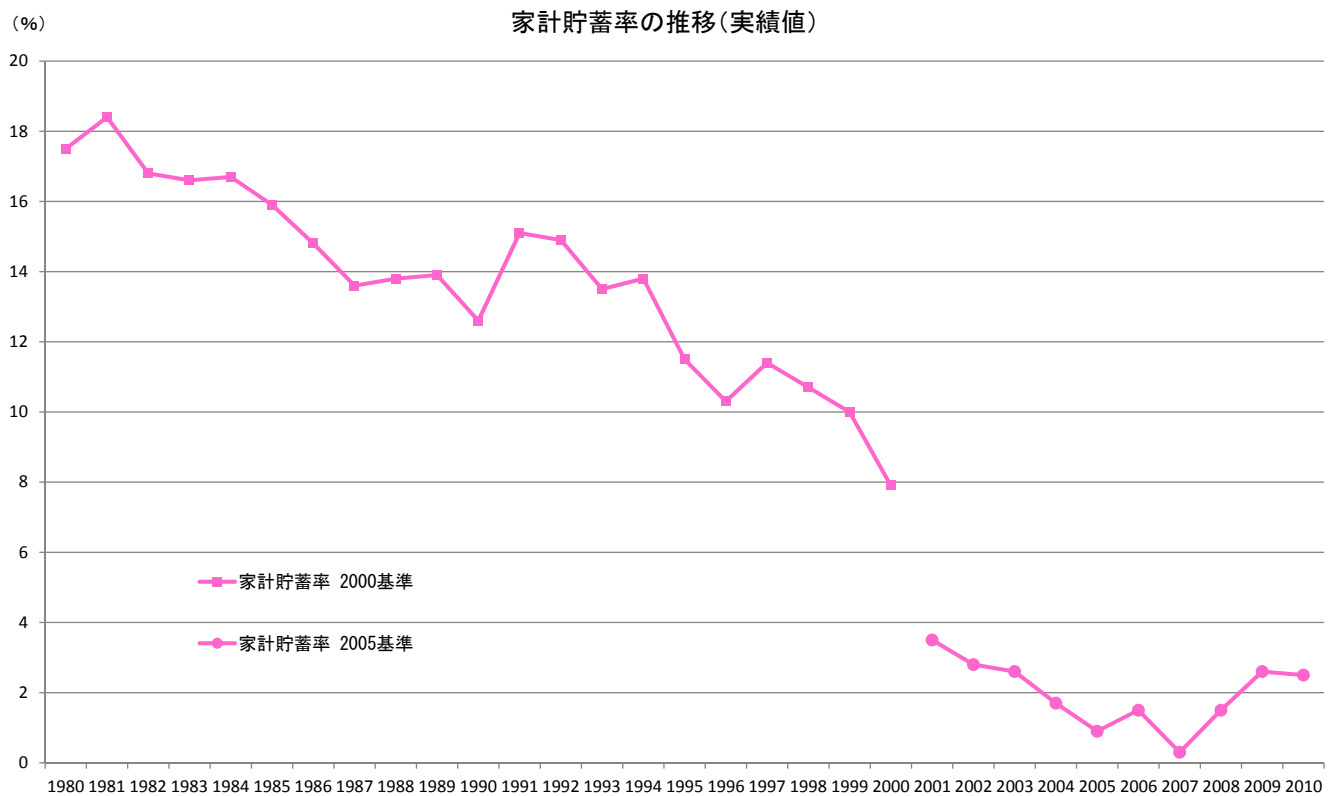
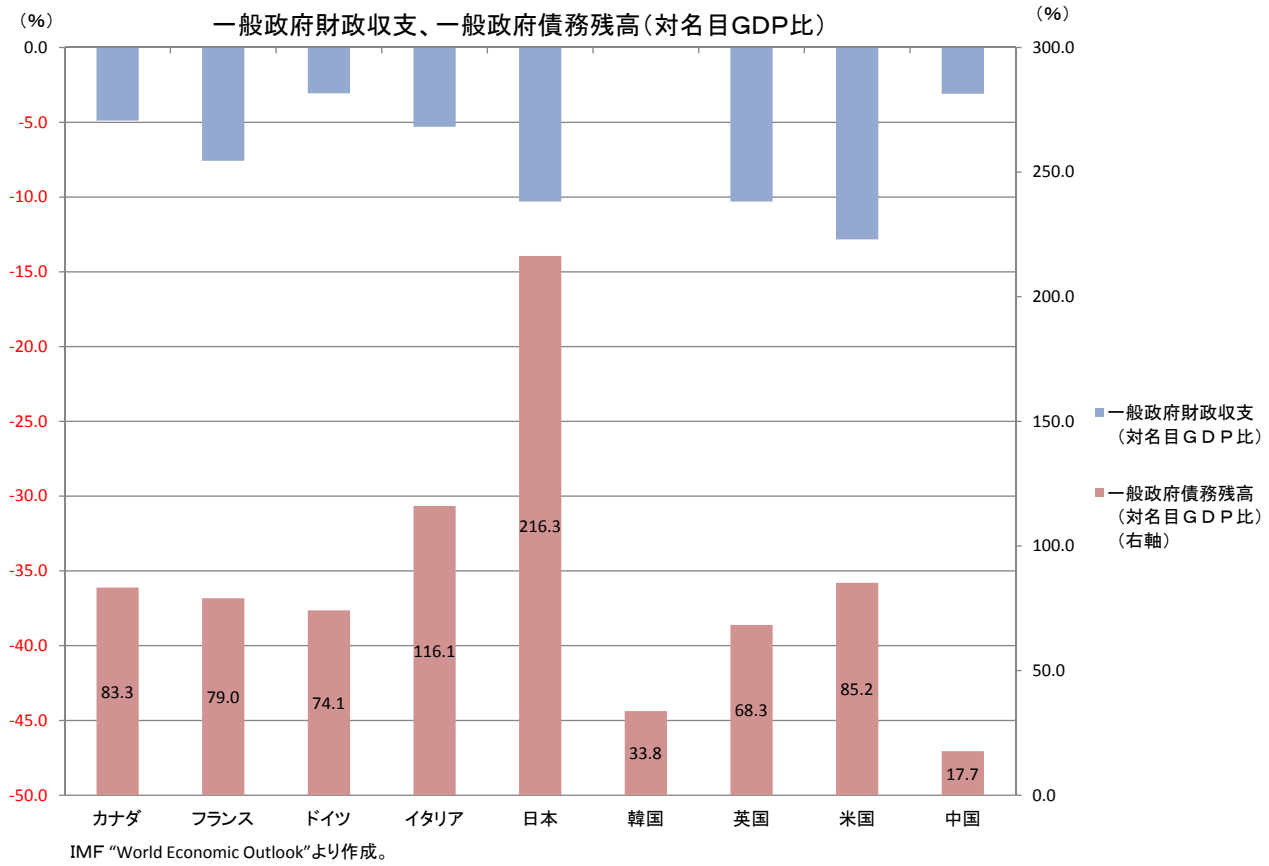
基礎的財政収支、
財政収支、
対名目GDP比(%)

基礎的財政収支、財政収支及び
公債等残高の推移(推計値)

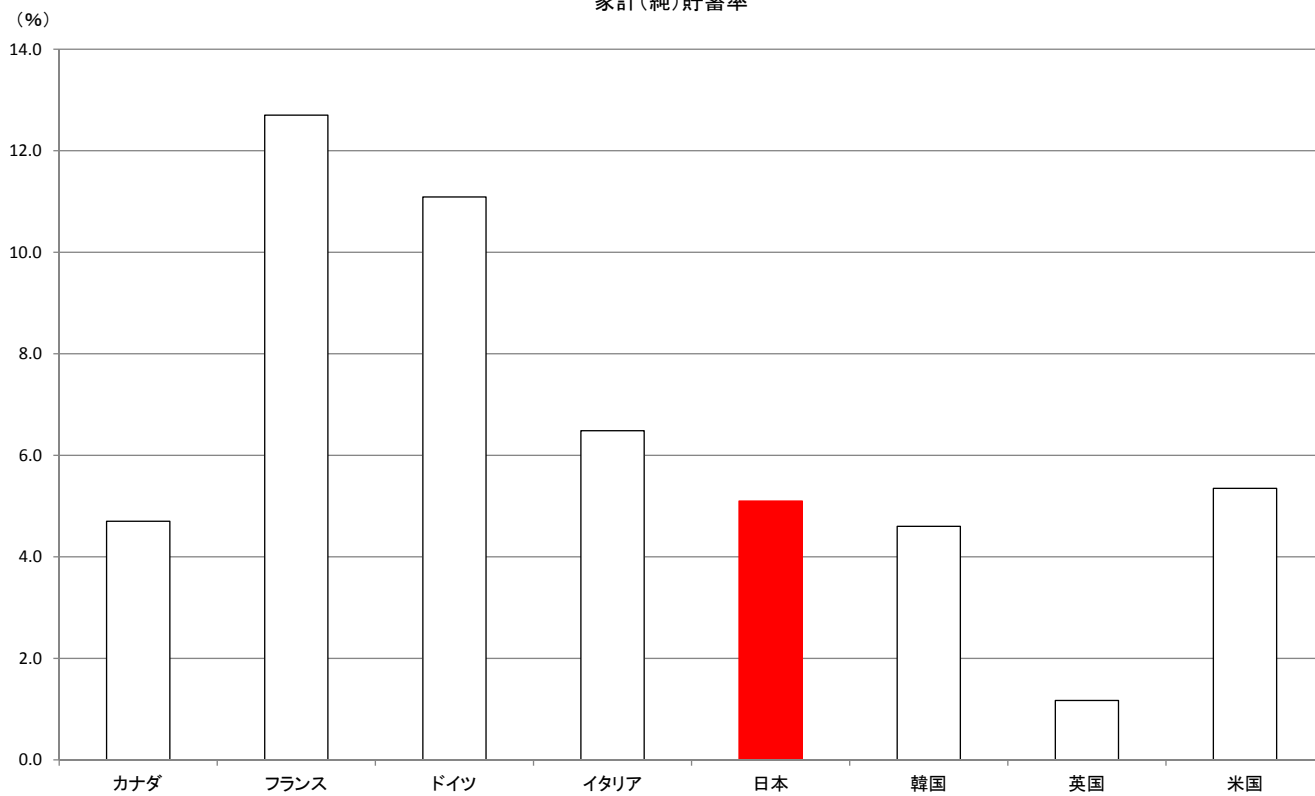
公債等残高
対名目GDP比(%)



内閣府「経済財政の中長期試算」より作成。

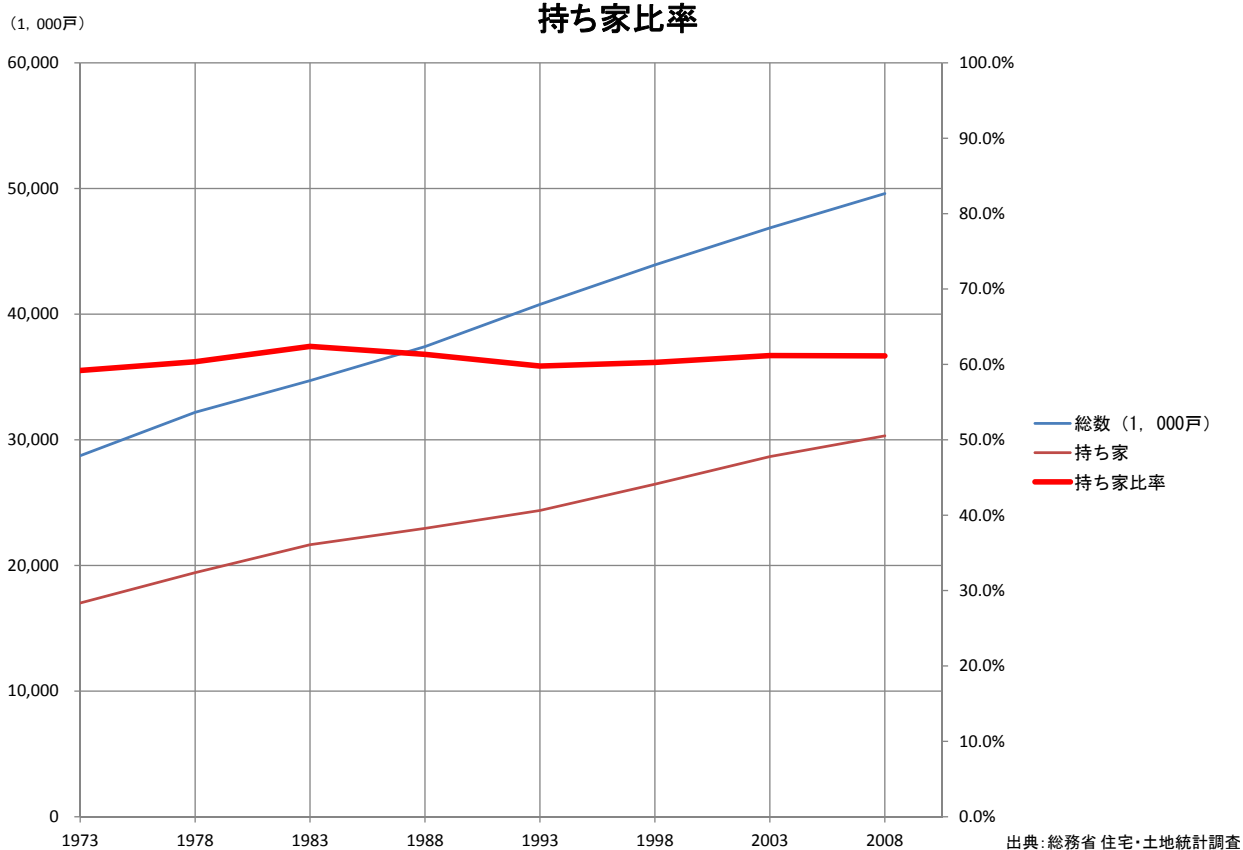


家計(純)貯蓄率



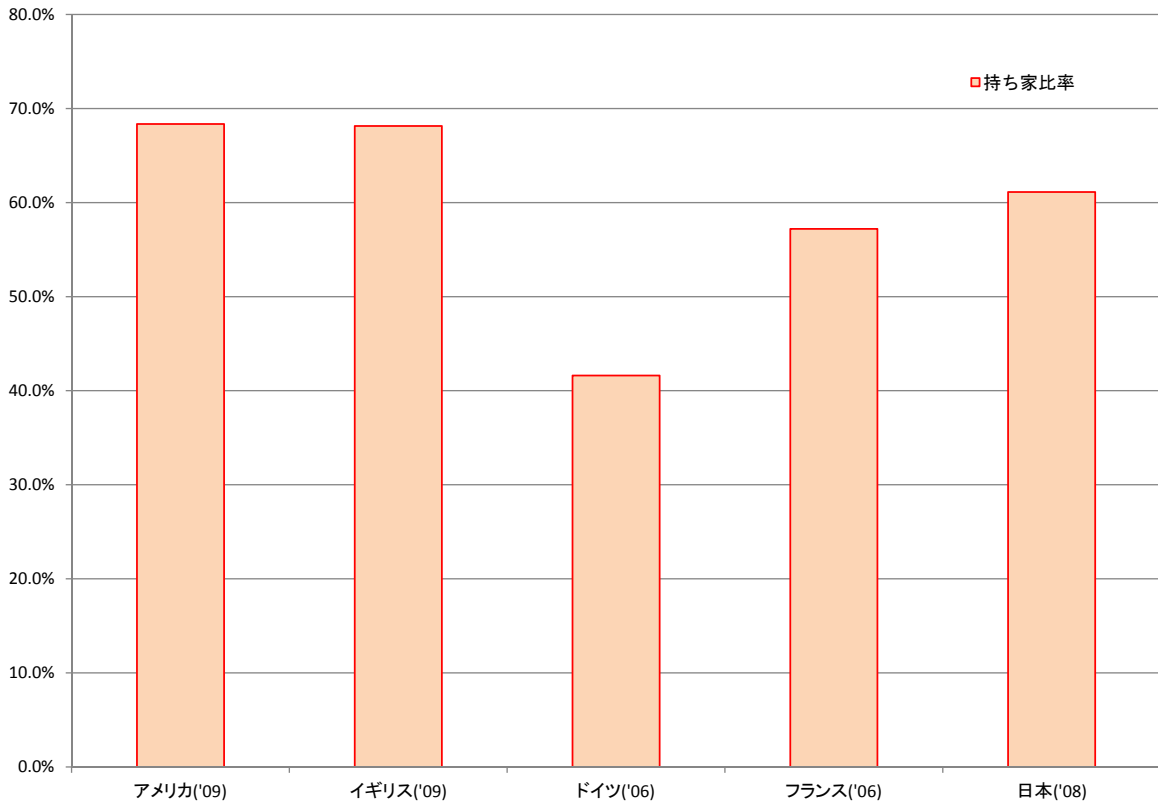
OECD.Stat より作成。

持ち家比率



出典:総務省 住宅・土地統計調査

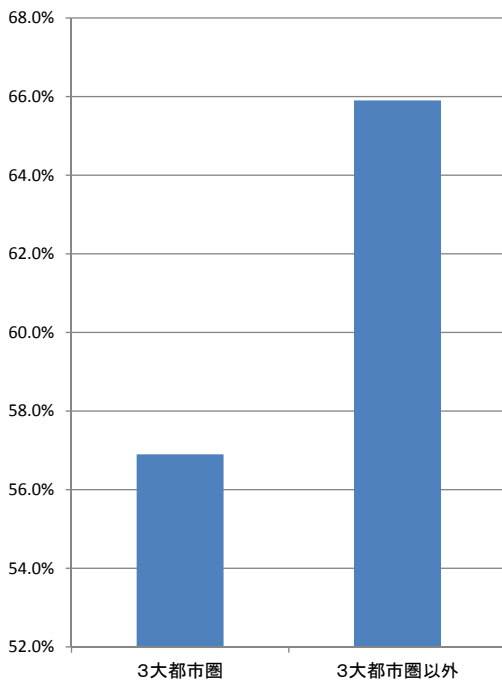
持ち家比率の国際比較



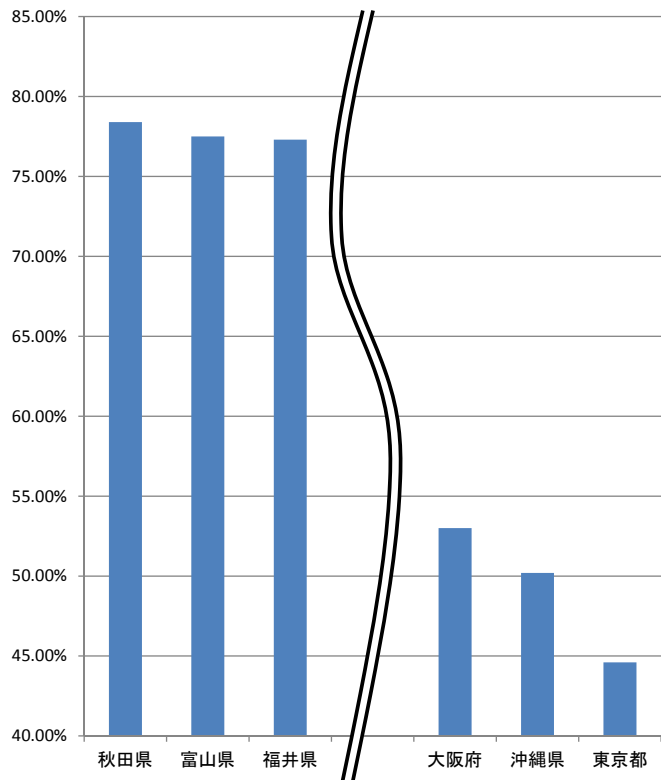
出典: アメリカ (American Housing Survey)
 イギリス (English Housing Survey Housing Stock Summary Statistics Tables 2009)
 ドイツ (Statistisches Bundesamt, Statistisches Jahrbuch 2008)
 フランス (Insee, Enquête logement 2006)
 日本 (総務省「平成20年住宅・土地統計調査」)

都道府県別持ち家比率 上位/下位3都道府県

持ち家比率都市と地方の比較

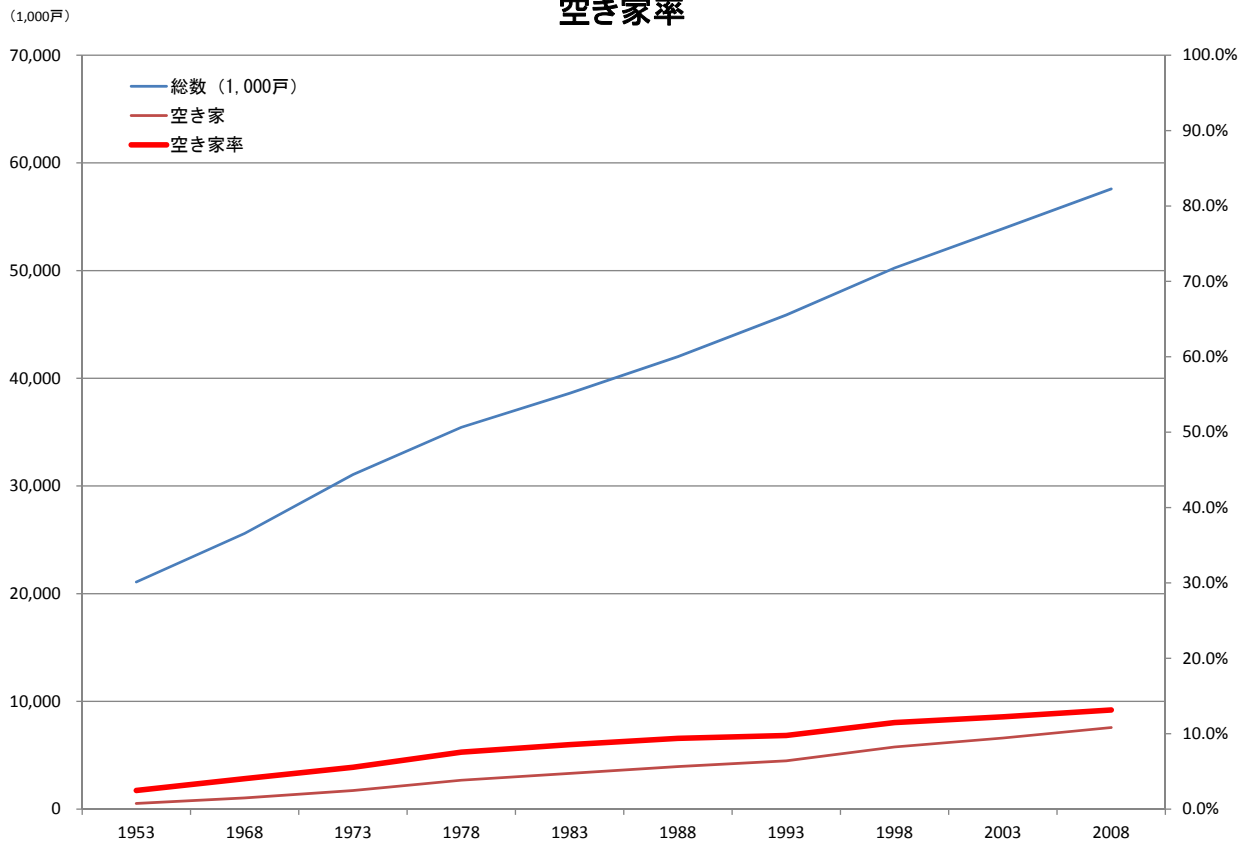


※3大都市圏: 関東・中京・近畿の3大都市圏

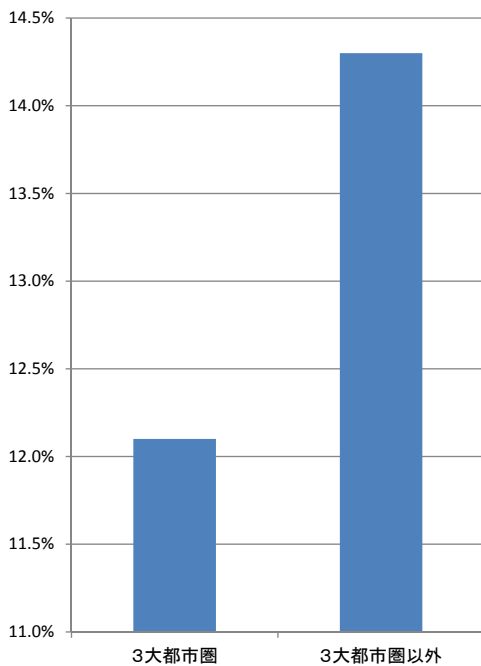


出典: 2008年住宅・土地統計調査

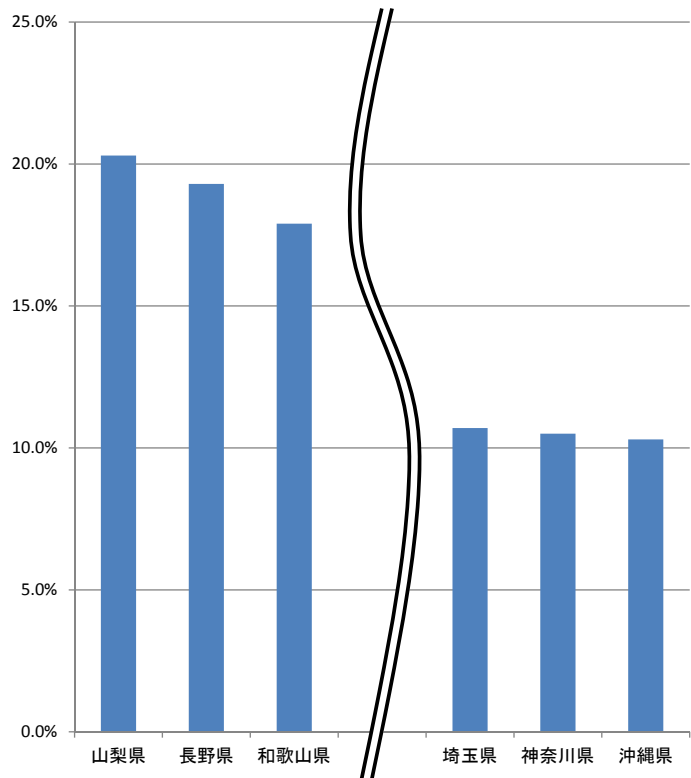
空き家率



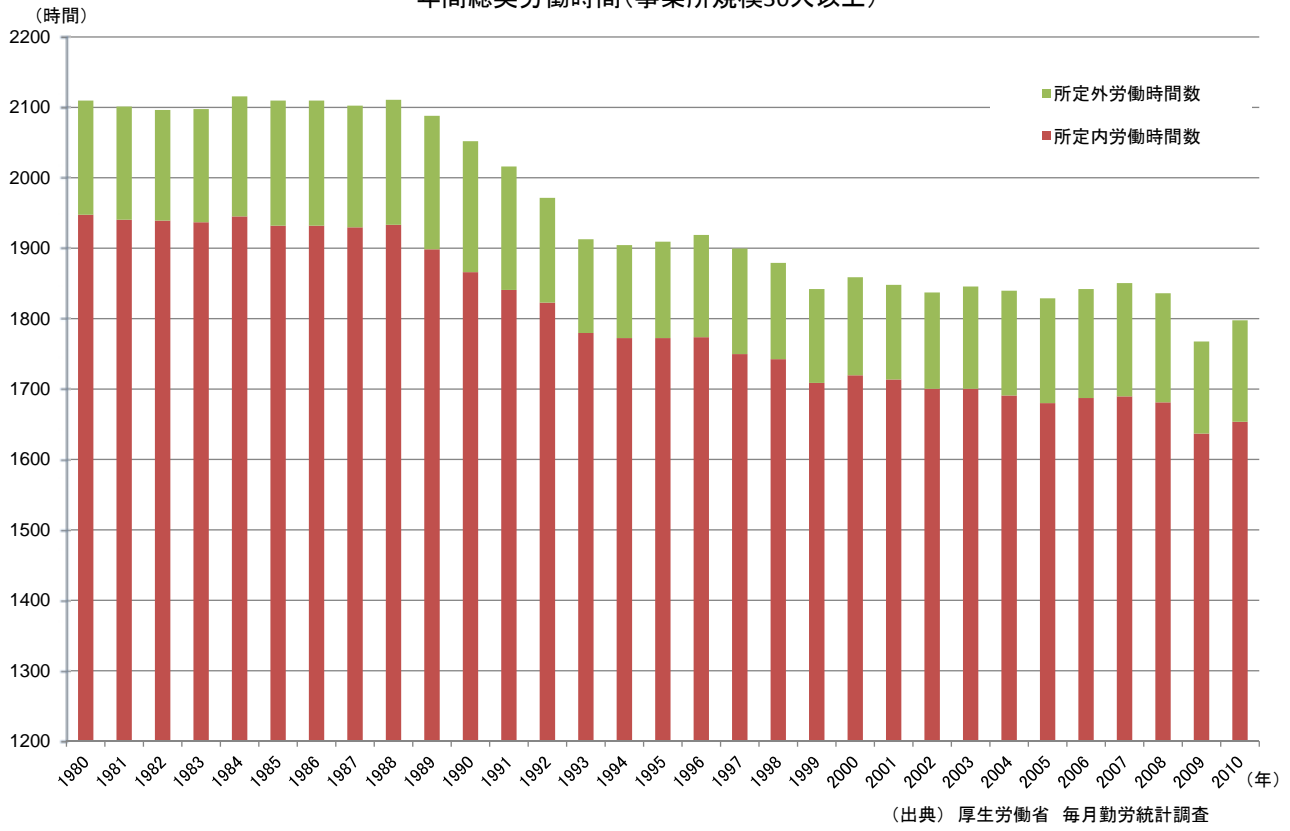
空き家比率都市と地方の比較



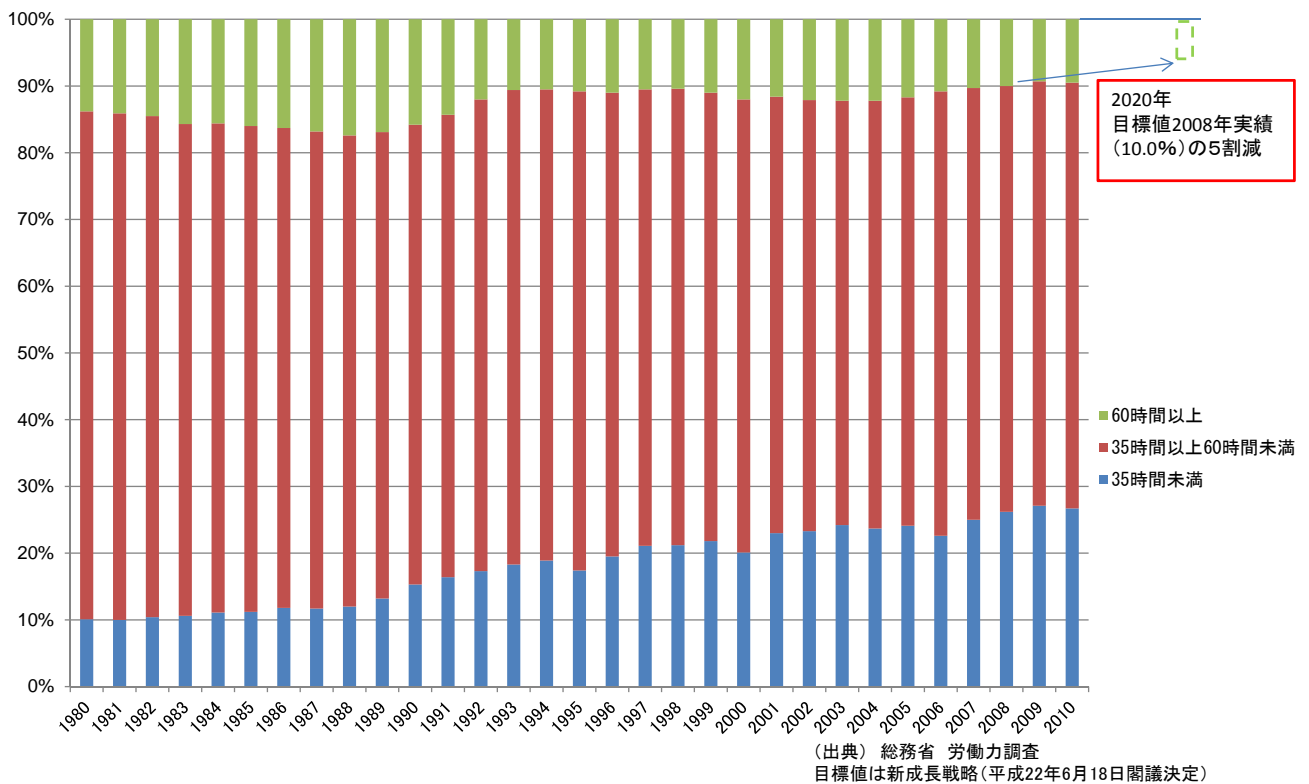
都道府県別空き家比率 上位／下位3都道府県



年間総実労働時間(事業所規模30人以上)



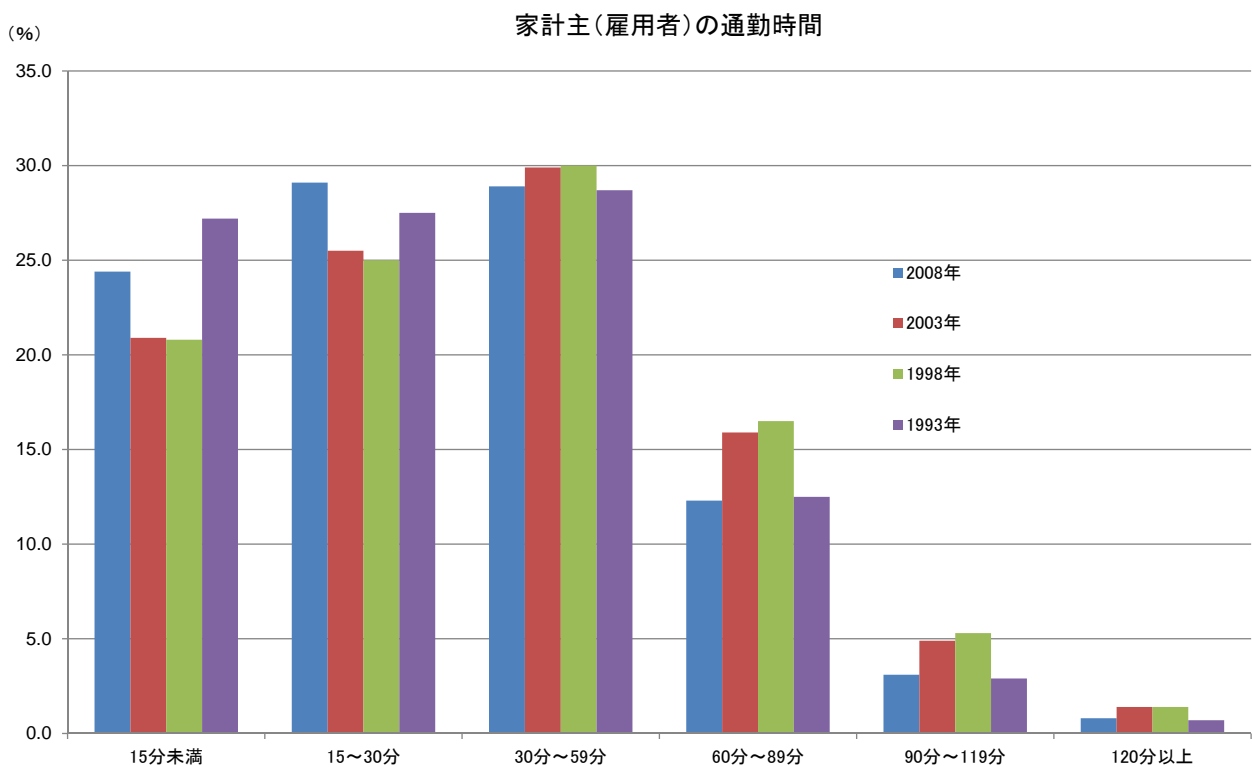
週間就業時間別雇用者の推移



1人当たり平均年間総実労働時間(2007年)

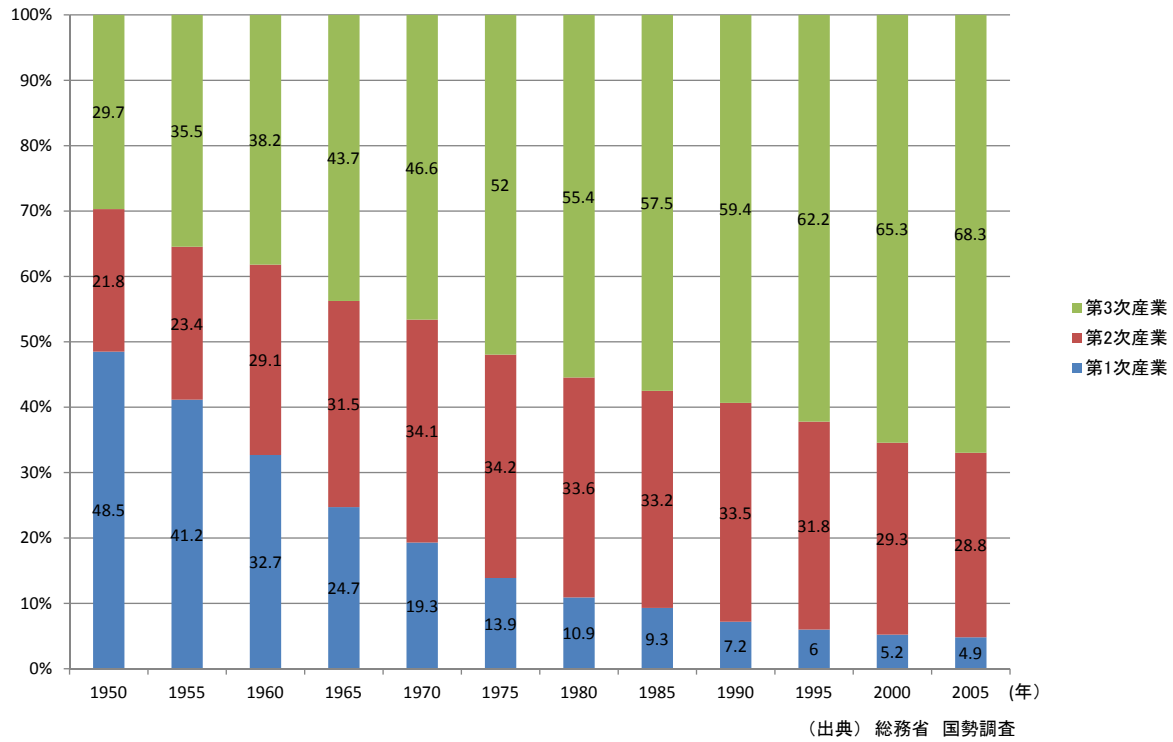
国	日本	アメリカ	イギリス	ドイツ	フランス	イタリア	韓国	デンマーク
就業者	1,785	1,798	1,673	1,431	1,556	1,816	2,316	1,571
雇用者	1,808	1,799	1,660	1,354	1,468	-	2,090	1,547

(出典) OECD Database(<http://stats.oecd.org/>) “Average annual hours actually worked per worker”
2010年7月現在, OECD (2010.7) Employment Outlook 2010

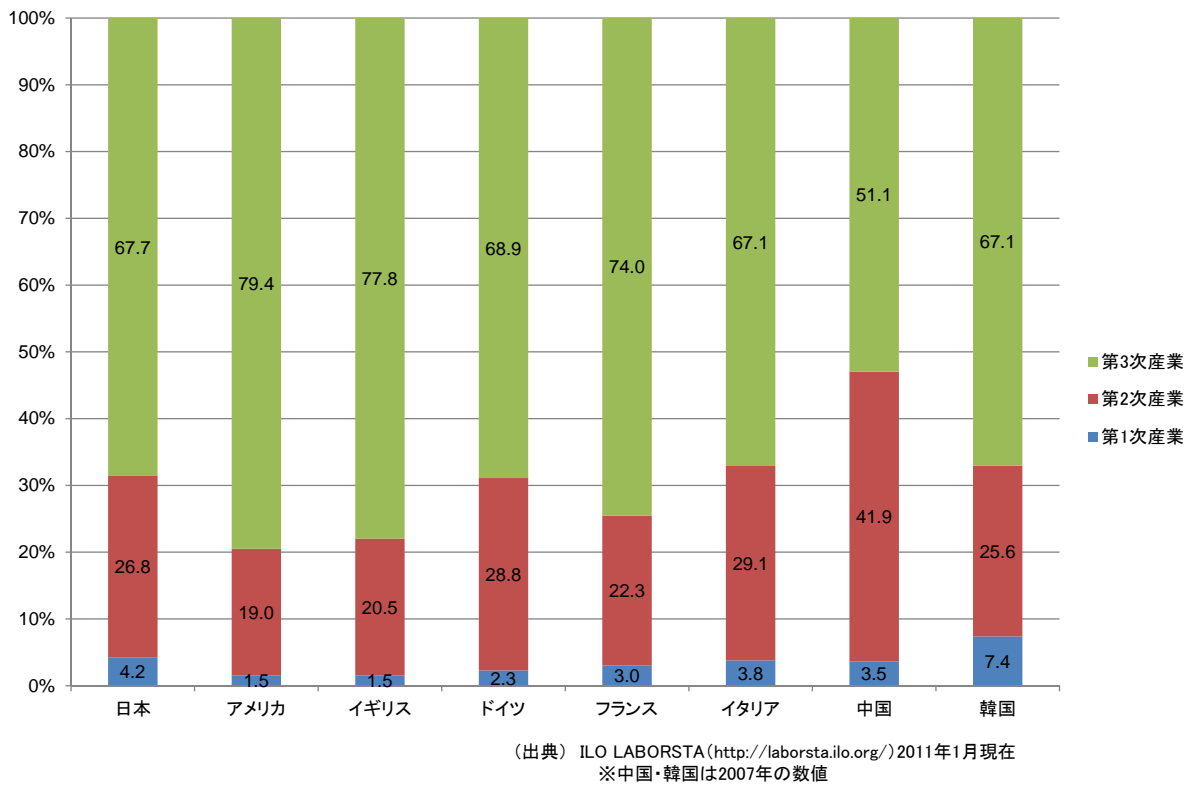


(出典) 総務省 住宅・土地統計調査

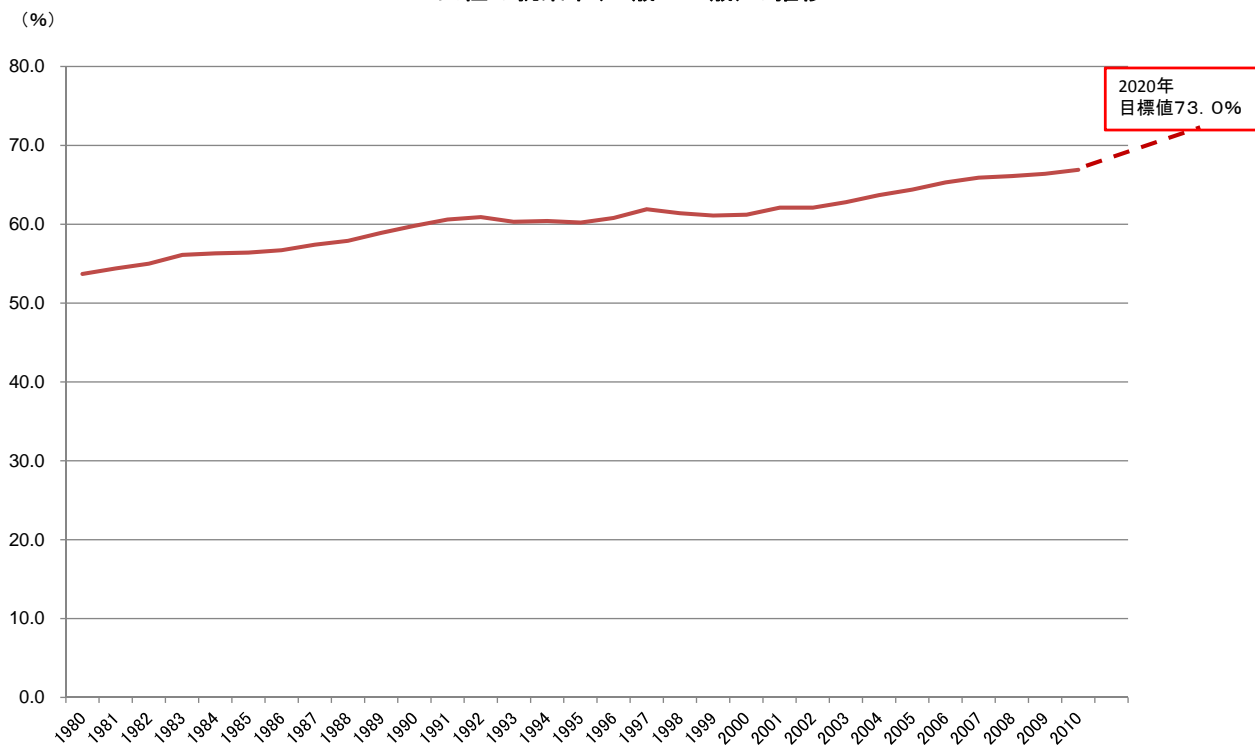
産業(3部門)就業者の割合の推移(1950年～2005年)



就業者の産業別構成比(2008年)

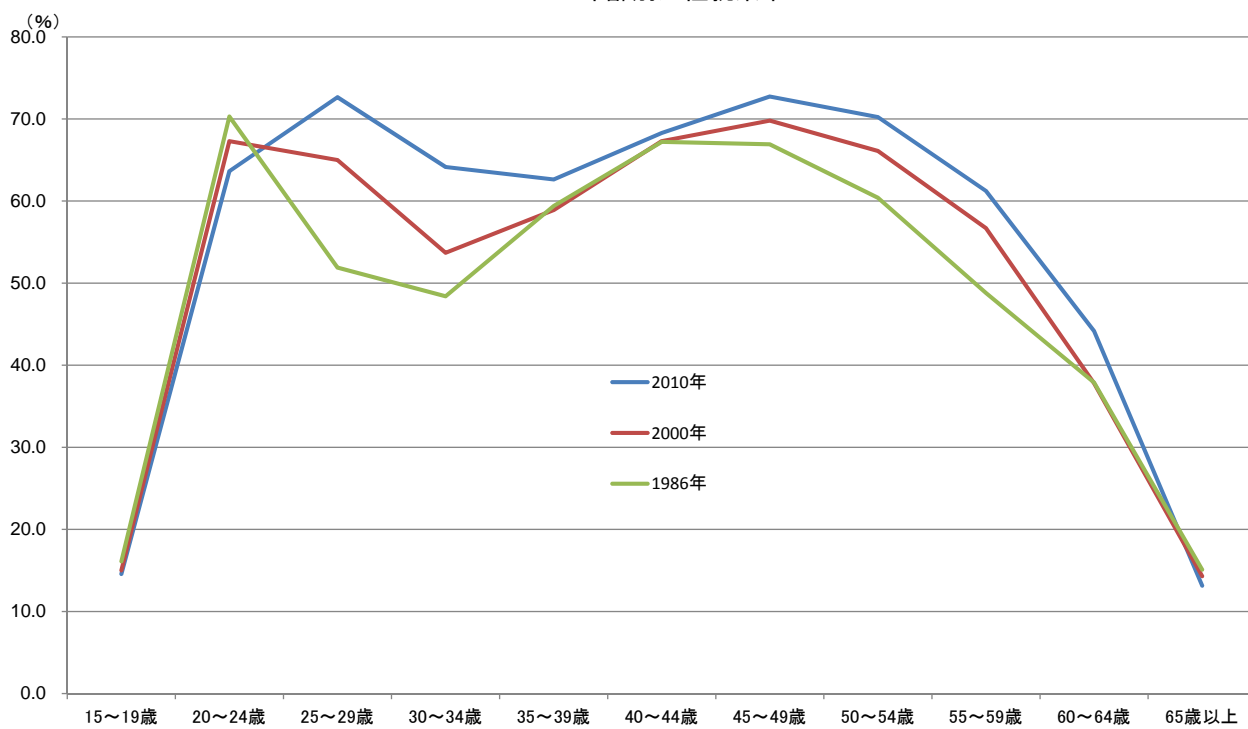


女性の就業率(25歳～44歳)の推移

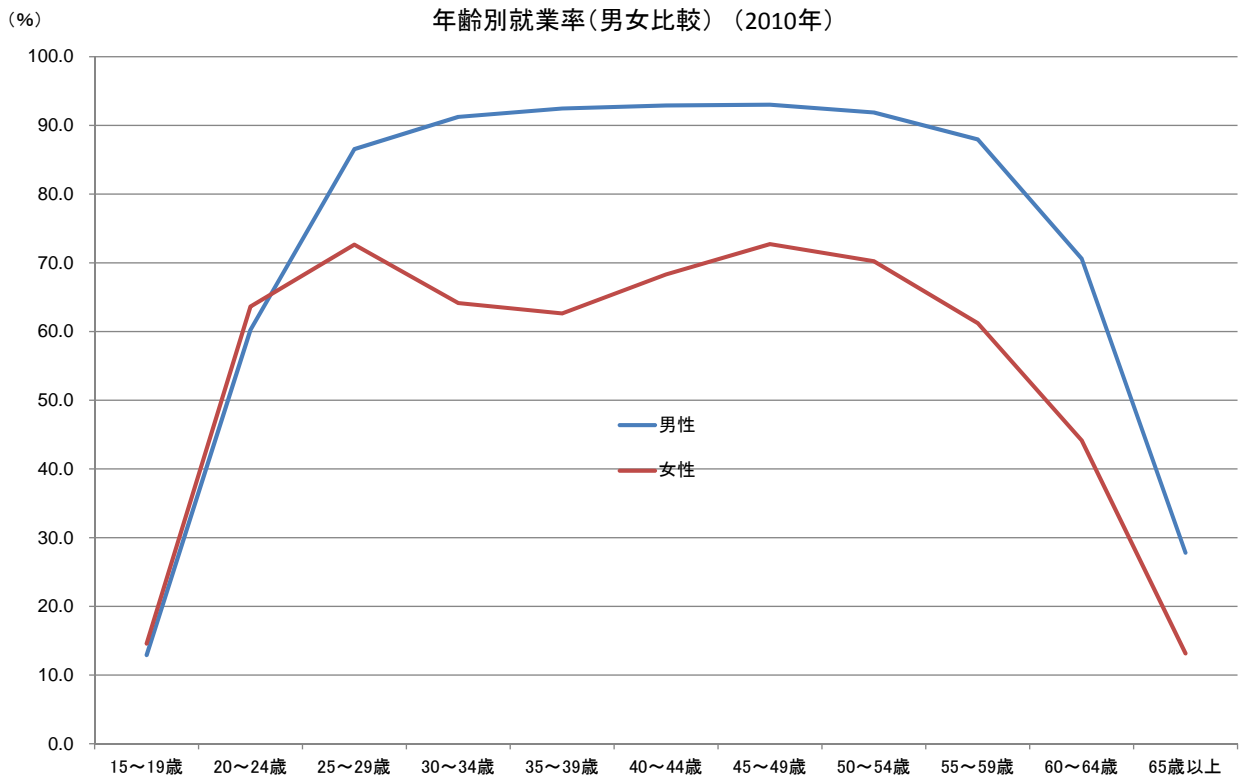


(出典) 総務省 労働力調査
 目標値は新成長戦略(平成22年6月18日閣議決定)

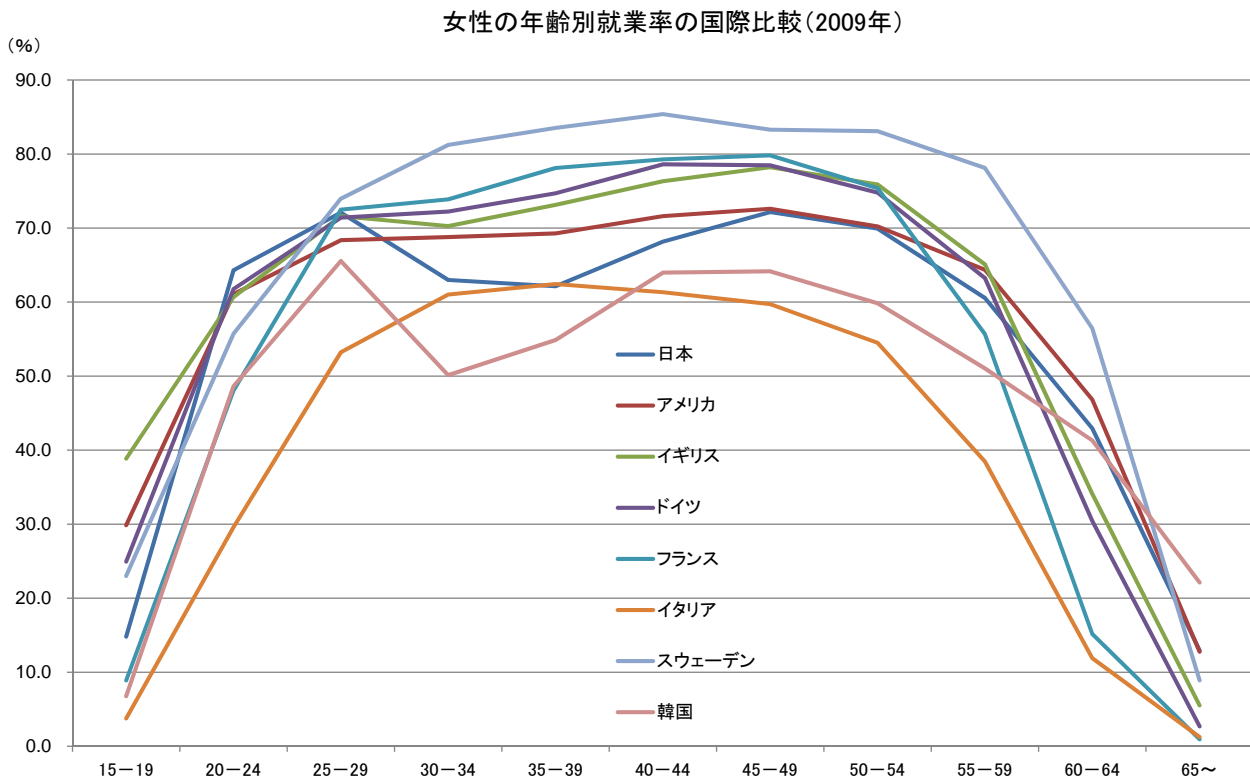
年齢別女性就業率



(出典) 総務省 労働力調査



(出典) 総務省 労働力調査



(出典) OECD Database (<http://stats.oecd.org/>) "Labour Force Statistics" 2010年7月現在

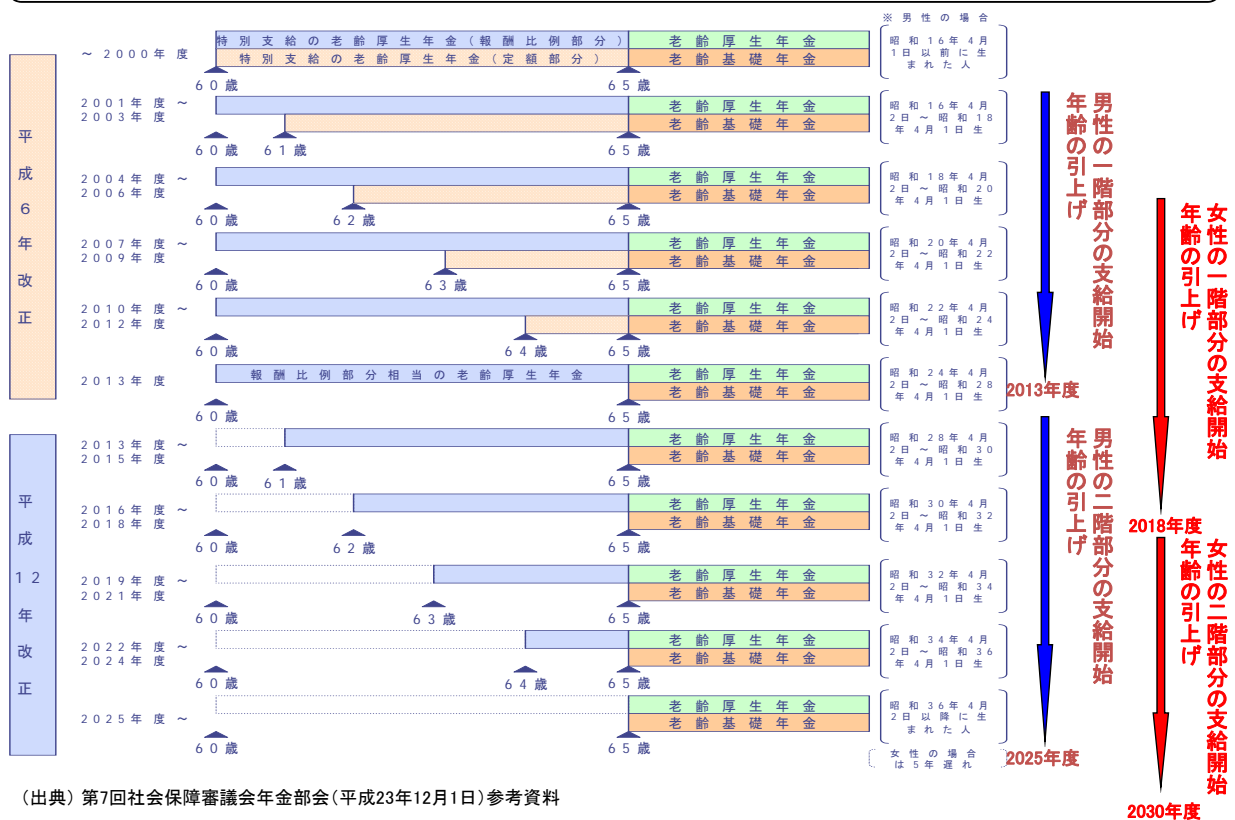
年齢に関する法制度等（定年等関係）

	日本	アメリカ	イギリス	ドイツ	フランス
定年年齢等根拠法令	高齢者等雇用安定法、雇用対策法	雇用における年齢差別禁止法 (Age Discrimination in Employment Act of 1967: ADEA)	2006年雇用均等(年齢)規則 (Employment Equality (Age) Regulations 2006)	一般雇用機会均等法 (Allgemeines Gleichbehandlungsgesetz: AGG (通称反差別法) など)	労働法典L1132-1条(差別防止に関する一般規定)など(「差別防止に関する法律」(Loi relative à la lutte contre les discriminations)により改正)
施行年月	2006年4月 (60歳定年制は1995年4月より施行)	1967年	2006年10月	2006年8月	(2010年1月に改正)
定年制	可(60歳以上) 但し、65歳までの雇用制度の導入等の高齢者雇用確保措置の導入義務有。(定年年齢の引上げ、継続雇用制度の導入、定年年齢の廃止のいずれか)(段階的引上げ: 2010年4月1日~2013年3月31日までの間の義務対象年齢は64歳)	原則不可 例外として、 (1)特定の業務(パイロットなど)の正常な遂行のため合理的に必要とされる定年制、 (2)高級管理職で一定額以上の退職給付(年金)を受給できる者に対する65歳以上定年制、がある。	可(65歳以上) 但し、65歳未満の定年制も一定条件下では可。 なお、2011年中には廃止を予定(職種特性など正当な理由がある場合を除く)。	可(65歳以上) 但し、65歳未満の定年制も一定条件下では可。	可(原則として、70歳以上) 但し、一定の条件下、67歳以上の定年設定が可能。(1955年以前生まれの従業員に対しては、65歳4か月~66歳8か月以上の定年設定が可能。)
高齢者の解雇に対する特別な保護等		雇用における年齢差別禁止法 上記の例外を除き、年齢を理由とする解雇を差別として原則的に禁じている。	高齢者に対する雇用保護制度の付与(適用除外措置の廃止) 65歳以上の者にも(1)不正に解雇されない権利及び(2)余剰人員整理解雇手当の請求権を付与した。 65歳以上の者の就労請求権 労働者は、65歳を超えて就労を請求する権利を有しており、使用者はそれを考慮する義務がある。	解雇制限法による高齢者の解雇保護 不当解雇された労働者が元の条件で職場復帰できない場合、和解金が支払われる。対象者が、50歳以上の場合、和解金が上乗せされる。	高齢者の解雇時の追加負担制度(ドララント拠出金)の廃止 50歳以上の労働者を解雇する場合、企業が失業保険の拠出金を支払う制度は、(中高年の採用を躊躇する原因になると考えられていたため)2008年1月1日に廃止された。 整理解雇時における高齢者等への配慮義務 企業が経済的な理由による解雇(整理解雇)を行う際に定めなければならない解雇の順番の基準において、高齢者等の状況を特に考慮しなければならない。

(出典) 独立行政法人労働政策研究・研修機構 『データブック国際比較2011』

現行の支給開始年齢引上げのスケジュール

○ 現在、2025年まで(女性は2030年まで)かけて、65歳への引き上げの途上にある。

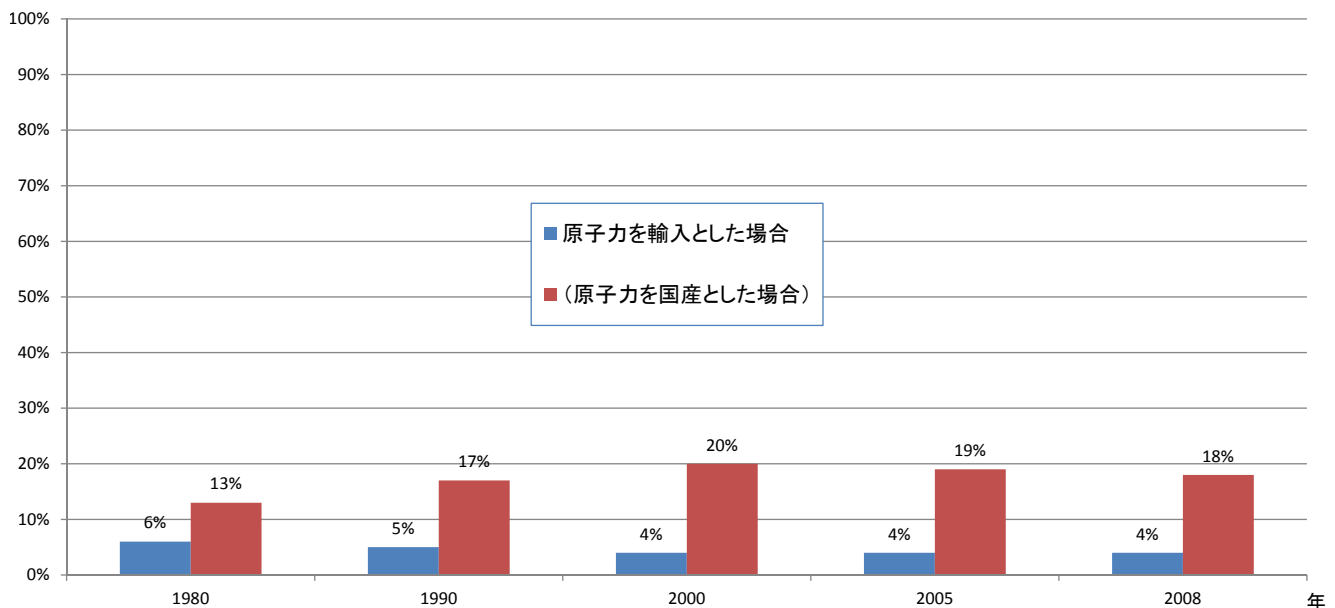


支給開始年齢に係る繰上げ・繰下げ支給制度の国際比較

	日本	アメリカ	イギリス	ドイツ	フランス	スウェーデン
支給開始年齢 (2010年)	国民年金(基礎年金) 65歳 厚生年金保険 60歳 ※ 男性は2025年度までに、女性は2030年度までに65歳に引上げ	66歳 ※ 2027年までに67歳に引上げ	男性: 65歳 女性: 60歳 ※ 女性は2020年までに65歳に引上げ ※ さらに、2024年から2046年にかけて男女ともに65歳から68歳に引上げ	65歳 ※ 2012年から2029年までに67歳に引上げ	60歳 ※ 2018年までに62歳に引上げ 年金の給付額算定に用いられる支給率(満額率: 50%)は保険加入期間と年齢に応じて決定される。 65歳から受給し始める場合には保険加入期間の長短にかかわらず、支給率は一律満額率となる。	61歳以降本人が選択 (ただし、保証年金の支給開始年齢は65歳)
繰上げ支給の制度	【可能な年齢】60歳から繰上げ支給可能 【給付減額率】0.5%/月額、6.0%/年額	【可能な年齢】62歳から繰上げ支給可能 【給付減額率】繰上げ期間が36か月までは約0.56%/月、36か月以降は約0.42%/月の割合で給付額が減額される	繰上げ支給は認められていない	【可能な年齢】63歳から繰上げ支給可能(35年の被保険者期間を有する被保険者の場合) 【給付減額率】0.3%/月額、3.6%/年額	【可能な年齢】56歳から繰上げ支給可能(対象者は、被保険者期間が42年以上の者) 【給付減額率】給付は減額されず、満額支給可	繰上げ支給は認められていない(61歳以降選択可能)
繰下げ支給の制度	【可能な年齢】70歳まで繰下げ支給可能 【給付増額率】0.7%/月額、8.4%/年額	【可能な年齢】70歳まで繰下げ支給可能 【給付増額率】0.67%/月額、8%/年(2009年)	【可能な年齢】上限なし 【給付増額率】10.4%/年(5週間ごとに1%ずつ増額。)	【可能な年齢】上限なし 【給付増額率】0.5%/月額、6%/年	【可能な年齢】上限なし 【給付増額率】5%/年(1四半期ごとに1.25%)	61歳以降本人が選択

(出典) Social Security Programs Throughout the World ほか

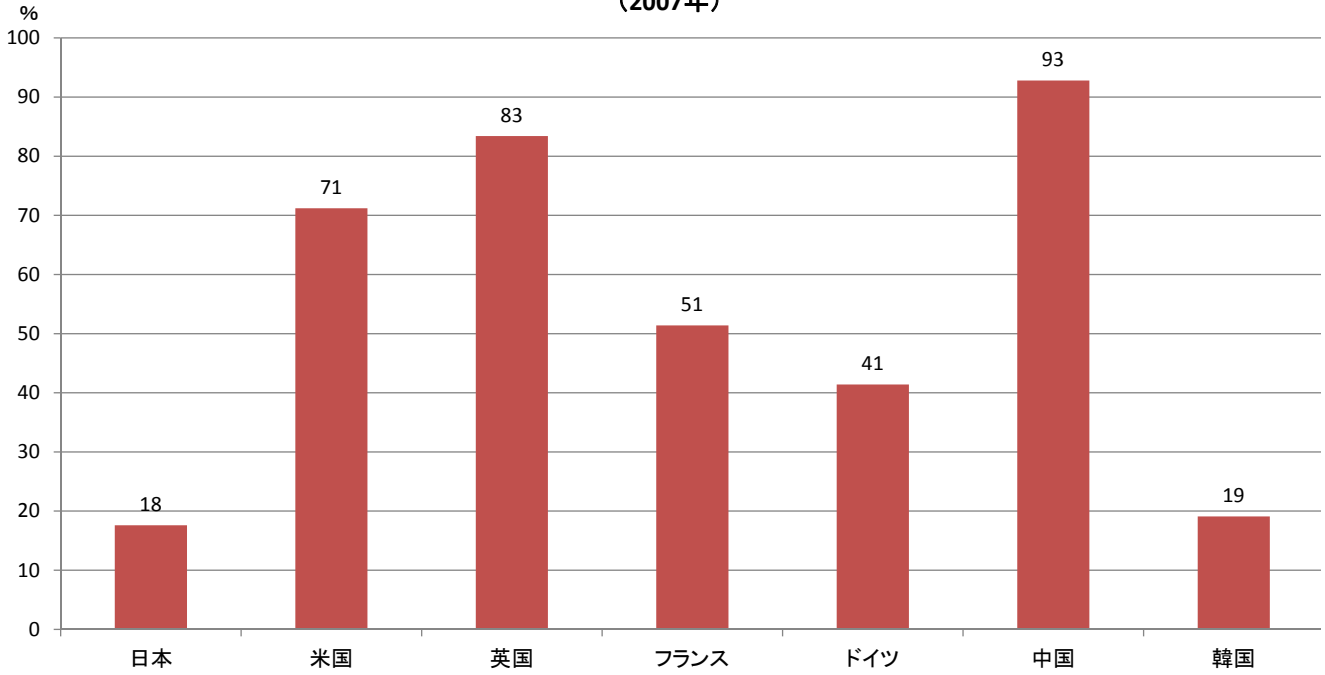
日本のエネルギー自給率



(注) 生活や経済活動に必要な一次エネルギーのうち、自国内で確保できる比率をエネルギー自給率という。原子力の燃料となるウランは、一度輸入すると数年間使うことができることから、原子力は準国産エネルギーと位置づけられている。

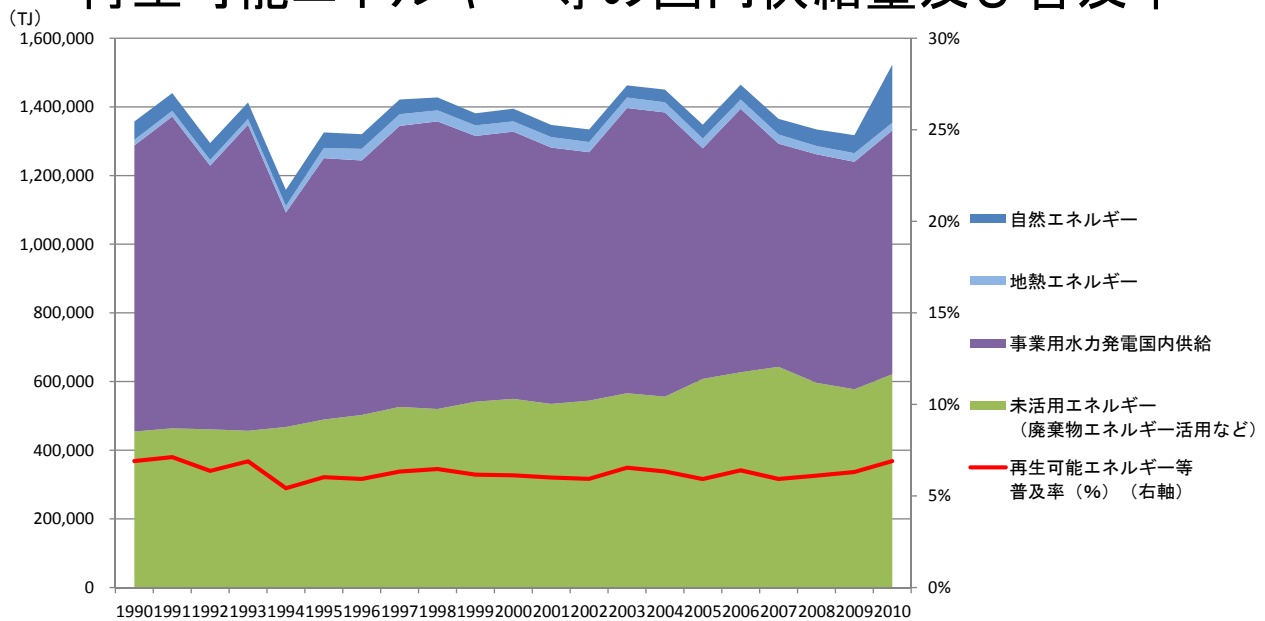
(出典) 資源エネルギー庁 エネルギー白書2011

各国のエネルギー自給率(原子力を国産とした場合) (2007年)



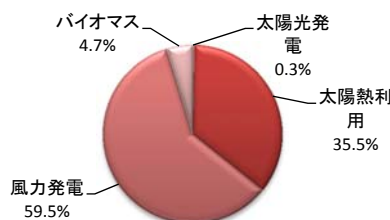
(出典) 資源エネルギー庁 エネルギー白書2011

再生可能エネルギー等の国内供給量及び普及率



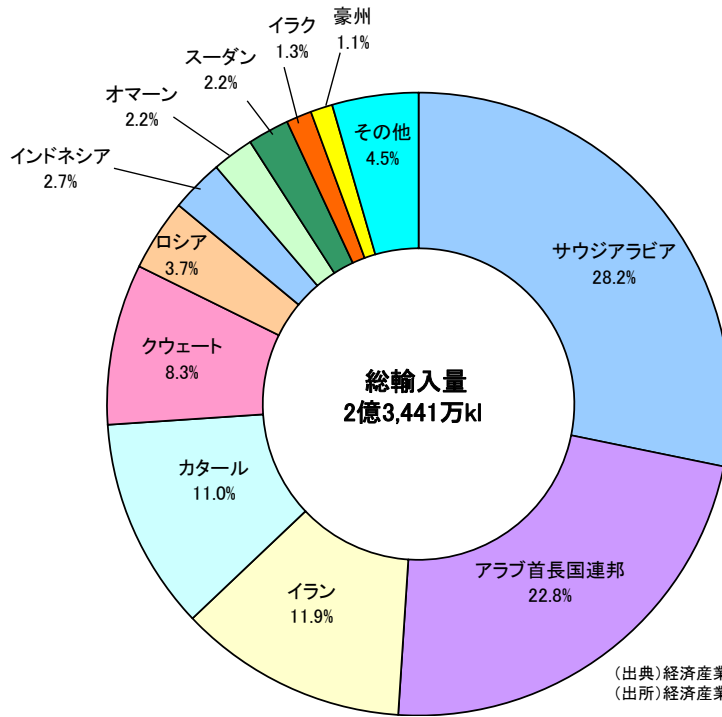
自然エネルギーの内訳(2009年)

出典: 資源エネルギー庁 総合エネルギー統計

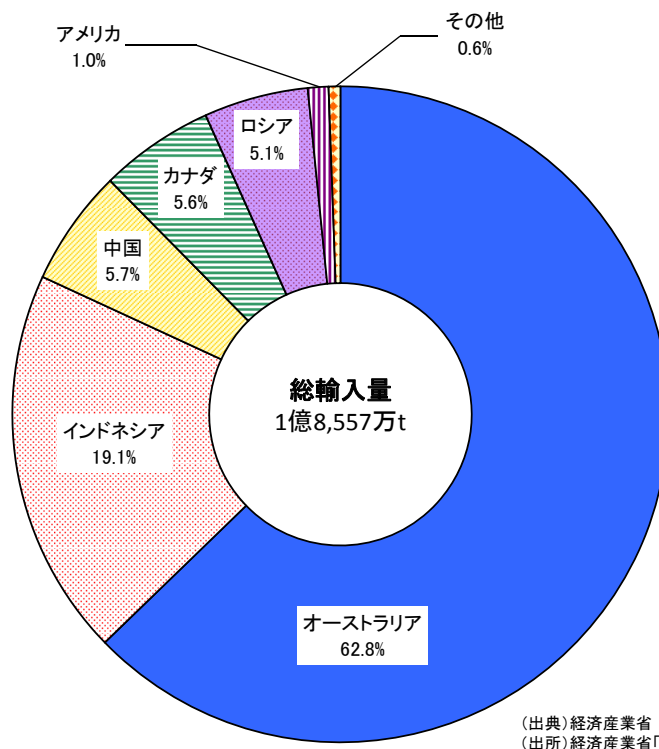


- ・再生可能エネルギー等の普及率とは、1次エネルギーの国内供給に占める再生可能エネルギー等の割合
- ・再生可能エネルギーとは、太陽光、風力、水力、地熱、太陽熱、大気中の熱その他の自然界に存在する熱、バイオマス（エネルギー供給事業者による非化石エネルギー源の利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律施行令）
- ・再生可能エネルギー等の“等”には、未活用エネルギー（廃棄物エネルギー利用など）を含む

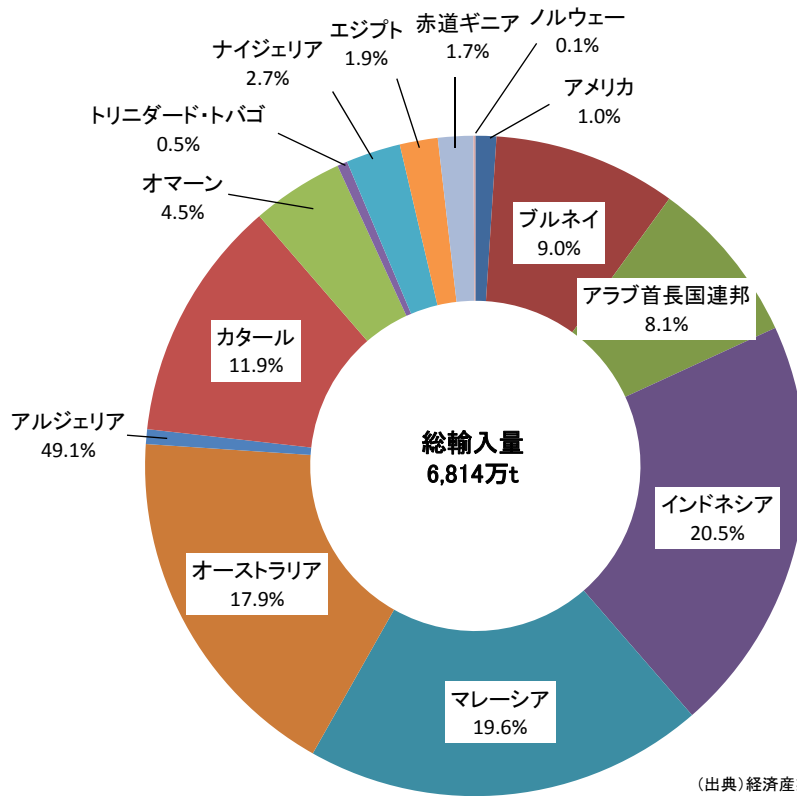
日本の原油輸入先(2008年度)



日本の石炭輸入先(2008年度)

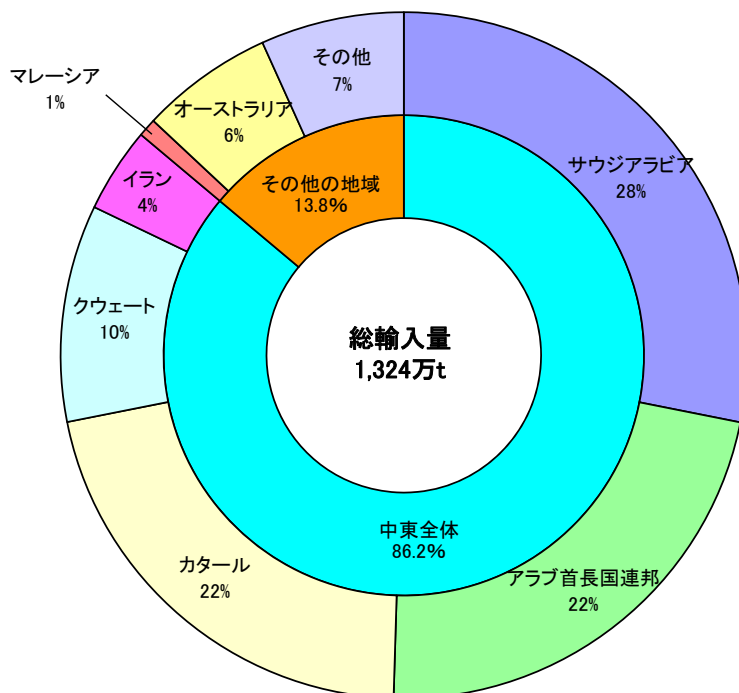


日本の液化天然ガス(LNG)輸入先(2008年度)



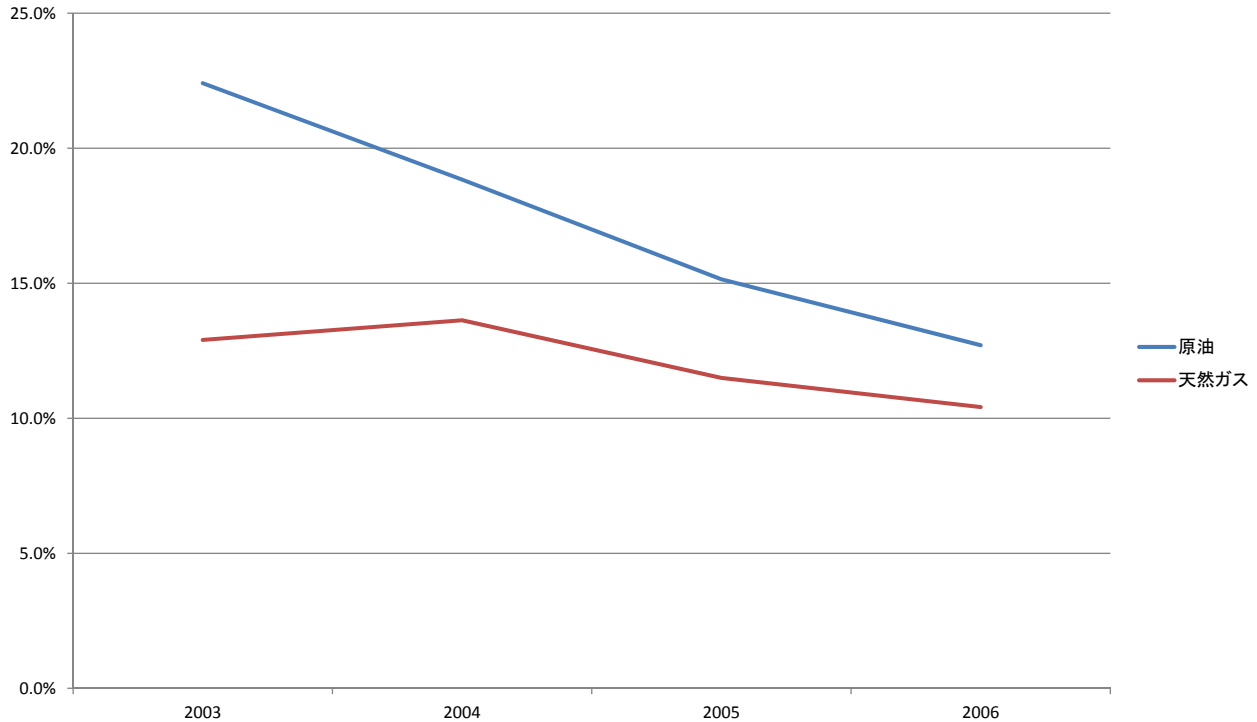
(出典)経済産業省 エネルギー白書2010 データ
(出所)経済産業省「資源・エネルギー統計年報」をもとに作成

日本の液化石油ガス(LPガス)輸入先(2008年度)



(出典)経済産業省 エネルギー白書2010 データ
(出所)経済産業省「資源・エネルギー統計年報」をもとに作成

原油・天然ガスの国内生産量に占める海上生産分の割合



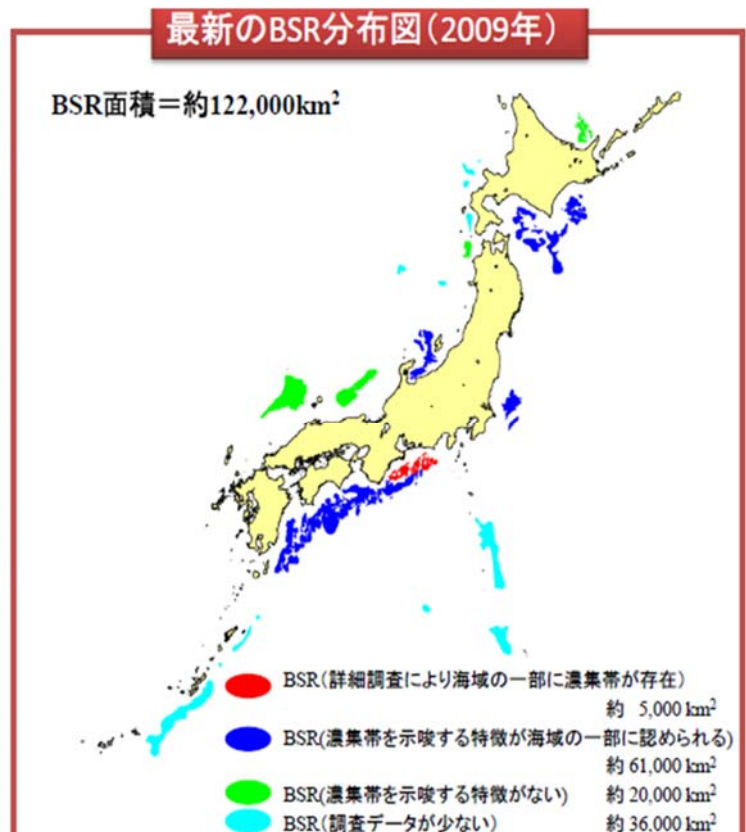
出典：平成20年度 内閣官房総合海洋政策本部調査
海洋産業の活動状況に関する調査 報告書

メタンハイドレートの調査状況

・BSR(海底疑似反射面)とは、メタンハイドレートが存在する海域の地震探査データに表れる「特徴的な反射面」。

・このため、BSRの分布を知ることが、メタンハイドレート調査の第一歩。

・しかし、BSRだけでは、メタンハイドレートの存在(平面的広がり)しかわからず、濃集帯推定や資源量評価(空間的広がり)には三次元地震探査や試錐などの詳細調査が必要不可欠。



出典：経済産業省 メタンハイドレート開発実施検討

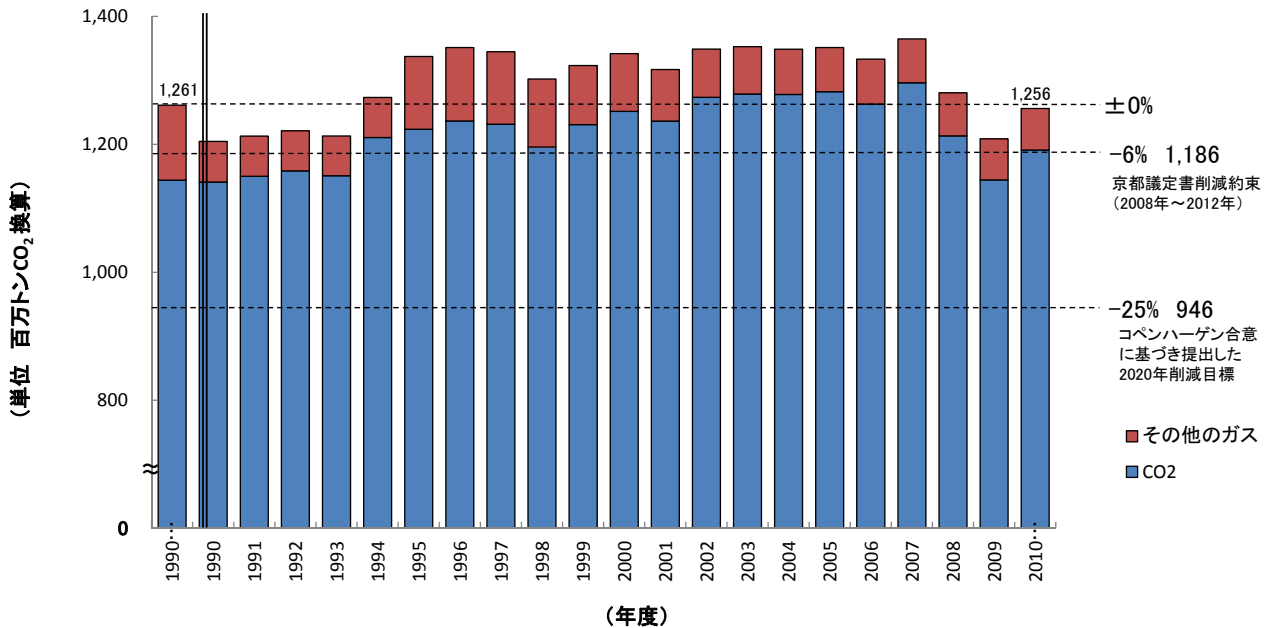
【参考:その他の海底資源】

海底資源

海底資源の種類別	海底石油・ガス	マンガン団塊		熱水鉱床 (温泉沈殿物)	ガス・ハイドレート
		鉄・マンガン団塊 (多金属団塊)	マンガンクラスト (コバルト・リッチ・クラスト)		
有用資源	石油・天然ガス	銅、ニッケル、コバルト、マンガン	主にコバルト	亜鉛、銅、鉛、銀、金	主にメタン
成因・性状	堆積物中の有機物が地質時代を経て生成された炭化水素類の混合物	鉄、マンガン酸化物が海水から沈殿し凝集したもので含有金属元素はプランクトンに取りこまれたもの		海底火山活動に伴って湧水する熱水から沈殿した鉱物(主に硫化物)	水分子内にメタンなどの気体分子が取り込まれたシャーベット状のガス水和物
産状	堆積物の発達する海底数km下の貯留油層の液体及びガス状	主なものは、深海底(水深4500-6000m)に団塊状に分布する	海山の山頂・斜面を皮殻状に覆う(水深500-2500m)	泥状(厚さ数10m)、塊状(不規則な形と規模で堅い塊が海底状に散在)	海底下の比較的浅い(100-1100m)所に層状に分布
主な産地	日本近海	新潟沖(石油・ガス) 磐城沖(ガス)	大東沖・沖大東海嶺	沖繩トラス、南方諸島海底火山	北海道の周辺、本州南方沖の大陸斜面が有望視
	世界	ペルシヤ海、メキシコ海、北海、インドネシア沿岸	中部太平洋域(時にハワイ南東方から東にかけての海域)	南太平洋から太平洋中央部の海山の山頂・斜面	大洋拡大地域(紅海、東太平洋海膨、大西洋中央海嶺など)
探査活動	主に商業ベース	先進国(官、民)が投資中	基礎研究の段階	一部で試作が行われているが、多くは概念設計の段階	
探掘技術	極地・大深部の探掘に向け	バケット法(堆積物上の物をすくいとる)	回転切削ドラム法(岩盤に張り付けているものをはぎとる)	パイプストリング法(吸い上げ)、回転切削ドラム法	基礎研究が著者についた段階
精錬技術	完成度高い	主に実験室の段階			
その他	・今後の資源開発には、益々環境アセスメントが重要になる。 ・公海での資源開発は、国連海洋法条約で新設された「国際海底機構」の管理下におかれる				

出典: Marine Information Research Center
 URL: <http://www.mirc.jha.jp/knowledge/seabottom/resource/>

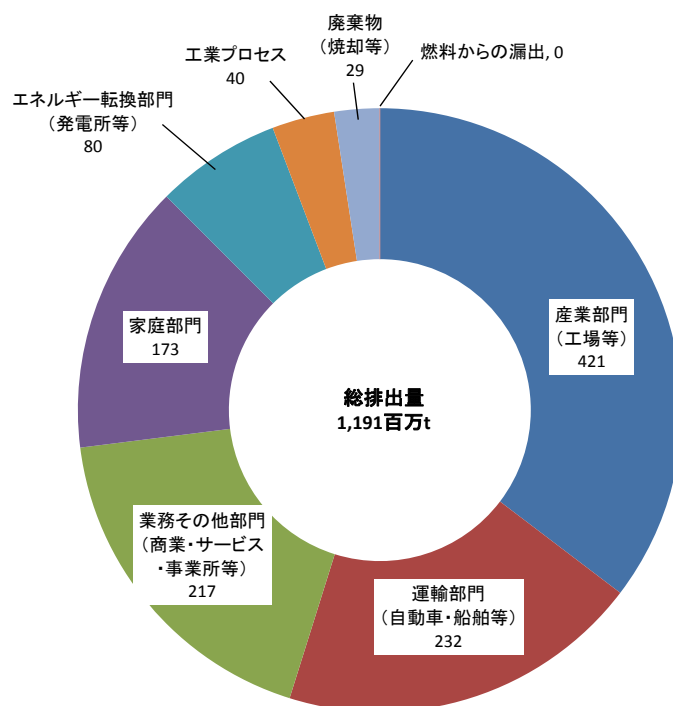
温室効果ガス排出量の1990-2010年度(速報値)の推移



(注) 京都議定書で削減対象となっている温室効果ガスには、二酸化炭素(CO₂)のほか、メタン(CH₄)、一酸化二窒素(N₂O)、ハイドロフルオロカーボン類(HFCs)、パーフルオロカーボン類(PFCs)、六ふっ化硫黄(SF₆)の5ガスが含まれる。

(出典) 国立環境研究所温室効果ガスインベントリオフィスウェブサイト「日本の温室効果ガス排出量データ(1990~2010年度速報値)」(2011.12.13発表)

部門別CO2 排出量(2010年度速報値)

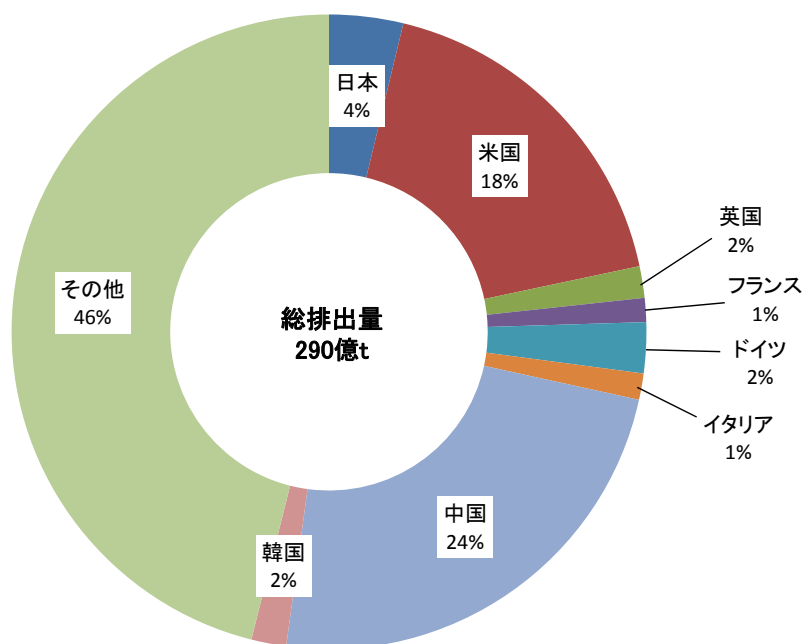


(注) 本排出量は、電力及び熱の生産に伴うCO2排出量を、電力及び熱を消費した部門に割り振ったもの。

(出典) 国立環境研究所温室効果ガスインベントリオフィスウェブページ

「日本の温室効果ガス排出量データ(1990～2010年度速報値)」(2011.12.13発表)

世界のエネルギー起源二酸化炭素排出量(2009年)



(注) 非エネルギー起源二酸化炭素(セメント製造などの工業プロセスや、廃棄物の焼却に伴うもの)は含まれていない。

(出典) 環境省ホームページ「世界のエネルギー起源CO2排出量」より作成 <http://www.env.go.jp/earth/ondanka/shiryo.html#04>

主要国の2020年温室効果ガス削減目標
 (コペンハーゲン合意(2009年12月)に基づき各国が
 気候変動枠組条約事務局に提出したもの)

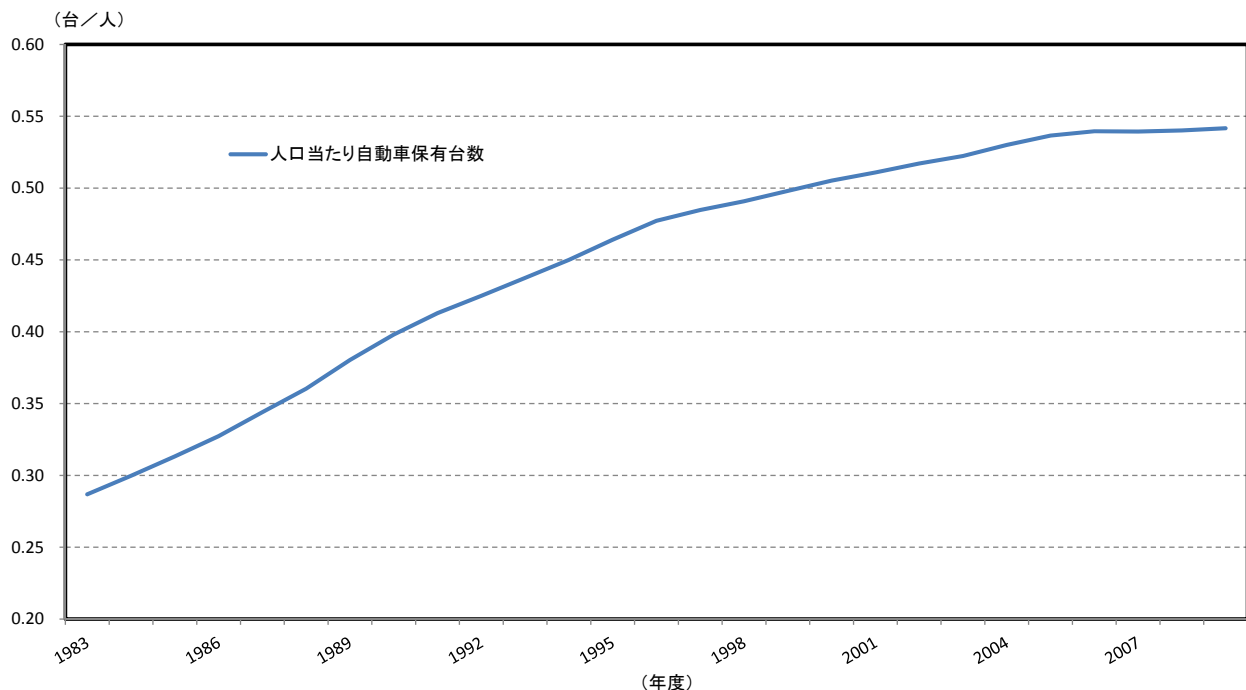
附属書 I 国(法的拘束力のある義務)

	2020年の削減目標	基準年	備考
日本	25%	1990	すべての主要国による公平かつ実効性のある国際枠組みの構築及び意欲的な目標の合意を前提とする。
米国	17%	2005	成立が想定される米国エネルギー気候法に従うもので、最終的な目標は成立した法律に照らして事務局に対して通報される。
EU 及びその加盟国	20%	1990	他の先進国・途上国が、その責任及び能力に応じて比較可能な削減に取り組むのであれば、30%減の目標に移行する。

新興国(法的拘束力のない自発的行動)

中国	2020年のGDP当たりCO2排出量を2005年比で40～45%削減。
韓国	追加的な対策を講じなかった場合 (business-as-usual) の排出と比べて2020年までに30%削減。

人口当たり自動車保有台数の推移



(注)自動車保有台数は、乗用車と軽自動車の保有台数の計。
 軽自動車のなかには、貨物や特殊用途等の乗用以外に用いられるものも含む。
 国土交通省「自動車輸送統計年報」、総務省「人口推計資料」「国勢調査報告」より作成。

世界の自動車保有台数

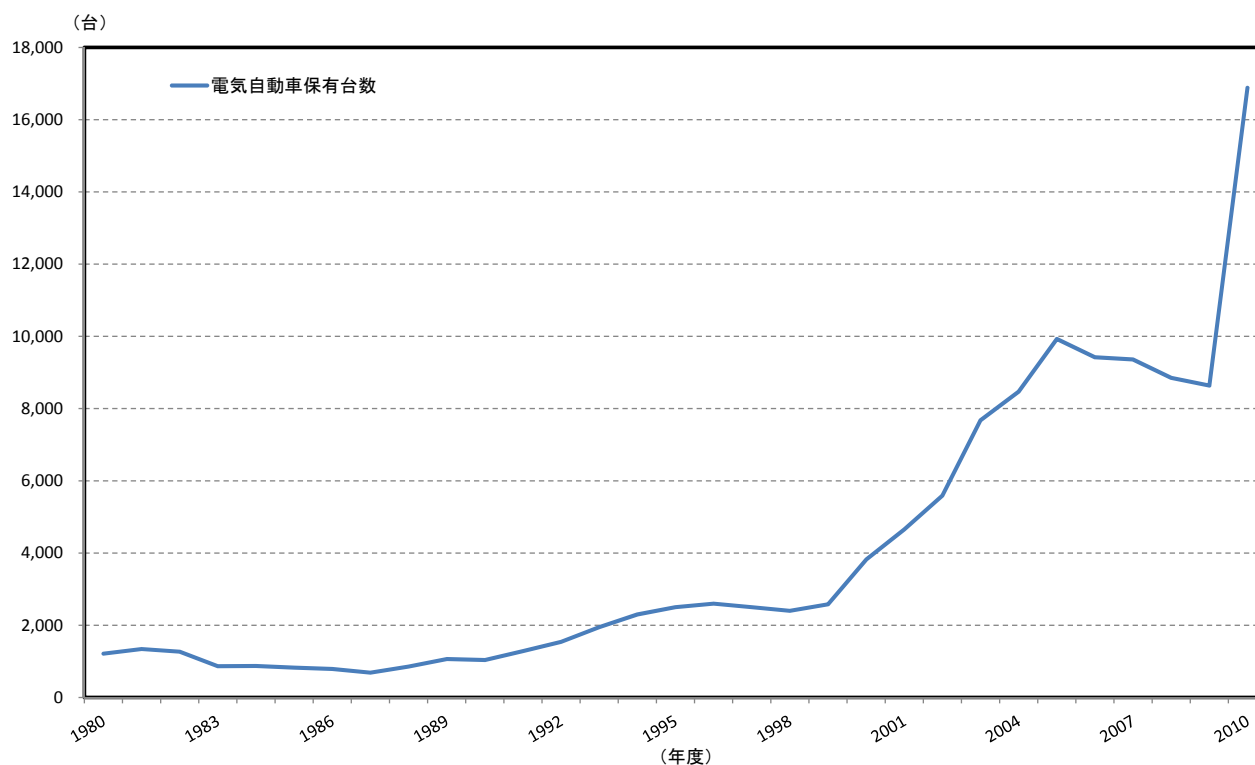
	年次	乗用車 (万台)	【参考】 二輪車 (万台)	人口一人当 り乗用車(台)
日本	2010	5,790	352	0.45
アメリカ合衆国	2008	13,708	775	0.45
イギリス	2008	2,839	129	0.46
フランス	2008	3,085	271	0.50
ドイツ	2008	4,118	357	0.50
イタリア	2008	3,567	602	0.60
中国	2008	3,595	9,046	0.03
韓国	2008	1,248	181	0.26

(注)「乗用車」とは、人を輸送する自動車のうち、運転手を含む乗車定員9人までのもの。タクシー及びレンタカーを含み、オートバイを除く。

「二輪車」とは、車両重量400キログラム以下の二輪車及び三輪車。サイドカー付きを含む。

【出典】総務省「世界の統計2011」をもとに作成

電気自動車保有台数の推移



総務省「日本の長期統計系列」、(社)次世代自動車振興センター「電気自動車等保有・生産・販売台数統計」より作成。

リニア中央新幹線整備計画の概要

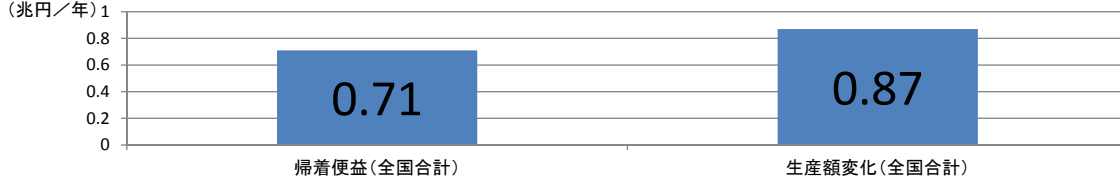
区 間: 東京都・大阪市
 主な経由地: 甲府市付近、赤石山脈(南アルプス)中南部、名古屋市付近、奈良市付近
 開業年度: 2027年(中京圏)、2045年(近畿圏)
 最高設計速度: 505km/h
 建設に要する費用の概算額: 90,300億円

出典: 国土交通省、中央新幹線小委員会資料

リニア中央新幹線整備による経済波及効果

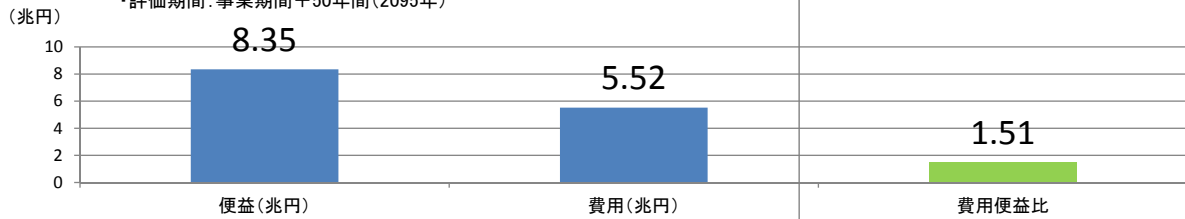
中央新幹線整備の経済波及効果の分析

2045年(大阪圏開業)時点におけるリニア中央新幹線整備の有無の経済状態の差(世帯の所得・消費の増大(帰着便益)と企業の売上の増加(生産額変化)を計測)
 ・建設投資による経済波及効果は含まれない
 ・SCGE(空間的応用一般均衡モデル)による分析



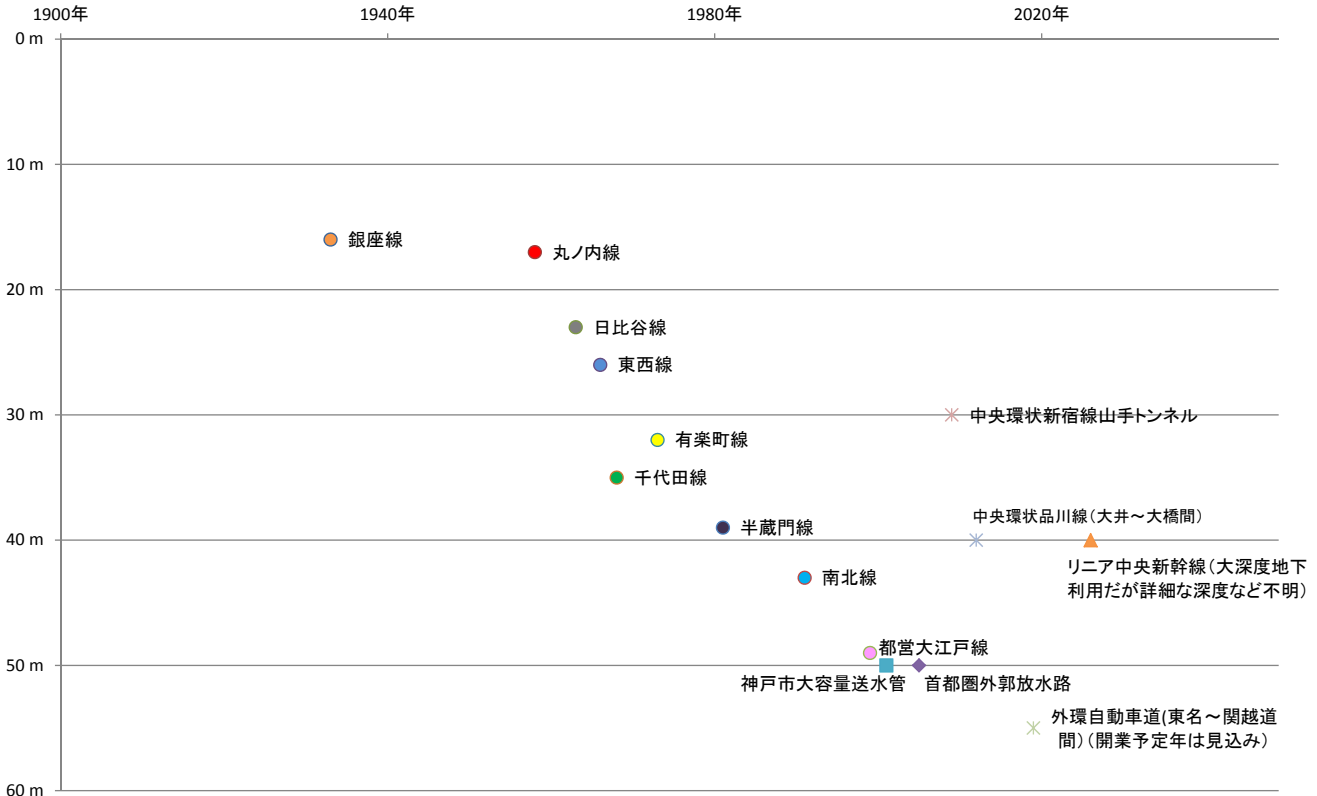
費用対効果分析(B/C)

評価期間中の費用(事業費)に対する便益(旅行時間の短縮、事業者の収益増加、CO2排出量の削減、評価期間後の残存価値など)を評価
 ・評価時点: 2010年
 ・評価期間: 事業期間+50年間(2095年)



出典: 国土交通省 中央新幹線小委員会資料

主な大深度地下施設



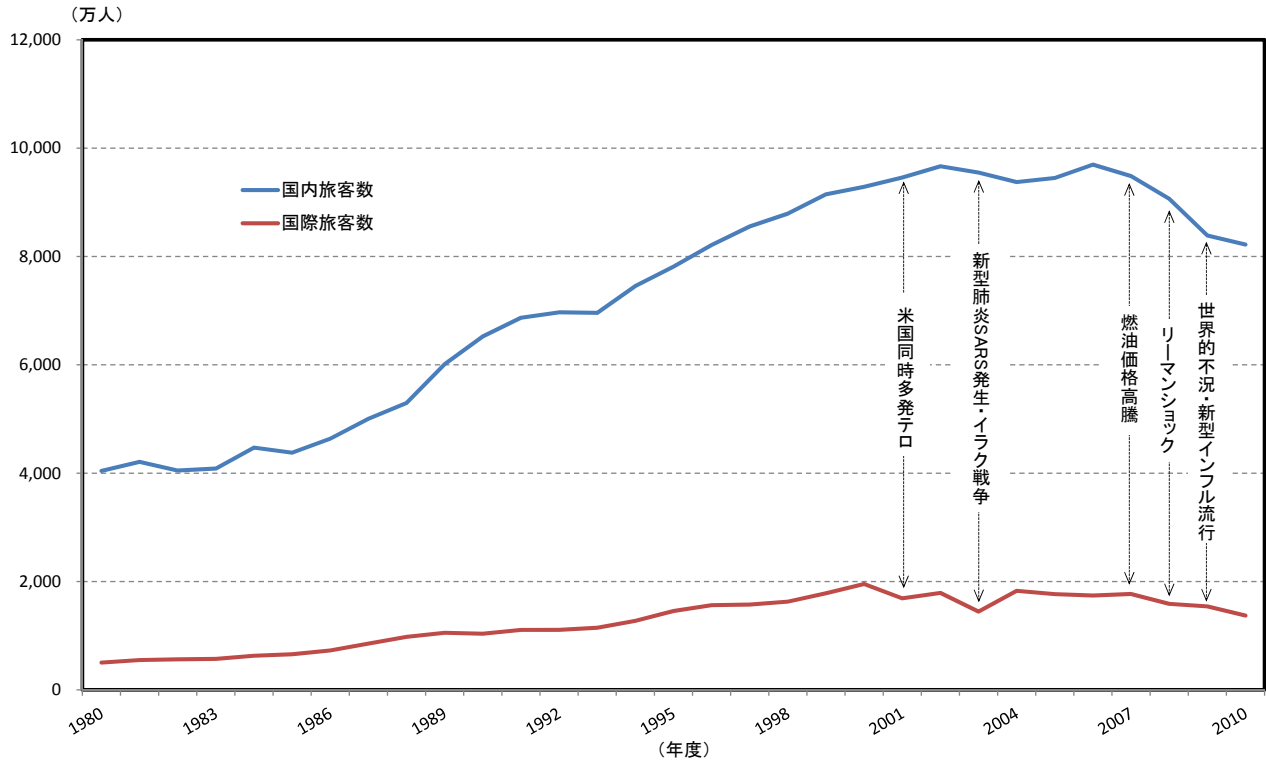
出典: 国交省、関東地方整備局、中央新幹線小委員会、神戸市水道局、首都高速道路(株)

【参考】大深度地下の公共的使用に関する特別措置法(通称:大深度法、2001年施行)

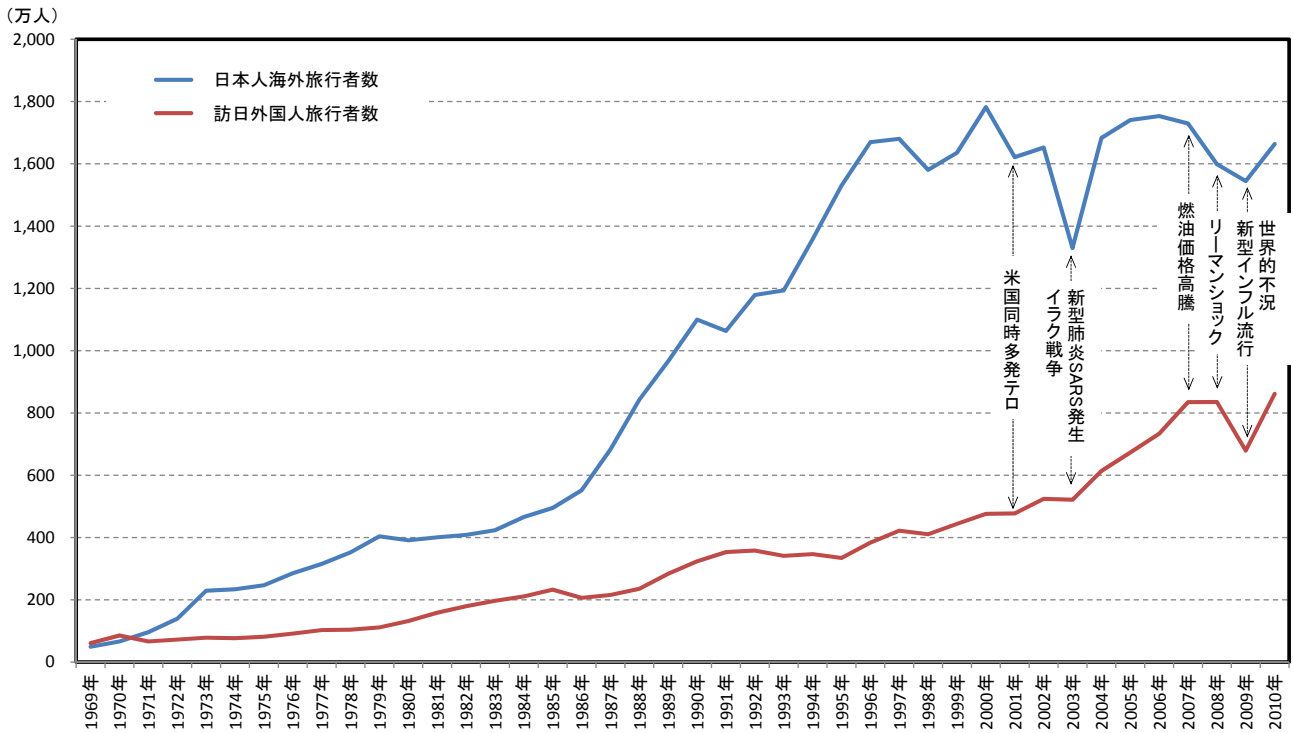
大深度地下(地下40m以深)での公共利用において土地所有者への補償を不要とするなど定めた法律。

大深度地下利用は多額の費用を必要とする等のため適用事例が少なく、神戸市の大容量送水管の事業が適用第1号となった。また外環自動車道(東名~関越道間)やリニア中央新幹線への適用が見込まれている。

航空旅客数の推移



日本人の海外旅行者数及び訪日外国人の旅行者数の推移



(注) 法務省及び(独)国際観光振興機構(JNTO)資料に基づき観光庁作成。

(出典)平成23年版 観光白書

諸外国の海外旅行者数
国際ランキング(平成20年)

順位	国名	海外旅行者数 (千人)
1	ドイツ	73,000
2	イギリス	69,011
3	アメリカ	63,684
4	ポーランド	50,243
5	中国	45,844
6	ロシア	36,538
7	イタリア	28,284
8	カナダ	27,037
9	スロバキア	(23,837)
10	フランス	23,347
11	ポルトガル	(20,989)
12	ハンガリー	(18,471)
13	オランダ	18,458
14	日本	15,867
15	ウクライナ	15,499
16	メキシコ	14,450
17	スウェーデン	13,290
18	ルーマニア	13,072
19	韓国	11,996
20	スペイン	11,229
21	インド	10,868
22	トルコ	9,873
23	オーストリア	9,677
24	ベルギー	8,887
25	台湾	8,465
26	アイルランド	(7,713)
27	シンガポール	6,828
28	デンマーク	6,347
29	香港	6,224
30	フィンランド	5,854
31	オーストラリア	5,808
32	ブルガリア	5,727
33	インドネシア	5,486
34	シリア	5,253
35	カザフスタン	5,243
36	ブラジル	4,936
37	アルゼンチン	4,611
38	南アフリカ共和国	4,429
39	イスラエル	4,207
40	サウジアラビア	4,087

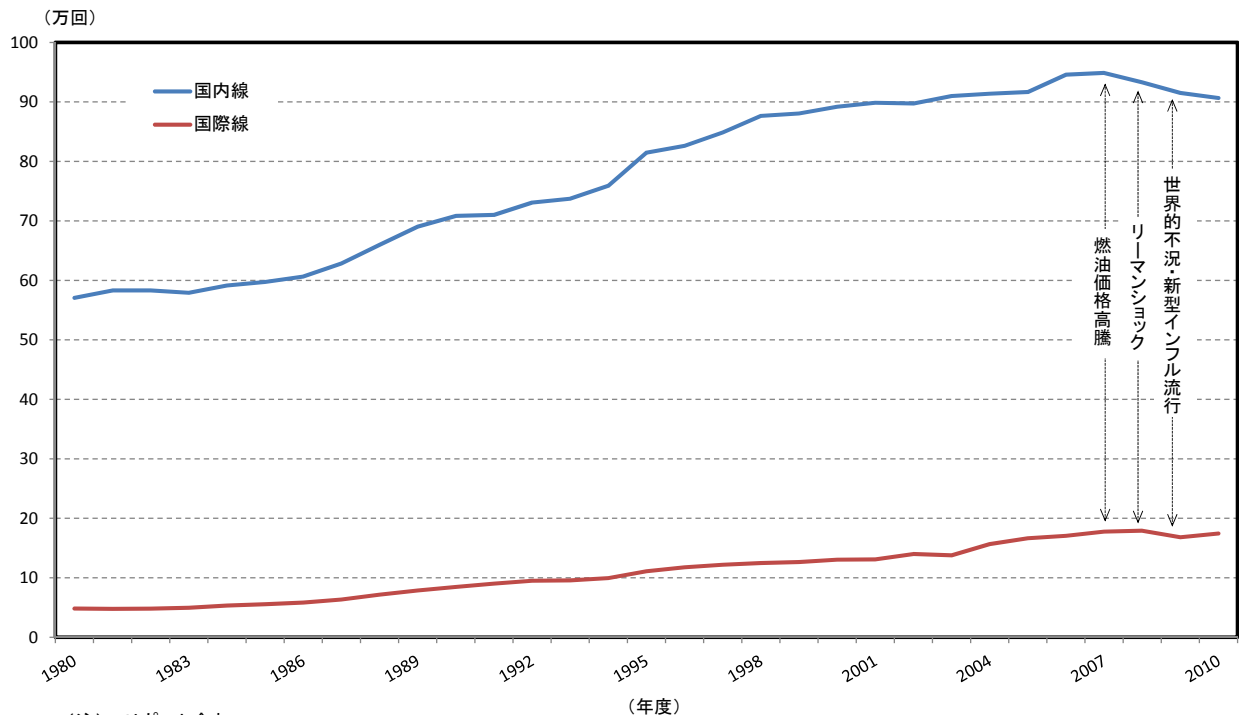
(注)
1 世界観光機関(UNWTO)、各国政府観光局資料に基づき、(独)国際観光振興機構(JNTO)作成。
2 数値は平成22年4月時点の暫定値である。
3 ()は平成20年の数値が公表されていないため、平成19年の数値を利用した。
(出典)平成23年版 観光白書

諸外国の外国人旅行者受入れ数の
国際ランキング(平成21年)

順位	国名	外国人旅行者 受入れ数(千人)
1	フランス	76,800
2	アメリカ	54,884
3	スペイン	52,231
4	中国	50,875
5	イタリア	43,239
6	イギリス	28,199
7	トルコ	25,506
8	ドイツ	24,223
9	マレーシア	23,646
10	メキシコ	21,454
11	オーストリア	21,355
12	ウクライナ	20,741
13	ロシア	19,420
14	香港	16,926
15	カナダ	15,737
16	ギリシャ	14,915
17	タイ	14,150
18	エジプト	11,914
19	ポーランド	11,890
20	サウジアラビア	10,402
21	マカオ	9,921
22	オランダ	9,335
23	クロアチア	9,058
24	ハンガリー	8,341
25	モロッコ	8,294
26	スイス	7,818
27	韓国	7,488
28	シンガポール	7,189
29	アイルランド	7,488
30	南アフリカ共和国	7,189
31	チュニジア	7,012
32	ベルギー	6,901
33	日本	6,790
34	ポルトガル	6,439
35	インドネシア	6,324
36	シリア	6,092
37	チェコ	6,032
38	ブルガリア	5,739
39	オーストラリア	5,584
40	インド	5,109

(注)
1 世界観光機関(UNWTO)、各国政府観光局資料に基づき、(独)国際観光振興機構(JNTO)作成。
2 本表の数値は平成23年1月時点の暫定値である。
(出典)平成23年版 観光白書

空港着陸回数 of 推移



(注)ヘリポート含む
国土交通省「空港管理状況調書」より作成。

航空旅客の国際比較(2010年)

	旅客(百万人キロ)	
	国際線、国内線定期業務計	国際線定期業務計
日本	138,079	72,212
米国	1,299,874	394,281
英国	229,649	221,953
フランス	154,761	136,493
ドイツ	202,047	191,037
イタリア	50,446	37,341
中国	400,610	73,488
韓国	91,759	87,121

(注1) 暫定値であり、変更される場合がある。

(注2) 中国に香港、マカオは含まない。

【出典】ICAO(国際民間航空機関)「Annual Report of the Council 2010」

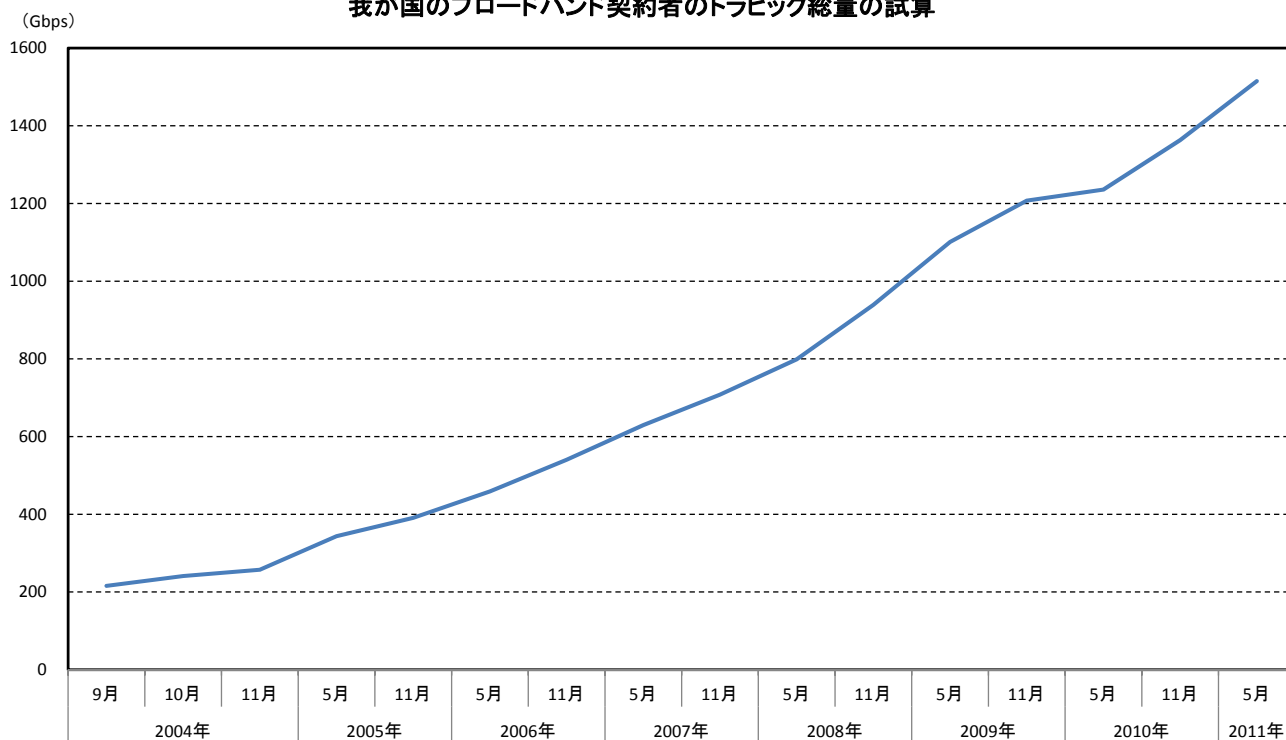
世界の主要空港の離着陸数(2010年)

(単位:千回)

空港名	国名	都市名	離着陸数
Haneda	日本	東京	342
Hartsfield-Jackson Atlanta International	米国	アトランタ	950
O'Hare International	米国	シカゴ	883
Los Angeles International	米国	ロサンゼルス	576
dallas fort worth international airport	米国	ダラス	651
Heathrow	英国	ロンドン	455
Charles deGaulle	フランス	パリ	492
Frankfurt	ドイツ	フランクフルト	456
	イタリア		
Beijing Capital International	中国	北京	518
	韓国		

【出典】ICAO(国際民間航空機関)「Annual Report of the Council 2010」

我が国のブロードバンド契約者のトラフィック総量の試算



(注)協力ISP6社のブロードバンド契約者のトラフィックと、協力ISP6社の契約者数のシェアを算出し、我が国のブロードバンド契約者のトラフィック総量を試算。
 (出典)総務省「我が国のインターネットにおけるトラフィック総量の把握」より作成。

国別IPTラフィック(2010年)

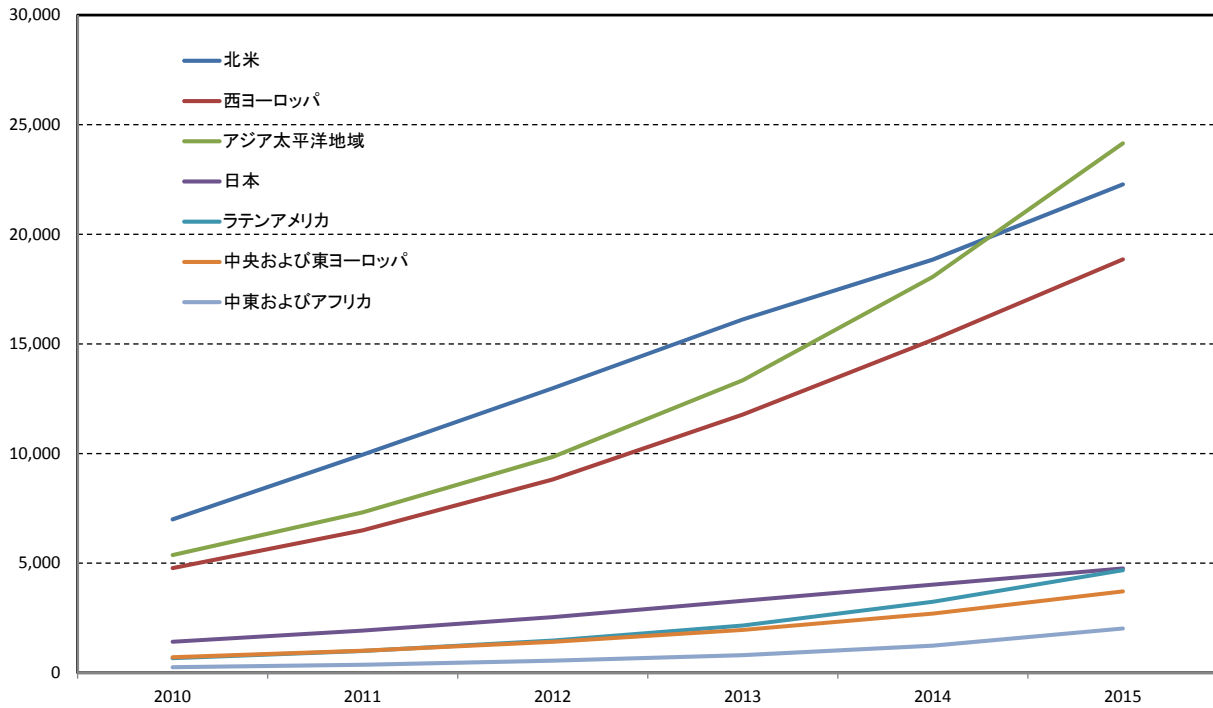
(Petabytes/月)

日	米	英	仏	独	伊	中	韓
1414	6314	776	1035	1020	340	1467	2000

※韓国は概数。
 「Cisco Visual Networking Index」(2011)より作成。

全世界のIPTトラフィック(予測)

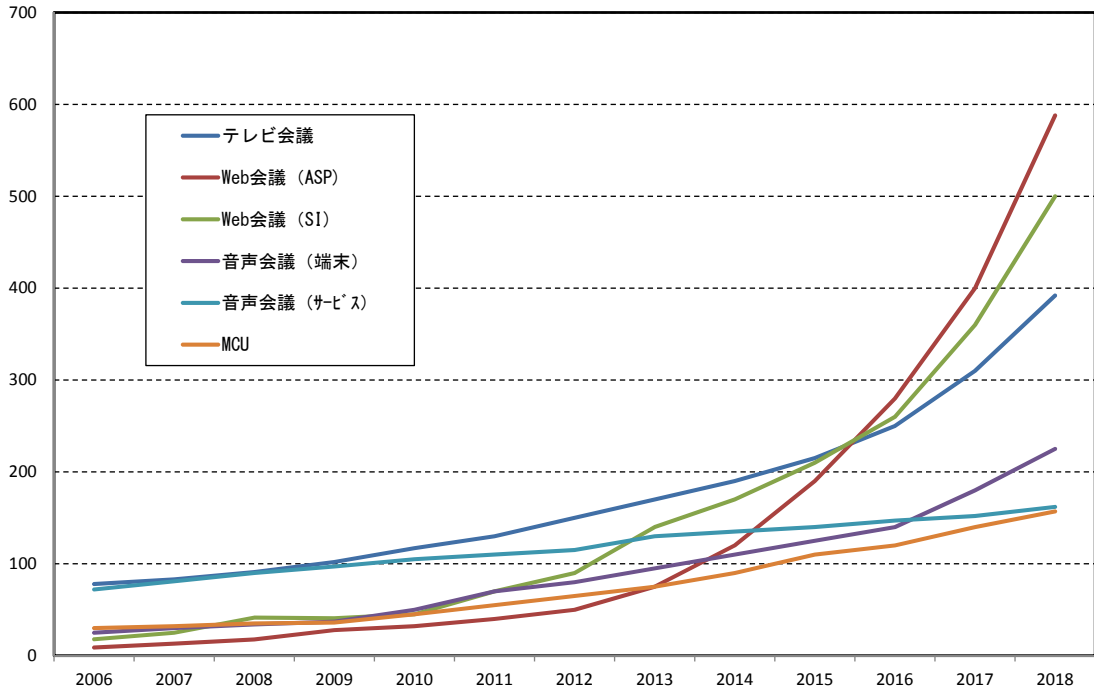
(Petabytes/月)



(出典)「Cisco Visual Networking Index」(2011)より作成。

テレビ会議/Web会議関連市場規模予測(国内)

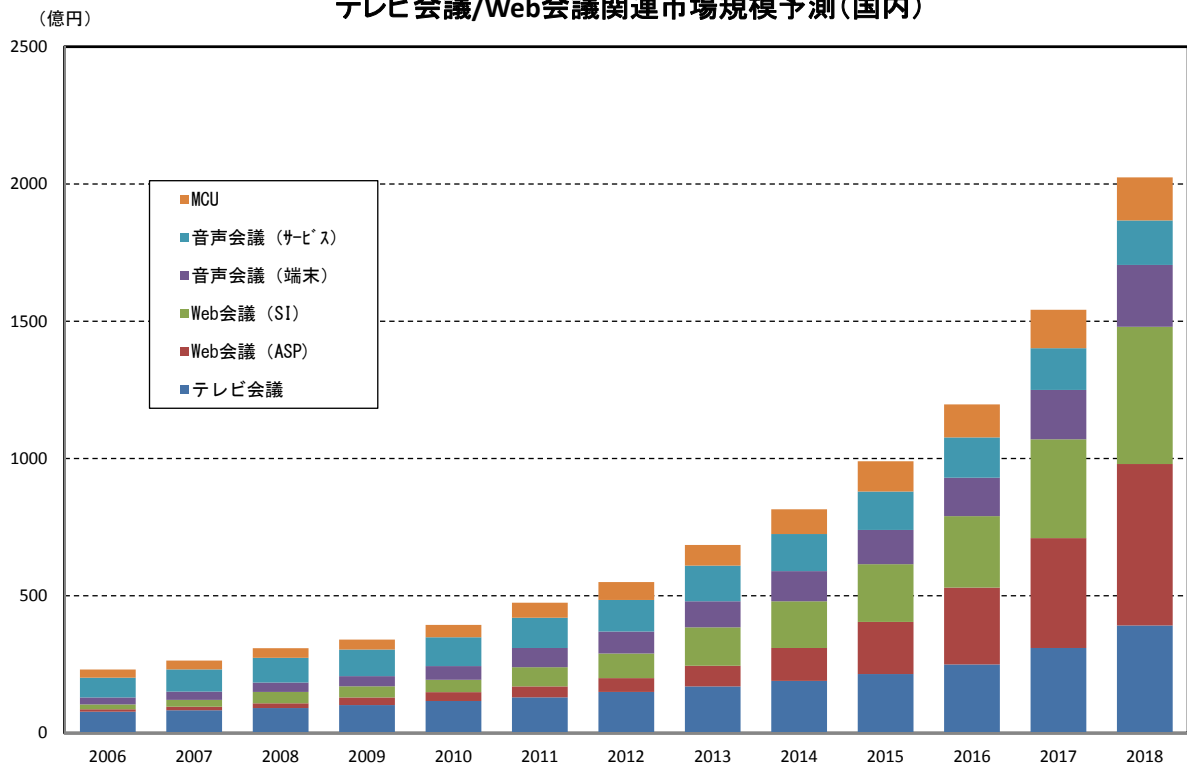
(億円)



※2009年は見込み、2010年以降は予測

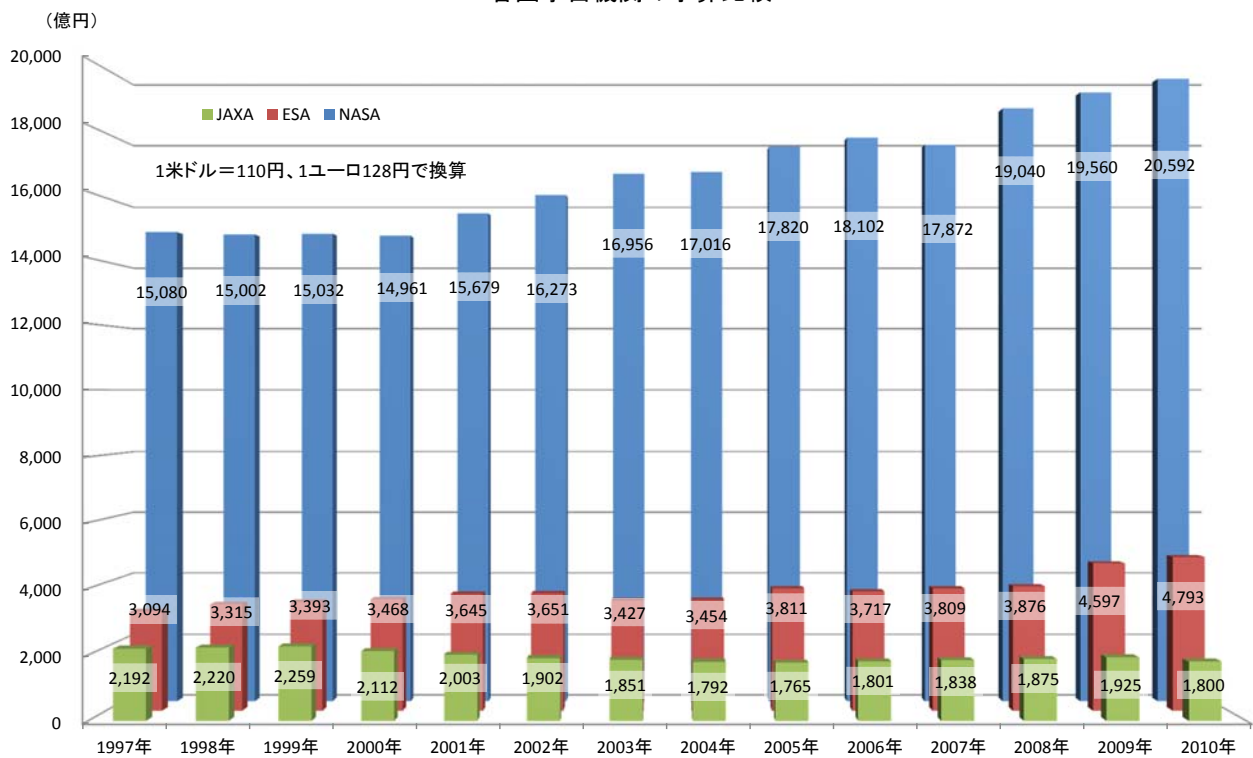
(出典)(株)シード・プランニング「テレビ会議/Web会議の最新市場動向2010」より作成。

テレビ会議/Web会議関連市場規模予測(国内)



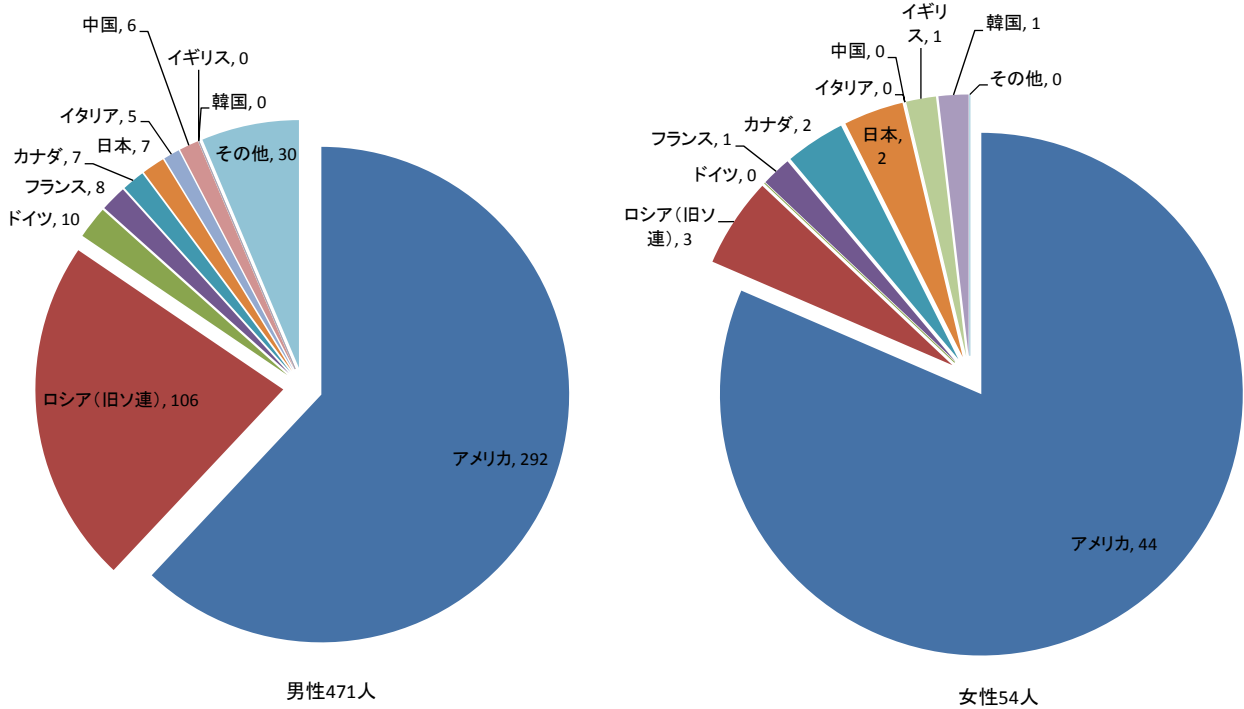
※2009年は見込み、2010年以降は予測
 (出典) (株)シード・プランニング「テレビ会議/Web会議の最新市場動向2010」より作成。

各国宇宙機関の予算比較



平成22年11月18日行政刷新会議事業仕分け第三弾における文部科学省からの提出資料より

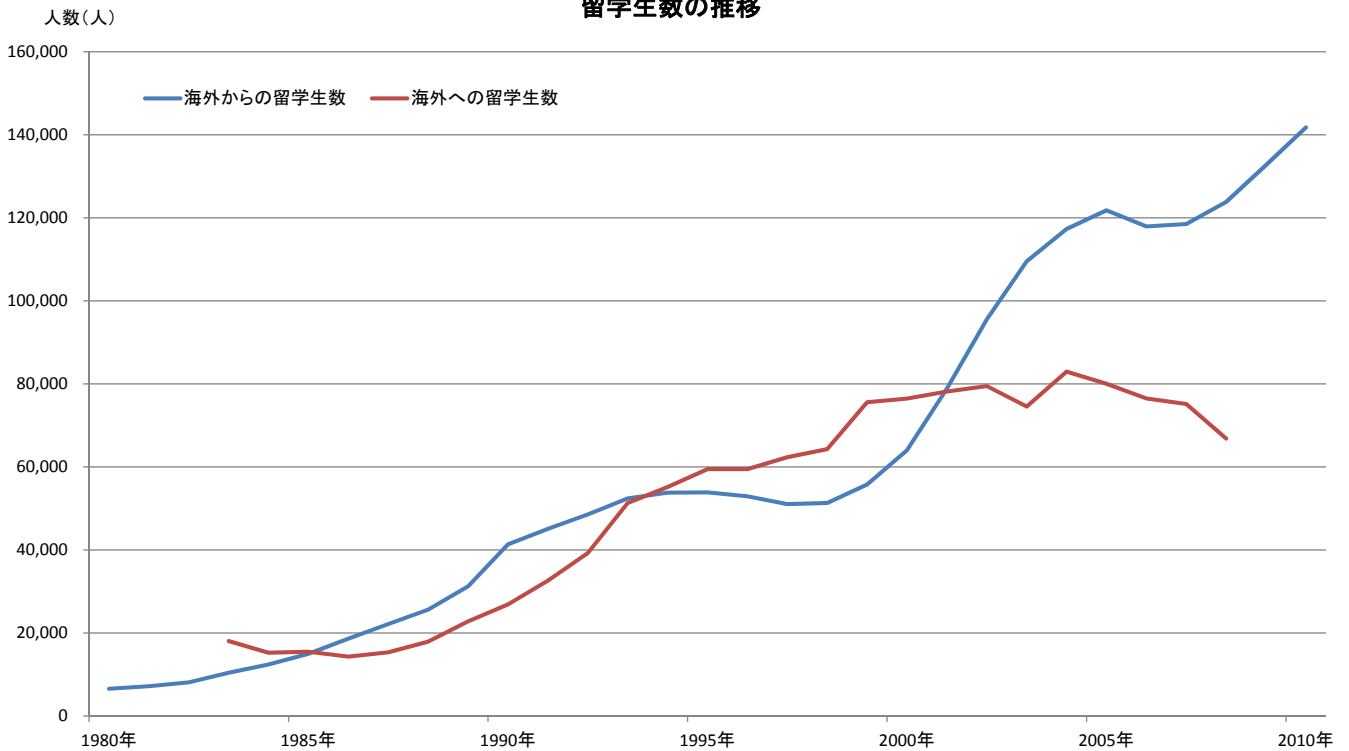
国別宇宙旅行者数



JAXA調べ

※宇宙旅行者とは、高度100kmを越え、弾道飛行を含む。同一人物が複数回飛行した場合、重複してカウントしていない。

留学生数の推移



注) 海外からの留学生数は日本学生支援機構平成22年度外国人留学生在籍状況調査結果(各年5月1日現在)より
 海外への留学生数は平成22年度文部科学白書より
 日本の海外からの留学生数は、平成20年7月29日に「留学生数30万人計画」を閣議後関係懇談会で報告し、2020年を目途に30万人の留学生受け入れを目指すとした

留学生数(2008年)

単位：人

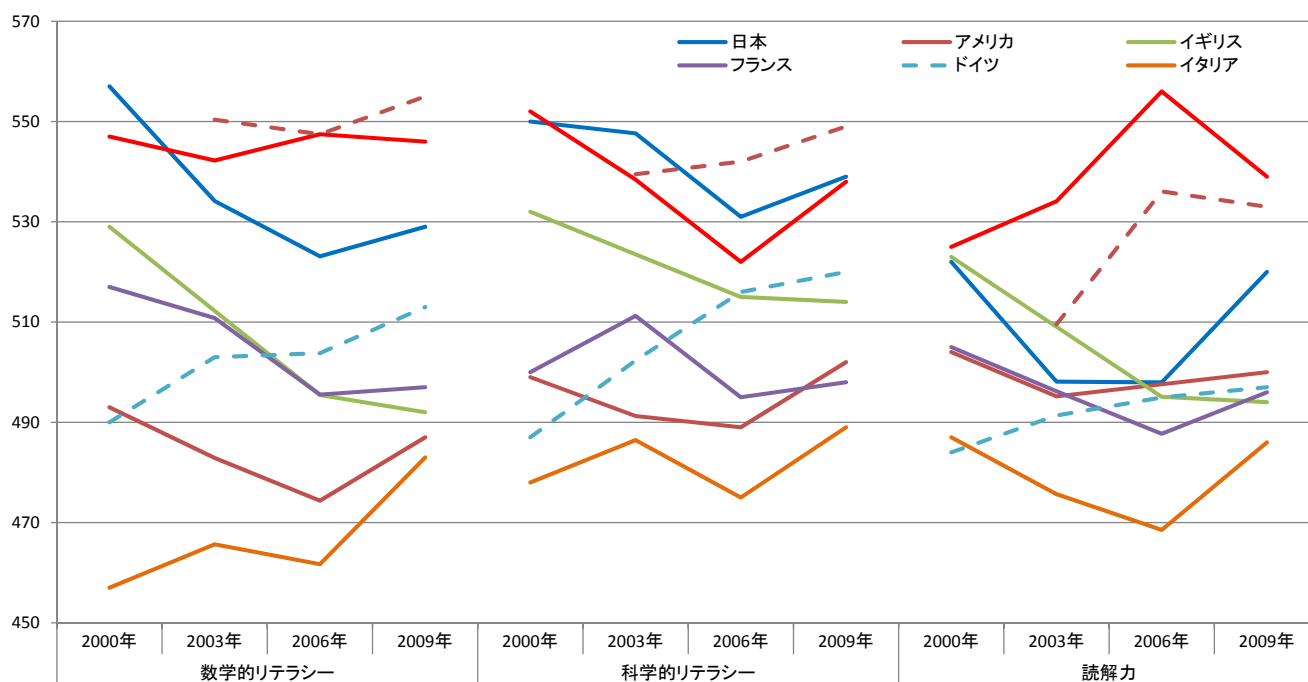
	外国からの留学生数	外国への留学生数
日本	132,720(2009年)	66,833
アメリカ	671,616	52,328
イギリス	415,585	28,712
フランス	266,400	63,081
ドイツ	233,606	94,408
イタリア	68,273	42,443
韓国	40,322	115,464
中国	223,499	510,842

出典(外国からの留学生数)文部科学省外国語能力の向上に関する検討会(第1回) 配付資料、ただしイタリア及び韓国はOECD at a Grance 2010
 (外国への留学生数)OECD at a Grance 2010、ただし日本については平成22年度文部科学白書

<http://www.oecd.org/edu/eag2010>

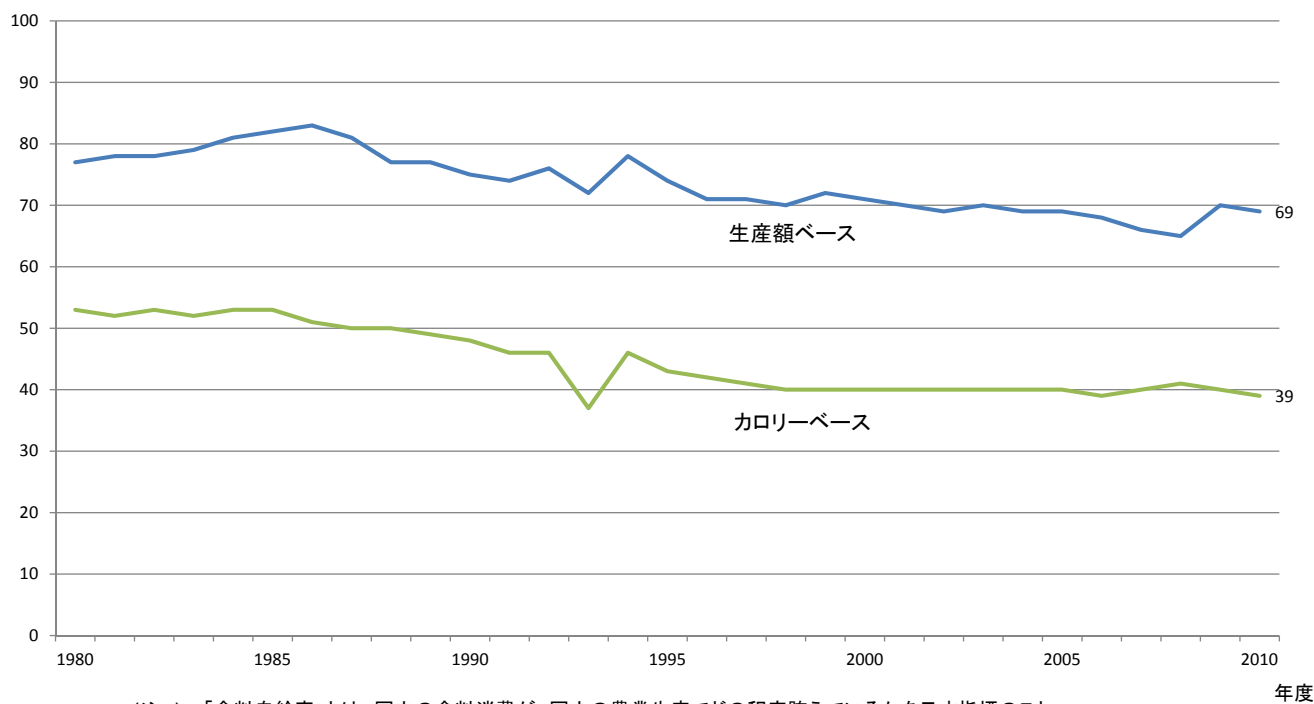
http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shotou/082/shiryo/1300465.htm

OECD学習到達度調査における国際比較



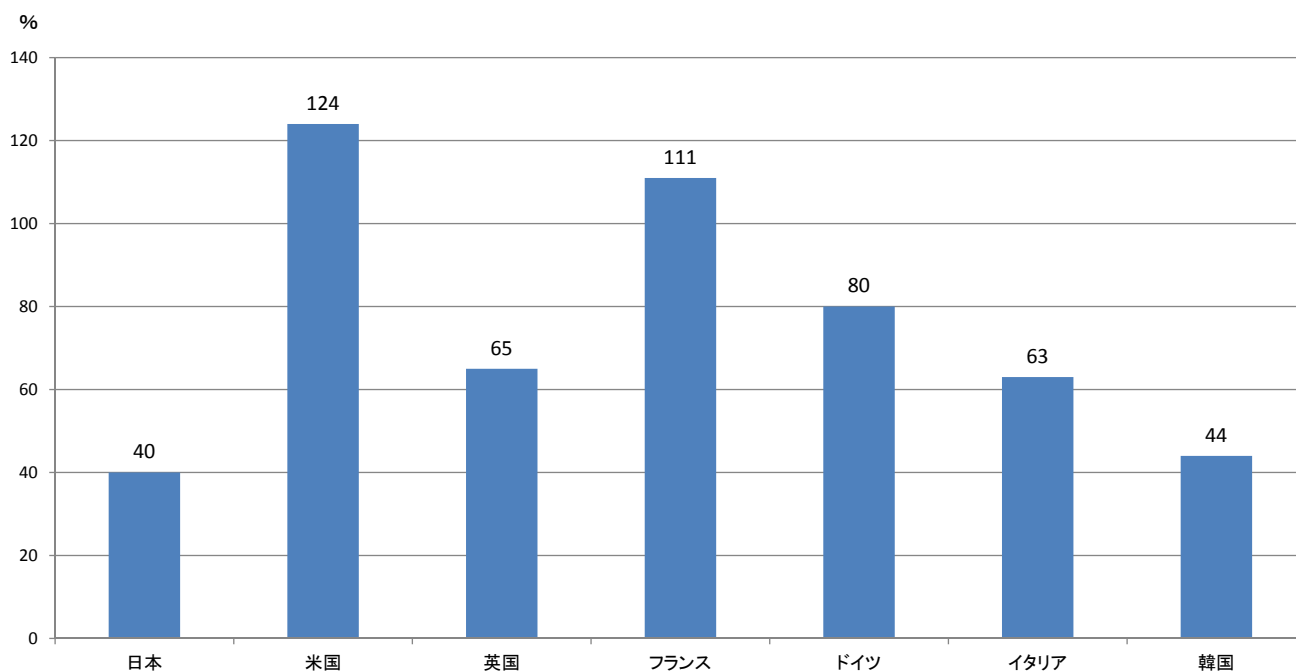
注) OECD生徒の学習到達度調査(PISA)から(2000年から3年おきに実施)
 2000年については、PISAの2000年調査国際結果の要約(文部科学省)から
 2003年のイギリス(イングランド)については、学校実施率が国際基準を満たしていなかったため、分析から除外されている
 2006年のアメリカの読解力については、調査実施後、評価問題の冊子の組み方に不備が明らかとなったため、読解力の結果の分析から除かれている

日本の食糧自給率(%)



- (注1) 「食糧自給率」とは、国内の食料消費が、国内の農業生産でどの程度賚えているかを示す指標のこと。
 (注2) 「カロリーベースの食糧自給率」とは、米、野菜、魚、肉など重量が異なる全ての食料を総合して計算するため、その食料に含まれるカロリーを用いて計算した自給率の値で、国際的に用いられる。
 (出典) 農林水産省HP <http://www.maff.go.jp/j/zyukyu/fbs/index.html>

カロリーベースの食糧自給率(2007年)

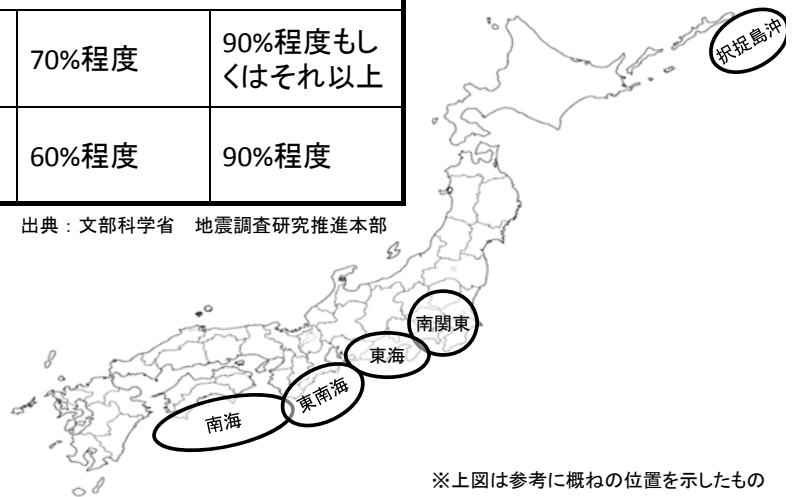


- (注1) 「カロリーベースの食糧自給率」とは、米、野菜、魚、肉など重量が異なる全ての食料を総合して計算するため、その食料に含まれるカロリーを用いて計算した自給率の値で、国際的に用いられる。
 (注2) 日本は年度。それ以外は暦年。
 (出典) 農林水産省HP <http://www.maff.go.jp/j/zyukyu/fbs/index.html>

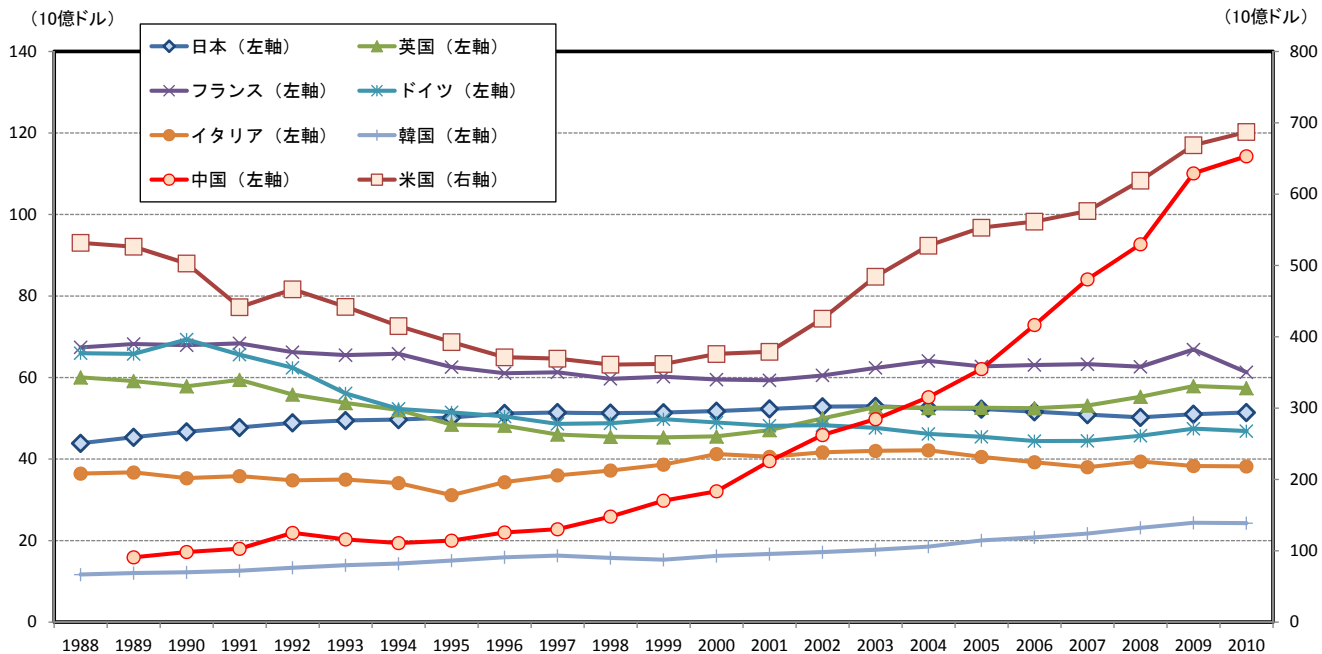
今後50年以内に高確率で大規模地震の発生が予測されるエリアの発生確率

エリア(想定地震規模)	今後10年	今後30年	今後50年
択捉島沖 (M8.1前後)	20%程度	60%~70%	90%程度
南関東(相模原トラフ) (M7程度)	30%程度	70%程度	90%程度
東海地震(想定) (M8程度)	88%(参考値、今後30年以内)		
東南海地震 (M8.1前後)	20%程度	70%程度	90%程度もしくはそれ以上
南海地震 (M8.4前後)	20%程度	60%程度	90%程度

出典：文部科学省 地震調査研究推進本部



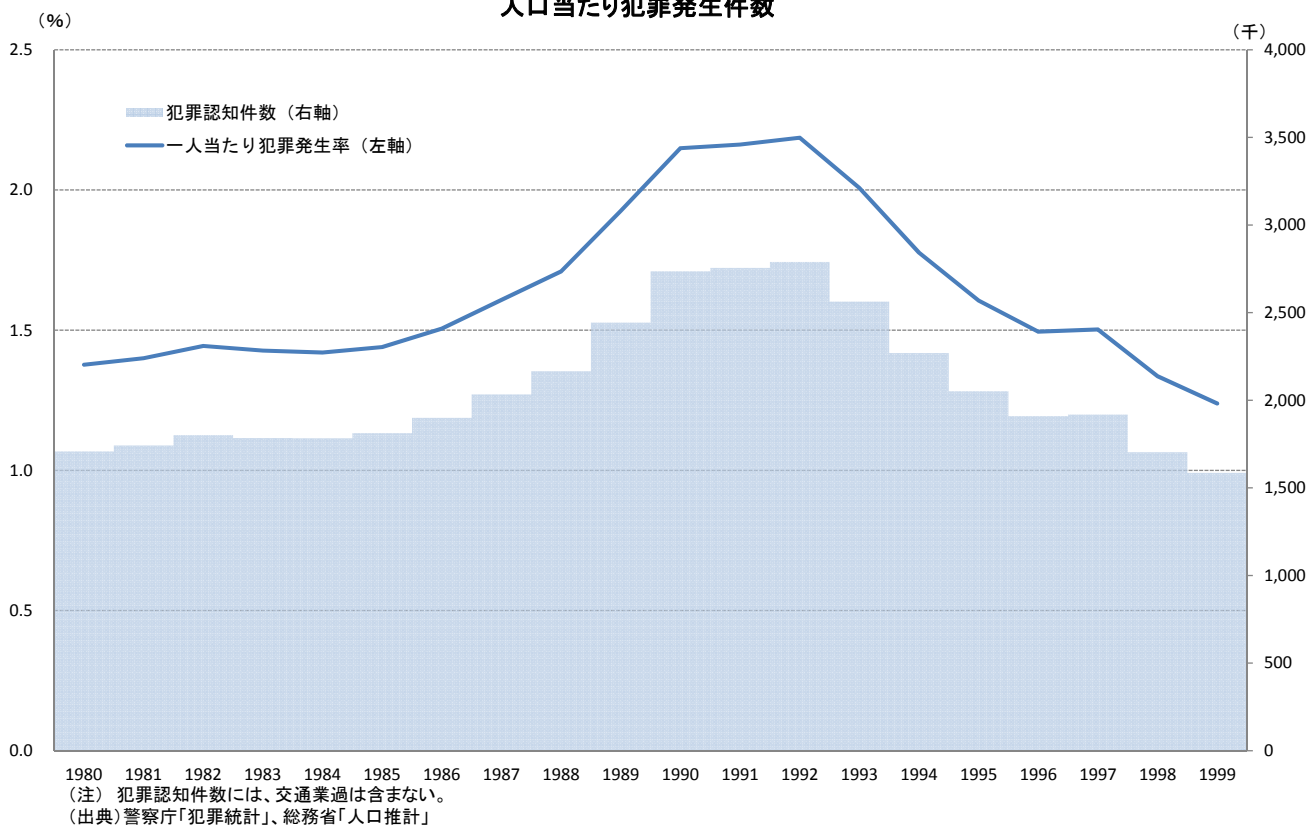
各国国防費の推移



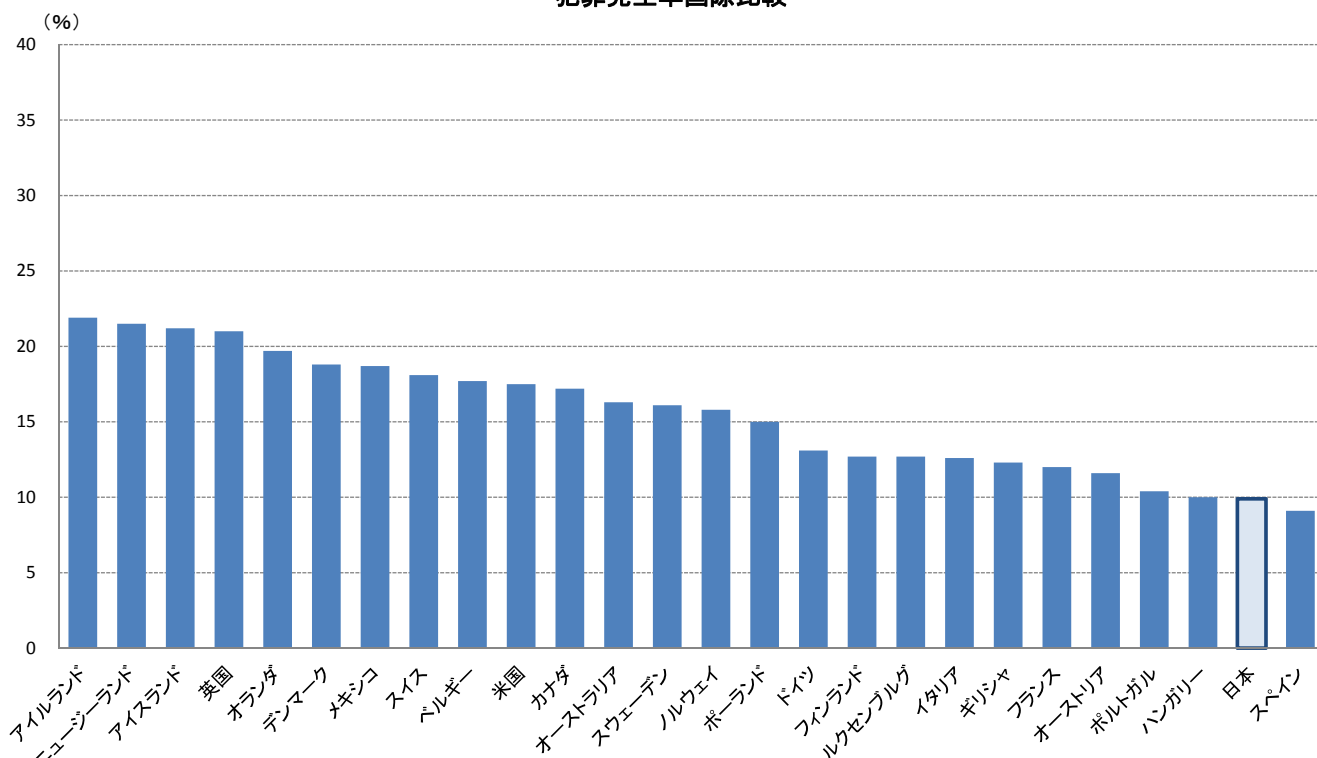
(注)ドイツの2010年、イタリアの2007年~2010年、韓国の1988~2004年、中国は推計値。
2009年時点のドルレートで固定。

(出典) Stockholm International Peace Research Institute Database

人口当たり犯罪発生件数



犯罪発生率国際比較

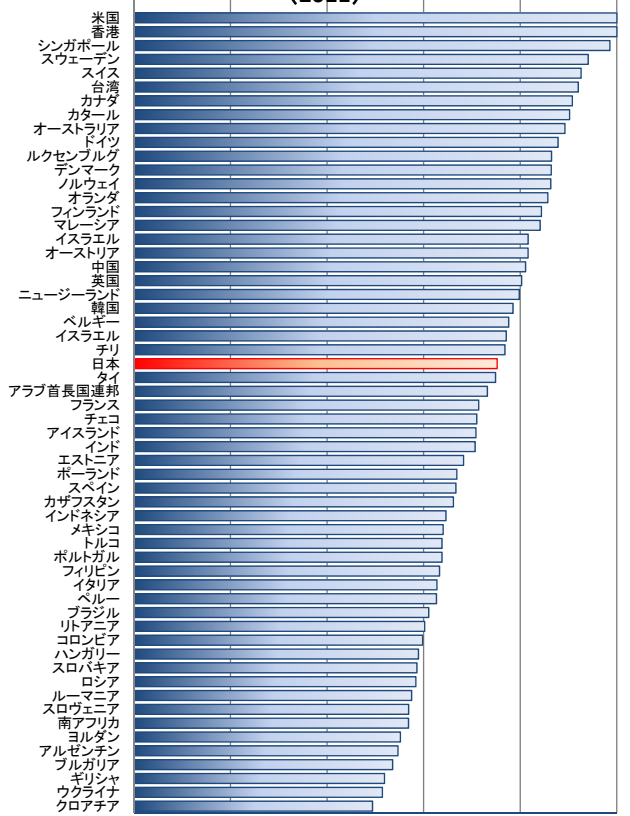


※2004年、2005年で過去12カ月の間に犯罪にあった人の割合
 ※Van Dijk, J., Van Kesteren and P. Smit Paul (2008), Criminal Victimization in International Perspective - Key Findings from the 2004-2005 International Crime Victims Survey and European Survey on Crime and Safety" WODC Publication No. 257, January.

国際競争ランキング各国比較

IMD World Competitiveness Scoreboard

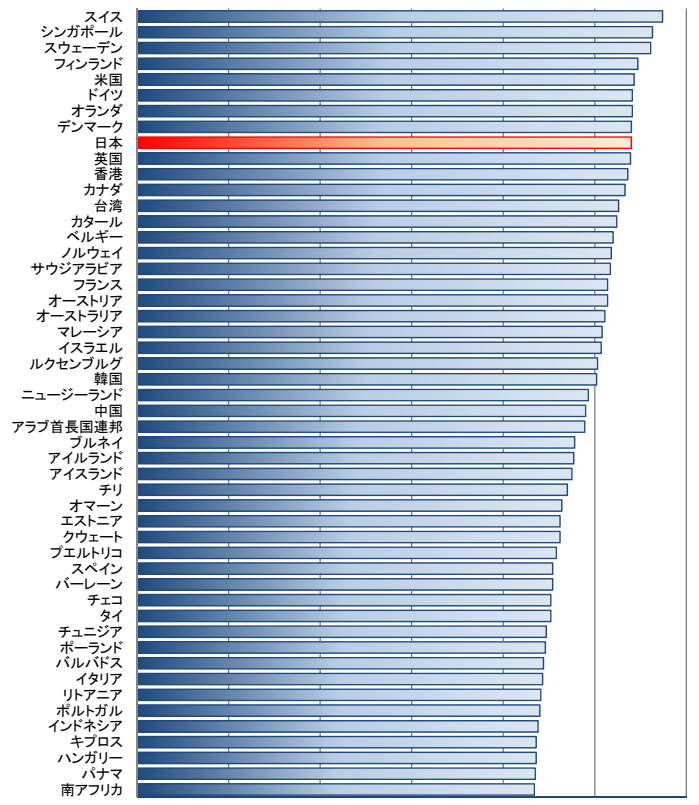
(2011)



(出典) IMD World Competitiveness Yearbook 2011, The World

World Economic Forum

"Global Competitiveness Index 2011-2012"



(注) 全134か国中上位50か国のみを掲載

(出典) World Economic Forum The Global Competitiveness Index 2011-2012 rankings

政府における中長期ビジョン・計画一覧(策定中のものを含む)

省庁名	中長期ビジョン等	作成年月日	対象期間	主なポイント・目標
内閣官房	新成長戦略	平成22年 6月18日	~2020年	<ul style="list-style-type: none"> ・新たな需要と雇用の創造による成長(「第三の道」)を目指して、平成22年6月18日「新成長戦略」を閣議決定。 ・マクロ経済目標:2020年度までの平均で名目3%、実質2%を上回る成長。物価については、GDPデフレーターでみて1%程度の適度で安定的な上昇。失業率については、できるだけ早期に3%台に低下。 ・『環境・エネルギー』『健康』『アジア』『観光立国・地域活性化』『科学・技術・情報通信』『雇用・人材』『金融』を7つの戦略分野とし、2020年までに達成すべき目標と主要施策の実行の道筋を、工程表の中で実施年度を含めて明示。
内閣官房	日本再生戦略	平成24年 年央	—	<ul style="list-style-type: none"> ・「日本再生の基本戦略」を12月24日に閣議決定。 ・「日本再生の基本戦略」では、新成長戦略の被災地での先取りによる震災・原発からの復活に加え、経済・社会・国際の3つのフロンティアと新たなフロンティアとして中長期的方向性の検討を提示。 ・3つのフロンティアにおいて、新たな取組の強化や新成長戦略での取組の再設計に関するものとして、当面の重点施策を明示。 ＜経済・社会・国際 3つのフロンティア＞ <ul style="list-style-type: none"> (1)経済のフロンティアの開拓(更なる成長力強化のための取組) <ul style="list-style-type: none"> ① 経済連携の推進と世界の成長力の取り込み ② 環境の変化に対応した新産業・新市場の創出 ③ 新たな資金循環による金融資本市場の活性化 ④ 食と農林漁業の再生 ⑤ 観光振興 (2)社会のフロンティアの開拓(分厚い中間層の復活) <ul style="list-style-type: none"> ① すべての人々のための社会・生活基盤の構築 ② 我が国経済社会を支える人材の育成 ③ 持続可能で活力ある国土・地域の形成 (3)国際のフロンティアの開拓(世界における日本のプレゼンス(存在感)の強化) ・今後、「日本再生の基本戦略」の具体化等を進め、年央を目途に「日本再生戦略」を策定予定。

省庁名	中長期ビジョン等	作成年月日	対象期間	主なポイント・目標
内閣官房	財政運営戦略	平成22年6月22日決定	2010年度以降	<ul style="list-style-type: none"> ・収支(フロー)目標 ① 国・地方の基礎的財政収支(プライマリー・バランス) <ul style="list-style-type: none"> ・遅くとも2015年度までに赤字対GDP比を2010年度から半減。 ・遅くとも2020年度までに黒字化。 ② 国の基礎的財政収支:上記と同様の目標。 ③ 2021年度以降も、財政健全化努力を継続。 <ul style="list-style-type: none"> ・残高(ストック)目標 2021年度以降において、国・地方の公債等残高の対GDP比を安定的に低下させる。
内閣官房	中期財政フレーム(平成24年度～平成26年度)	平成23年8月12日決定	2012年度～2014年度	<ul style="list-style-type: none"> ① 国債発行額 <ul style="list-style-type: none"> ・平成24年度の新規国債発行額(復興債を除く)について、平成23年度当初予算の水準(44兆円)を上回らないものとするよう全力をあげる。 ② 歳入面での取組 <ul style="list-style-type: none"> ・税制の抜本的な改革については、平成22・23年度税制改正大綱や「社会保障・税一体改革成案」等を踏まえて更に検討を進め、平成21年度税制改正法附則第104条に示された道筋に従って平成23年度中に必要な法制上の措置を講じる。 ③ 歳出面での取組(平成24～26年度) <ul style="list-style-type: none"> ・「基礎的財政収支対象経費」について、前年度当初予算の規模(「歳出の大枠」)を実質的に上回らないこととする。 ・ただし、東日本大震災の復旧・復興対策に係る経費であって、既存歳出の削減により賅われる額を超えた金額のうち、復興債、更なる税外収入の確保及び時限的な税制措置により確保された金額については、財源と併せて別途管理し、「歳出の大枠」に加算。 ・また、B型肝炎ウイルス感染者に対する給付金等の支給に係る経費のうち、時限的な税制措置等により確保された金額については、財源と併せて別途管理し、「歳出の大枠」に加算。

省庁名	中長期ビジョン等	作成年月日	対象期間	主なポイント・目標
内閣官房	革新的エネルギー・環境戦略	平成24年夏頃	～2030年又は2050年	<ul style="list-style-type: none"> ・エネルギーシステムの歪み・脆弱性を是正し、安全・安定供給・効率・環境の要請に応える短期・中期・長期からなる革新的エネルギー・環境戦略及び2013年以降の地球温暖化対策の国内対策を策定する。 ・昨年末にエネルギー・環境会議が定めた以下の基本方針に基づき、原子力委員会、総合資源エネルギー調査会及び中央環境審議会等の関係会議体は、春頃を目途に、原子力政策、エネルギーミックス及び温暖化対策の選択肢の原案を策定する。これらを踏まえ、エネルギー・環境会議が、複数の選択肢を統一的に提示する。国民的な議論を経て、夏を目途に戦略をまとめる。 (基本方針) ・原子力のリスク管理を徹底する。 ・エネルギーフロンティアの開拓とエネルギーシステムの改革により原発への依存度低減を具体化する。 ・長期的な将来のあるべき姿等を踏まえ、世界の排出削減に貢献する。
内閣官房	海洋基本計画	平成20年3月 ※平成25年3月を目途に計画の見直しを予定	策定から概ね5年	<ul style="list-style-type: none"> ・海洋立国実現に向けて目指すべき3つの政策目標(①海洋における全人類的課題への先導的挑戦、②豊かな海洋資源や海洋空間の持続可能な利用に向けた礎づくり、③安全・安心な国民生活の実現に向けた海洋分野での貢献)を設定。 ・海洋に関する施策についての6つの基本的な方針(海洋の開発及び利用と海洋環境の保全との調和、海洋の安全の確保、科学的知見の充実、海洋産業の健全な発展、海洋の総合的管理、海洋に関する国際的協調)を示し、政府が総合的かつ計画的に講ずべき12の施策(海洋資源の開発及び利用の促進、海洋環境の保全等、排他的経済水域等の開発等の推進、海上輸送の確保、海洋の安全の確保、海洋調査の推進、海洋科学技術に関する研究開発の推進等、海洋産業の振興及び国際競争力の強化、沿岸域の総合的管理、離島の保全等、国際的な連携の確保及び国際協力の推進、海洋に関する国民の理解の増進と人材育成)及び総合的かつ計画的に推進するために必要な事項を定めた。

省庁名	中長期ビジョン等	作成年月日	対象期間	主なポイント・目標
内閣官房	宇宙基本計画	平成21年 6月2日	(10年程度 を見通した 上で)2009 年度～2013 年度	<ul style="list-style-type: none"> 我が国の宇宙開発利用に関する6つの方向性(安心・安全で豊かな社会の実現、安全保障の強化、宇宙外交の推進、先端的な研究開発による活力ある未来の創造、21世紀の戦略的産業の育成、環境への配慮)を決定した。 以上の方向性を実現するため、5つの利用システムの構築(アジア等に貢献する陸域・海域観測衛星システム、地球環境観測・気象衛星システム、高度情報通信衛星システム、測位衛星システム、安全保障を目的とした衛星システム)及び4つの研究開発プログラムの推進(宇宙科学プログラム、有人宇宙活動プログラム、宇宙太陽光発電研究開発プログラム、小型実証衛星プログラム)について5年間の人工衛星等の開発利用計画を決定した。
内閣官房	知的財産推進計画	平成24年 5～6月(予 定)	2012年度～ 2020年度	<ul style="list-style-type: none"> 国際競争力強化のための国際標準化戦略、国際知財戦略の推進。 海外へのコンテンツ展開の加速、知財権保護強化。
内閣官房	新たな情報通信技術戦略	平成22年 5月11日	2010年度～ 2020年度	<ul style="list-style-type: none"> 国民本位の電子行政の実現 2020年までに国民が、自宅やオフィス等の行政窓口以外の場所において、国民生活に密接に関係する主要な申請手続や証明書入手を、必要に応じ、週7日24時間、ワンストップで行えるようにする。この一環として、2013年までに、コンビニエンスストア、行政機関、郵便局等に設置された行政キオスク端末を通して、国民の50%以上が、サービスを利用することを可能とする 等。 地域の絆の再生 2020年までに情報通信技術を活用することにより、すべての国民が地域を問わず、質の高い医療サービスを受けることを可能にする 等。 新市場の創出と国際展開 2020年までに、高度道路交通システム(ITS)等を用いて、全国の主要道における交通渋滞を2010年に比して半減させることを目指しつつ、自動車からのCO2の排出削減を加速する 等。

省庁名	中長期ビジョン等	作成年月日	対象期間	主なポイント・目標
内閣官房	新たな情報通信技術戦略 工程表 改訂版	平成22年6月22日決定 平成23年8月3日改訂	2010年度～2020年度	(本工程表は、「新たな情報通信技術戦略」の実現に向けて、期限を区切って、施策担当府省の具体的な取組を明記し、各府省連携が必要な施策においては、個々の役割分担と達成すべき事項を明確化することを目的としており、「新たな情報通信技術戦略」に記載された具体的な取組ごとに、30の工程表を作成するとともに、各府省の役割を明確化するため、短期(2010年、2011年)、中期(2012年、2013年)、長期(2014年)ごとに求められる各府省の具体的な取組を記載したものである。 このため、主なポイント・目標は「新たな情報通信技術戦略」と同一である。)
内閣官房	電子行政推進に関する基本方針	平成23年8月3日	2011年度～2020年度	<ul style="list-style-type: none"> ・電子行政推進の基本的な視点、方向性 電子行政推進に当たって留意すべき基本的視点、取組の方向性等として、利用者視点、費用対効果、制度・業務の見直し、運用継続、民間との連携等を提示。 ・重要施策の推進 IT投資管理の確立・強化、国民ID制度・企業コードの整備、オープンガバメントの推進等 ・新たな電子行政の推進体制(政府CIO制度) 電子行政に関する戦略等、政府の情報化推進施策等の管理、地方・民間との連携、人材の確保・育成等、電子行政推進に係る司令塔としての政府CIO制度の役割等の方向性を整理。制度の詳細設計、法制化に向けた検討に着手。
内閣官房	新たなオンライン利用に関する計画	平成23年8月3日	2011年度～2013年度	<ul style="list-style-type: none"> ・オンライン利用の範囲の更なる見直し 現在オンライン利用が可能な国の行政手続(約7,500手続。重点手続を除く。)について、各手続所管府省において、費用対効果等の検討を踏まえて、オンライン利用の継続・停止を判断する。 ・業務プロセス改革の推進 重点手続(71手続)を対象に、オンライン利用率だけではなく、オンライン利用に関するサービスの品質の向上に重点を置いた業務・システムの改善及び行政運営の効率化の実現のため、各手続所管府省ごと策定した「業務プロセス改革計画」に基づき、制度全体を視野に入れ、手続に係る関係者の作業フローを把握・分析しつつ、改革を進める。

省庁名	中長期ビジョン等	作成年月日	対象期間	主なポイント・目標
内閣官房	行政キオスク端末のサービス拡大のためのロードマップ	平成23年8月3日	2011年度～2013年度	<p>新たな情報通信技術戦略に示した「2013年までに、コンビニエンスストア、行政機関、郵便局等に設置された行政キオスク端末を通して、国民の50%以上が、サービスを利用することを可能とする」目標に向けて、以下の施策を推進する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・導入自治体の拡大 行政キオスク端末によるサービスの普及・拡大に向け、地方公共団体における導入コストの削減策等について検討する。 ・設置場所の拡大 コンビニ交付に参画するコンビニエンスストア事業者等の拡大に向け、民間事業者側で整備すべきシステムの共同利用化、導入コスト削減等について検討する。 ・サービスメニューの拡大 戸籍謄抄本や税関係証明書のコンビニ交付対応について、制度的・技術的な課題の解決に向けた検討を実施する。また、住民ニーズが高く費用対効果の見込めるその他のサービスメニューについて検討する。
内閣官房	情報通信技術利活用のための規制・制度改革に係る対処方針	平成23年8月3日	2011年度～	<ul style="list-style-type: none"> ・電子行政、医療、教育等に係る計36項目について、規制・制度の見直しに向けた各府省の今後の取組みを明確化。 ・主な事項は、行政機関が保有する情報の再提出不要化、一般用医薬品のインターネット等販売規制の見直し、教科書のデジタル化 等。
内閣官房	ITSに関するロードマップ	平成23年8月3日	2011年度～	<p>新たな情報通信技術戦略で掲げられた「情報通信技術を活用した安全運転支援システムの導入・整備の推進」及び「ITSによる人やモノの移動のグリーン化(グリーンITS)」について、以下の目標の実現に向けた各府省の取組を明示。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・安全運転支援システムの導入、普及により、2018年に交通事故死者数を2,500人以下とする。 ・2020年までに、高度道路交通システム(ITS)等を用いて、全国の主要道における交通渋滞を2010年に比して半減させることを目指しつつ、自動車からのCO2の排出削減を加速する。

省庁名	中長期ビジョン等	作成年月日	対象期間	主なポイント・目標
内閣官房	情報通信技術人材に関するロードマップ	平成23年8月3日	2011年度～	<ul style="list-style-type: none"> ・初等中等教育段階の子どもたちに対する取組 情報活用能力の育成、授業におけるIT活用の推進、情報通信技術に関して資質のある子どもたちに対する取組の充実。 ・大学・高等専門学校及び専修学校の情報通信技術に関する教育に対する支援 産学連携による実践的教育の推進、産学官の連携体制の構築。 ・企業等における人材育成の推進 スキル標準等の普及・高度化、キャリアパスモデルの構築・普及、実践的育成教材等の開発・普及、電子行政推進に向けた人材の育成・確保
内閣官房	国民を守る情報セキュリティ戦略	平成22年5月11日	(2020年までを見通した上で) 2010年度～2013年度	<p>2020年までに、インターネットや情報システム等の情報通信技術を利用者が活用するにあたっての脆弱性を克服し、すべての国民が情報通信技術を安心して利用できる環境を整備し、世界最先端の「情報セキュリティ先進国」を実現する。</p> <p>具体的には、サイバー攻撃等、情報通信技術に係る全ての脅威に対する対応力を世界最高水準に高めるとともに、政府の事案対処能力を充実・強化することにより、国民の安全・安心を確保する。また、すべての国民が、情報セキュリティに対する不安を感じずに情報通信技術を積極的に活用できる環境を構築する。</p> <p>2010年度～2013年度には、以下の具体的な取組を重点的に推進し、情報セキュリティに対する国民の不安を解消する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大規模サイバー攻撃事案等への対処態勢の整備等 ・新たな環境変化に対応した情報セキュリティ政策の強化 <p>なお、本戦略に基づき、毎年度の年度計画である「情報セキュリティ201X」を策定・推進する。</p>
内閣官房	情報セキュリティ研究開発戦略	平成23年7月8日	2011年度～2015年度	<p>社会を支える基盤として、より安全・安心で、新しい価値を創造できる情報通信システムを実現するため、今後重要となると考えられる以下の重要分野の研究開発を促進する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・情報システム全体のニュー・ディペンダビリティの確保 ・攻撃者の行動分析に基づくゼロディ・ディフェンス ・個人情報等の柔軟管理の実現 ・研究開発の促進基盤の確立と情報セキュリティ理論の体系化

省庁名	中長期ビジョン等	作成年月日	対象期間	主なポイント・目標
内閣官房	情報セキュリティ人材育成プログラム	平成23年7月8日	2011年度～2013年度	<p>情報セキュリティをめぐる環境の変化や、情報セキュリティの人材育成に係るこれまでの取組や課題を踏まえ、以下の基本方針に基づき取組を推進する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「ハイブリッド型人材」、「問題発見・解決型人材」の育成・確保 ・「情報セキュリティ人材育成環境の整備」 ・産学連携の強化 ・先導的研究開発、情報セキュリティ産業の活性化を通じた人材の育成 ・グローバル化に対応できる人材の育成
内閣官房	情報セキュリティ普及・啓発プログラム	平成23年7月8日	2011年度～2013年度	<p>情報セキュリティ文化の6原則（認識・責任・対応・協調・論理・再評価）の定着を図るため、以下の基本的な取組を推進する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・情報通信技術の利用促進と一体になった「情報セキュリティ文化」の定着 ・恒常的な取組の定着化 ・情報通信技術の利用実態を踏まえたきめ細やかな対策の推進 ・情報セキュリティ無関心層への対策の推進
内閣官房	平成23年度以降に係る防衛計画の大綱	平成22年12月17日	大綱に定める防衛力の在り方は、おおむね10年後までを念頭に置いている。	<ul style="list-style-type: none"> ・防衛計画の大綱は、安全保障の基本方針、防衛力の意義や役割、更には、これらに基づく、自衛隊の具体的な体制、主要装備の整備目標の水準といった今後の防衛力の基本的指針を示すもの。 ・我が国の安全保障については、①我が国に直接脅威が及ぶことを防止・排除、被害の最小化、②アジア太平洋地域の安全保障環境の一層の安定化とグローバルな安全保障環境の改善、③世界の平和と安定及び人間の安全保障の確保への貢献を目標としており、これらの達成のため、我が国自身の努力、同盟国との協力、アジア太平洋地域における協力及びグローバルな協力等の多層的な安全保障協力を統合的に推進する。 ・防衛力の在り方については、各種事態に対し、より実効的な抑止と対処を可能とし、アジア太平洋地域の安全保障環境の一層の安定化とグローバルな安全保障環境の改善のための活動を能動的に行い得る動的なものにしていくことが必要であり、即応性、機動性、柔軟性、持続性及び多目的性を備え、軍事技術水準の動向を踏まえた高度な技術力と情報能力に支えられた動的防衛力を構築する。（自衛隊の主要な編成、装備等の具体的規模は別表において定められている）

省庁名	中長期ビジョン等	作成年月日	対象期間	主なポイント・目標
内閣官房	中期防衛力整備計画(平成23年度～平成27年度)	平成22年12月17日	平成23年度～平成27年度	<p>・中期防衛力整備計画は、防衛計画の大綱で示された防衛力の水準の達成を目指して、5年間の所要経費の総額の限度、整備すべき主要装備の数量(いわば中期的なフロー)等を定めるもの。</p> <p>・中期防衛力整備計画では、防衛計画の大綱に従い、即応性、機動性、柔軟性、持続性及び多目的性を備え、軍事技術水準の動向を踏まえた高度な技術力と情報能力に支えられた動的防衛力を構築するため、①防衛力の役割を果たし得る態勢の整備、②優先整備すべき機能に重点を置いた適切な資源配分、③質の高い防衛力の効率的な整備、④防衛力の能力発揮のための基盤に関する施策の実施、⑤日米安全保障体制の一層の強化、⑥防衛力整備の効率化・合理化の6点を計画の基本とし、効果的かつ効率的な防衛力の整備に努めることとしている(主要装備の具体的な整備規模は別表において定められている)。</p> <p>・中期防衛力整備計画の実施に必要な防衛関係費の総額の限度は、将来における予見し難い事象への対応等特に必要があると認める場合にあっては、安全保障会議の承認を得て措置することができる経費を含め、平成22年度価格でおおむね23兆4,900億円程度をめどとしている。なお、各年度の予算の編成に際しては、国の他の諸施策との調和を図りつつ、一層の効率化・合理化に努め、おおむね23兆3,900億円程度の枠内で決定することとしている。</p>
内閣官房・農林水産省	我が国の食と農林漁業の再生のための基本方針・行動計画	平成23年10月25日	2011年～	<p>・次世代を担う農林漁業者が、安心して農林漁業の再生に取り組めるような新しい農林水産行政を推進し、食と農林漁業の再生を実現。</p> <p>・①農地集積の加速化・新規就農の増大による持続可能な力強い農業の実現、②6次産業化・成長産業化の推進、③再生可能エネルギーの供給促進などの7つの戦略を5年間で集中展開。</p> <p>・高いレベルの経済連携と農林漁業の再生や食料自給率の向上との両立を実現するためには、基本方針にある諸課題をクリアし、なおかつ、国民の理解と安定した財源が必要。消費者負担から納税者負担への移行、直接支払制度の改革、開国による恩恵メカニズムの構築も含め、具体的な方策は、国民的議論を経て、個別の経済連携ごとに検討することとしている。</p>

省庁名	中長期ビジョン等	作成年月日	対象期間	主なポイント・目標
内閣府	ジョブ・カード制度新全国推進基本計画	平成23年 4月21日	2011年度～	<ul style="list-style-type: none"> ・ジョブ・カード取得者数について、平成24年度までに100万人、平成32年までに300万人を目標とする。 ・職業能力証明ツールとしての普及促進のため、「ジョブ・カード普及サポーター企業」の開拓、求職者へのジョブ・カード交付促進、学生用ジョブ・カード様式の開発及び学生へのジョブ・カード交付促進に取り組む。また、併せて、実践キャリア・アップ戦略との連携、キャリアコンサルタントの養成についても取り組む。 ・OJT等による実践的な職業能力開発の推進のため、ジョブ・カード活用対象訓練の拡大、大学・専門学校等における職業能力形成に資するプログラムの開発・提供の推進に取り組む。
内閣府	男女共同参画基本計画	平成22年 12月17日	平成22年度～平成27年度	<ul style="list-style-type: none"> ・実効性のあるアクション・プランとするため、15の重点分野に82項目（延べ109項目）の「成果目標」を設定。 ・2020年に指導的地位に女性が占める割合を少なくとも30%程度とする目標に向けた取組を推進。 ・女性の活躍による経済社会の活性化や「M字カーブ問題」の解消も強調。
内閣府	子ども・子育てビジョン（閣議決定）	平成22年 1月29日	-	<ul style="list-style-type: none"> ・次代を担う子どもたちが健やかにたくましく育ち、子どもの笑顔があふれる社会のために、子どもと子育てを全力で応援することを目的として、「子どもが主人公（チルドレン・ファースト）」という考え方の下、これまでの「少子化対策」から「子ども・子育て支援」へと視点を移し、社会全体で子育てを支えるとともに、「生活と仕事と子育ての調和」を目指す。 ・「目指すべき社会への政策4本柱」と「12の主要施策」に従って、具体的な取組を推進。また、2010（平成22）年度から2014（平成26）年度までの5年間を目途とした施策に関する数値目標を設定。

省庁名	中長期ビジョン等	作成年月日	対象期間	主なポイント・目標
内閣府	障害者基本計画(閣議決定)	平成14年 12月24日	平成15年度 ～平成24年 度	<p>重点的に取り組むべき課題</p> <p>1 活動し参加する力の向上 (1) 疾病、事故等の予防・防止と治療・医学的リハビリテーション (2) 福祉用具等の研究開発とユニバーサルデザイン化の促進 (3) IT革命への対応</p> <p>2 活動し参加する基盤の整備 (1) 自立生活のための地域基盤の整備 (2) 経済自立基盤の強化</p> <p>3 精神障害者施策の総合的な取組</p> <p>4 アジア太平洋地域における域内協力の強化</p>
内閣府	自殺対策総合大綱(閣議決定)	平成19年 6月8日	-	<ul style="list-style-type: none"> ・自殺対策の基本認識として、多くの自殺は、個人の自由な意思や選択の結果ではなく、様々な悩みにより心理的に「追い込まれた死」であること、自殺は防ぐことができること、自殺を考えている人は悩みを抱え込みながらもサインを発していることの3つが示されている。 ・自殺は社会的要因を含む様々な要因が複雑に関係して引き起こされるものであり、社会的要因も踏まえ、総合的に取り組むことを始め6つの基本的考え方が示されている。 ・平成28年までに、平成17年の自殺死亡率を20%以上減少させることを目標とする。
内閣府	子ども・若者ビジョン(子ども・若者育成支援推進本部決定)	平成22年 7月23日	-	<ul style="list-style-type: none"> ・すべての子ども・若者の健やかな成長を支援する。 ・困難を有する子ども・若者やその家族を支援する。 ・子ども・若者の健やかな成長を社会全体で支えるための環境を整備する。
内閣府	第2次食育推進基本計画(食育推進会議決定)	平成23年 3月31日	平成23年度 ～平成27年 度	<ul style="list-style-type: none"> ・生涯にわたるライフステージに応じた間断ない食育の推進。 ・生活習慣病の予防及び改善につながる食育の推進。 ・家庭における共食を通じた子どもへの食育の推進。

省庁名	中長期ビジョン等	作成年月日	対象期間	主なポイント・目標
内閣府	高齢社会対策大綱(閣議決定)	平成13年 12月28日	-	<ul style="list-style-type: none"> ・基本姿勢として、(1)旧来の画一的な高齢者像の見直し、(2)予防・準備の重視、(3)地域社会の機能の活性化、(4)男女共同参画の視点、(5)医療・福祉、情報通信等に係る科学技術の活用、を掲げている。 ・横断的に取り組む課題として、1 多様なライフスタイルを可能にする高齢期の自立支援、2 年齢だけで高齢者を別扱いする制度、慣行等の見直し、3 世代間の連帯強化、4 地域社会への参画促進、を設定している。 ・上記の高齢社会対策の推進の基本的在り方を踏まえ、1 就業・所得、2 健康・福祉、3 学習・社会参加、4 生活環境、5 調査研究等の推進、の分野別の基本的施策に関する中期にわたる指針を定めている。
内閣府	第9次交通安全基本計画(中央交通安全対策会議決定)	平成23年 3月31日	平成23年度 ～平成27年度	<ul style="list-style-type: none"> ・「人優先」の交通安全思想を基本とした各種交通安全施策を強力に推進する。 ・平成27年までに24時間死者数を3,000人以下とし、世界一安全な道路交通を実現する。(この3,000人に平成22年中の24時間死者数と30日以内死者数の比率を乗ずるとおおむね3,500人) ・平成27年までに死傷者数を70万人以下にする。
内閣府	第2次犯罪被害者等基本計画(閣議決定)	平成23年 3月25日	平成23年度 ～平成27年度	<ul style="list-style-type: none"> ・「損害回復・経済的支援等への取組」や「精神的・身体的被害の回復・防止への取組」などの5つの重点課題ごとに盛り込まれた施策について、関係府省庁において積極的に取り組む。 ・犯罪被害給付制度の拡充及び新たな補償制度の創設に関する検討などについて、期限を明らかにして検討を行っていく。
内閣府	第4期科学技術基本計画	平成23年8 月19日	2011年度～ 2015年度	<ul style="list-style-type: none"> ・科学技術とイノベーションの一体的な推進に向け、分野別による重点化から課題達成に向けた重点化に転換を図り、「震災からの復興、再生の実現」、「グリーンイノベーションの推進」、「ライフイノベーションの推進」を主要な柱と位置付けるとともに、世界と一体化した国際活動の戦略展開等を推進。 ・世界トップレベルの基礎研究の強化等により、若手研究者をはじめとする国内外で活躍できる人材の育成と確保および大学や公的研究機関等における人材を支える組織的な支援機能の強化。 ・政策の企画立案及び推進への国民参画を促進し、国民との対話や情報提供を通して、政策の企画立案及び推進に国民の理解、信頼、支持を得る。 ・第4期基本計画期間において、官民合わせた研究開発投資の対GDP比4%以上、政府研究開発投資の対GDP比1%及び総額規模25兆円を目指す。

省庁名	中長期ビジョン等	作成年月日	対象期間	主なポイント・目標
総務省	ICT維新ビジョン2.0	平成22年 5月6日	～2020年頃	<ul style="list-style-type: none"> ・2015年頃を目途に「光の道」100%（全世界がブロードバンドサービスを利用）を実現する。 ・「日本×ICT」戦略（経済・社会のあらゆる分野におけるICTの徹底利活用の促進）により、今後10年間（2011～20年）の年平均潜在成長率約2.6%を実現する。 ・ICTパワーにより、2020年にCO2排出量の10%（90年比）以上の削減を実現する。
総務省	スマートクラウド戦略	平成22年 5月17日	2010年度～ 2020年度頃	<ul style="list-style-type: none"> ・クラウドサービスの徹底的な利活用を促進するとともに、クラウドサービスの普及に向けた環境整備や新たなクラウドサービスの創出に向けた支援、クラウドサービスのグローバル展開を推進する。（利活用戦略） ・次世代クラウド技術の研究開発や標準化を推進する。（技術戦略） ・産学官が連携して、国際的なコンセンサスの醸成を加速化させ、グローバルな連携を推進する。（国際戦略）
総務省	グローバル時代におけるICT政策に関するタスクフォースとりまとめ	平成22年 12月14日	～2020年頃	<ul style="list-style-type: none"> ・「光の道」構想を実現するために、未整備地域における「ICT利活用基盤」の整備、NTTの在り方を含めた競争政策等を推進する。 ・ICTによる持続的経済成長の実現、日本のICT「総合力」の発揮、ICTによる国際貢献等に向け、2020年頃までの工程表を策定し、スマート・グリッド、スマート・クラウド等の重点戦略分野の取組を推進する。
総務省	知識情報化社会の実現に向けた情報通信政策の在り方	平成24年 7月（予定）	2012年度～ 2020年度頃	<ul style="list-style-type: none"> ・2020年頃を視野に入れた、日本再生に向けた新たなICT総合成長戦略の策定・推進。 ・ICT（通信・放送ネットワーク及びICT利活用）の進展を含む2020年頃の社会像を明確化。 ・今後重点的に取り組むべき課題及びICTサービス・システム等を検討し、具体的な推進方策を定める。
総務省	緑の分権改革の推進～地域からの成長戦略～	平成22年 5月6日	2010年～ 2020年	<ul style="list-style-type: none"> ・緑の分権改革に取り組む地方公共団体数を、2020年に1400団体とする。 ・市町村が連携し、圏域ごとに生活に必要な機能を確保する定住自立圏構想の推進により、2020年における総人口に対する地方圏の人口割合について、2010年並みを確保する。 ・過疎地域等の自立・活性化に向け、過疎債（ソフト分）等を有効に活用し、2020年までに過疎地域の人口を将来推計人口以上とするとともに、人口5千人以下の過疎町村のうち人口増加に転じる団体を1/3以上とする。また、地域のポテンシャルを示す指標が向上する過疎地域の団体を、過疎市町村の1/2以上とする。 ・自治体クラウドの推進を通じて、2015年までに情報システム等への経費を30%程度以上削減する。

省庁名	中長期ビジョン等	作成年月日	対象期間	主なポイント・目標
法務省	再犯防止に向けた総合対策 (仮称)	平成24年6 ~7月(予 定)	未定 (10年程度 を予定)	策定に向けて求められる主な視点は以下のとおり。 <ul style="list-style-type: none"> ・再犯防止のための総合的かつ中長期的な取組 ・刑務所出所者等の再犯要因分析に基づく施策の重点実施 ・可能な限り具体的な目標設定及び目標達成のための仕組みづくり
法務省	インクルーシブな成長の基礎と なる法制度整備支援の推進	未定	未定	<ul style="list-style-type: none"> ・開発途上国における法制度整備支援を推進することにより、法の支配の確立と社会経済の基盤整備を図る。
法務省	「法の支配」が貫徹された社会 の実現に向けた司法アクセス の確立	未定	未定	<ul style="list-style-type: none"> ・あまねく全国において、国民の多様なニーズに応じ、弁護士等の法律専門家による迅速かつ最適な法的サービスを受けられるようにする。(サービス提供面での司法アクセス向上) ・経済的事情を問わずに弁護士等の法律専門家へ容易に依頼でき、国民が最も必要とする法的サービスを受けられるようにする。(経済面での司法アクセス向上) ・国民の多様なニーズに応じた法的な紛争解決方法等に関する情報を容易かつ迅速に得られるようにする。(情報面での司法アクセス向上)
法務省	登記所備付地図作成の推進	平成16年 度	未定	<ul style="list-style-type: none"> ・都市部で大幅に遅れている地図の整備を推進する。平成15年6月の内閣の都市再生本部の方針に基づき、法務省は、都市部の地図混乱地域の地図の作成に取り組むこととされている(平成16年度から実施)。 ・平成21年度から平成28年度までの8か年で都市部の地図混乱地域のうち、必要性及び緊急性の高い130km²の地図を作成する計画に基づき、作業中。 ・現在の計画によっては、都市部の地図混乱地域の地図の整備は完了しないことから、平成29年度以降の計画については、今後、関係省庁と調整を行い、検討する予定としている。
外務省	日本及び世界の少子高齢化社会を見据え、グローバルな視点 からの看護・介護人材確保の ための方策の検討	未作成	~2025年	<ul style="list-style-type: none"> ・社会保障改革に関する集中検討会議資料によれば、現状に比し、2025年までに看護職員は最大64万人、介護職員は104万人の確保が必要。 ・インドネシア及びフィリピンから、EPAに基づき外国人看護師・介護福祉士候補者の受入れを行っているが、合格率が低いのが現状。 ・「新成長戦略」や「日本再生の基本戦略」でも重要政策と位置づけ、受入れ改善を図っているが、今後、人材確保の必要性を踏まえた中長期的な議論も重要。

省庁名	中長期ビジョン等	作成年月日	対象期間	主なポイント・目標
文部科学省	教育振興基本計画(閣議決定)	平成20年 7月1日	2008年度～ 2012年度 (ただし、10 年間を通じ て目指すべ き教育の姿 も記載)	<ul style="list-style-type: none"> ・社会全体で教育の向上に取り組む。 ・個性を尊重しつつ能力を伸ばし、個人として、社会の一員として生きる基盤を育てる。 ・教養と専門性を備えた知性豊かな人間を養成し、社会の発展を支える。 ・子どもたちの安全・安心を確保するとともに、質の高い教育環境を整備する。
文部科学省	教育の情報化ビジョン	平成23年 4月28日	2011年度～ 2020年度	<ul style="list-style-type: none"> ・情報通信技術を活用して、一斉指導による学び(一斉学習)に加え、子どもたち一人一人の能力や特性に応じた学び(個別学習)、子どもたち同士が教え合い学び合う協働的な学び(協働学習)を推進する。 ・子どもたちの情報活用能力の育成、学びの場における情報通信技術の活用、校務の情報化、特別支援教育における情報通信技術の活用、教員への支援に主に取り組む。
文部科学省	文化芸術の振興に関する基本的な方針(閣議決定)	平成23年 2月8日	2011年度～ 2015年度	<ul style="list-style-type: none"> 重点戦略1:文化芸術活動に対する効果的な支援 重点戦略2:文化芸術を創造し、支える人材の充実 重点戦略3:子どもや若者を対象とした文化芸術振興策の充実 重点戦略4:文化芸術の次世代への確実な継承 重点戦略5:文化芸術の地域振興、観光・産業振興等への活用 重点戦略6:文化発信・国際文化交流の充実
文部科学省	スポーツ基本計画(文部科学大臣決定を予定)	今年度末 に策定予 定	策定より5 年間	<ul style="list-style-type: none"> ・学校と地域における子どものスポーツ機会の充実。 ・ライフステージに応じたスポーツ活動の推進。 ・住民が主体的に参画する地域のスポーツ環境の整備。 ・国際競技力の向上に向けた人材養成・スポーツ環境の整備。 ・国際競技大会等の招致・開催等を通じた国際交流・貢献の推進。 ・スポーツ界の透明性、公平・公正性の向上。 ・トップスポーツと地域におけるスポーツとの連携・協働の推進。

省庁名	中長期ビジョン等	作成年月日	対象期間	主なポイント・目標
文部科学省	学校安全の推進に関する計画	—	未定	<ul style="list-style-type: none"> ・各学校における安全に係る取組を総合的かつ効果的に推進するための計画。 ・国と地方公共団体の相互の連携による各学校における安全に係る取組の確実かつ効果的な実施。 ・災害安全(防災)、防犯を含めた生活安全、交通安全の領域に関する安全管理や組織活動に係る取組体制の整備。
文部科学省	新たな地震調査研究推進について(地震調査研究推進本部決定)	平成21年 4月21日	当面10年間	<ul style="list-style-type: none"> ・海溝型地震を対象とした調査観測研究による地震発生予測及び地震動・津波予測の高精度化。 ・活断層等に関連する調査研究による情報の体系的収集・整備及び評価の高度化。 ・防災・減災に向けた工学及び社会科学研究を促進するための橋渡し機能の強化。 <p>※なお、地震調査研究推進本部では、東日本大震災を踏まえ、現在、同方針の見直しに向けて検討を進めている。</p>
文部科学省	「学術研究の大型プロジェクトの推進に関する基本構想『ロードマップ』」(科学技術・学術審議会決定)	平成22年 10月27日 ※平成24年3月頃を目途にロードマップの改訂を行う予定。	ロードマップにおいて研究計画(構想)毎に期間が示されている。	<ul style="list-style-type: none"> ・科学技術・学術審議会では、学術研究の大型プロジェクトについて、長期的な展望を持って社会や国民の理解を得ながら、戦略的・計画的な推進を図っていくために、各分野の研究計画の将来構想を取りまとめた「ロードマップ」を策定(平成22年10月)。 ・「ロードマップ」では、日本学術会議の「マスタープラン」(※)に掲載されている7分野43計画について、その推進に当たっての優先度を明確にする観点からの評価結果を整理。 <p>※日本学術会議では、研究者コミュニティにおいて構想中の大型研究計画に対して、純粋に科学的な視点から評価を行い、日本の学術研究や科学技術の発展のために真に必要とされる7分野43の研究計画からなる「マスタープラン」を取りまとめた。(平成22年3月)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「ロードマップ」を踏まえた学術研究の大型プロジェクトの戦略的・計画的な推進を図るため、平成24年度予算案において、「学術フロンティアを促進するための基盤整備(大規模学術フロンティア促進事業)」を新たに創設。 ・なお、「ロードマップ」は日本学術会議の「マスタープラン」の改訂に合わせて、定期的に改訂することとされており、現在、当該「マスタープラン」が平成23年9月に小改訂されたことを受けて、科学技術・学術審議会において「ロードマップ」の改訂に向けた審議が行われているところであり、その結果について、平成24年3月頃を目途に取りまとめる予定。

省庁名	中長期ビジョン等	作成年月日	対象期間	主なポイント・目標
文部科学省	海洋生物資源に関する研究の在り方について(科学技術・学術審議会 海洋開発分科会決定)	平成23年9月16日	2011年度から5年間程度	<ul style="list-style-type: none"> ・海洋生物資源を持続的に利用するとともに産業創出につなげていくためには、大学等の研究機関における研究開発や若手人材の積極的な育成が求められる。 ・海洋生態系に関する知見の充実、生理機能の解明と革新的な生産技術、新たな有用資源としての活用、観測、モニタリング技術の開発、東日本大震災への対応の5つの研究課題を重点化すべきである。
文部科学省	海洋資源探査技術実証計画について(科学技術・学術審議会 海洋開発分科会決定)	平成23年9月16日	2011年度から5年間程度	<ul style="list-style-type: none"> ・海洋資源の探査を効果的、効率的に実施するためには、探査センサーや無人探査機の技術開発を実施し、これらを探査システムとして実証することが必要である。 ・海底熱水鉱床やコバルトリッチクラストの成因や各種元素の起源等の研究については、効率的な探査や環境負荷を抑えた開発に貢献できる。
文部科学省	「新たなライフサイエンス研究の構築と展開」(平成21年12月7日 科学技術・学術審議会 研究計画・評価分科会 ライフサイエンス委員会)	平成21年12月7日	2011年度～2015年度	<ul style="list-style-type: none"> ・生命現象の包括的・統合的理解 [学術的な意義] ・健康長寿社会の実現に資する医学・医療・福祉の発展 [社会への貢献] ・地球規模課題(地球温暖化・気候変動問題、資源・エネルギー問題など)の解決を先導する科学(環境、農業、生物多様性など)の発展 [社会への貢献]
文部科学省	ナノテクノロジー・材料科学技術の研究開発方策について<中間取りまとめ>(科学技術・学術審議会 研究計画・評価分科会 ナノテクノロジー・材料科学技術委員会 決定)	平成23年7月28日	これからの10年を見通した今後5年間	<ul style="list-style-type: none"> ・ナノテクノロジー・材料科学技術は、科学技術の新たな可能性を切り拓き、先導する役割を担うとともに、複数の領域に横断的に用いられ、広範かつ多様な技術分野を支える基盤的な役割を果たす「先導的基盤技術」である。 ・また、我が国が抱える資源、エネルギーの制約等の問題を克服し、東日本大震災からの復興、再生を成し遂げるために必要な革新的技術の創出の鍵となる。 ・今後は、課題解決を起点として、研究開発課題を戦略的に推進していく。
厚生労働省	「雇用政策基本方針」(厚生労働省告示)	平成20年2月29日	当面5年程度の間	<ul style="list-style-type: none"> ・本格的な人口減少に伴う労働力人口不足の懸念、グローバル化や技術革新等がもたらした課題を乗り越え、経済社会の持続的な発展を強固なものとし、人々の「雇用・生活の安定」を確保するため、「安定の確保」、「多様性の尊重」、「公正の確保」を基軸とし、以下の雇用政策を強力に推進していく。 ①誰もが意欲と能力に応じて安心して働くことのできる社会の実現 ②働く人すべての職業キャリア形成の促進 ③多様性を尊重する「仕事と生活の調和が可能な働き方」への見直し

省庁名	中長期ビジョン等	作成年月日	対象期間	主なポイント・目標
厚生労働省	非正規雇用ビジョン（仮称）	今年度内	未定	非正規雇用で働く労働者の雇用の安定や処遇の改善に向けて、公正な待遇の確保に必要な施策の方向性を理念として示す。
厚生労働省	若者雇用戦略	平成24年 年央	未定	新卒者やフリーター等、若者の就職環境の改善に資する目標を設定し、若者が夢と希望を持って働くことができる社会・生活基盤を構築する。
厚生労働省	「短時間労働者対策基本方針」 （厚生労働省告示）	平成19年 10月1日	2008年度 ～2012年度	・短時間労働者の職業生活の動向についての現状と課題の分析を行い、その福祉の増進を図るため、短時間労働者の雇用管理の改善等を促進し、並びにその職業能力の開発及び向上を図るために講じようとする施策等の基本となるべき事項を示すもの。
厚生労働省	第9次職業能力開発基本計画 （厚生労働省告示第143号） （職業能力開発促進法第5条 に基づき厚生労働大臣が策 定）	平成23年 4月15日	2011年度～ 2015年度	・成長が見込まれる分野・ものづくり分野における職業訓練の推進 ・非正規労働者等に対する雇用のセーフティネットとしての能力開発の強化 ・教育訓練と連携した職業能力評価システムの整備
厚生労働省	水道ビジョン（厚生労働省健康 局策定（法令等に根拠なし）	平成16年 6月	策定から概 ね10年間	・今後の水道に関する重点的な政策課題とその課題に対処するための具体的な施策及びその方策、工程等を包括的に示すもの。 ・目標期間として21世紀の中頃を見通し、基幹施設の耐震化率100%等の努力目標を掲げており、策定後3年目を目途にレビューを行うこととしている。 ・平成20年7月に第1回レビューを踏まえ一部改訂がなされた。さらに、今年度から来年度にかけてレビューを踏まえ、新水道ビジョンを策定する予定。

省庁名	中長期ビジョン等	作成年月日	対象期間	主なポイント・目標
厚生労働省	がん対策推進基本計画(閣議決定)	平成19年6月15日	がん対策基本法(平成18年法律第98号)第9条第7項に基づき、少なくとも5年ごとに検討を加え、必要があると認めるときには、これを変更しなければならない。	<ul style="list-style-type: none"> ・重点的に取り組むべき課題は、(1)放射線療法及び化学療法の推進並びにこれらを専門的に行う医師等の育成、(2)治療の初期段階からの緩和ケアの実施(3)がん登録の推進の3項目。 ・10年以内の全体目標は、(1)がんによる死亡者の減少(75歳未満の年齢調整死亡率の20%減少)、(2)すべてのがん患者及びその家族の苦痛の軽減並びに療養生活の質の維持向上の2項目。 ・分野別施策及びその成果や達成度を計るための個別目標は、(1)がん医療(①放射線療法及び化学療法の推進並びに医療従事者の育成、②緩和ケア、③在宅医療、④診療ガイドラインの作成、⑤その他)、(2)医療機関の整備等、(3)がん医療に関する相談支援及び情報提供、(4)がん登録、(5)がんの予防、(6)がんの早期発見、(7)がん研究の7項目。
厚生労働省	健康日本21(健康局長通知)	平成12年3月31日	2000年度～2012年度	<ul style="list-style-type: none"> ・健康に関連する全ての関係機関・団体等を始めとして、国民が一体となった健康づくり運動を総合的かつ効果的に促進し、国民各層の自由な意思決定に基づく健康づくりに関する意識の向上及び取組を促すためのもの。 ・壮年期死亡の減少、健康寿命の延伸、生活の質の向上を実現することを目的とする。 ・9分野にわたり79項目の目標値を設定し、2012年度までの間、評価を加えながら活動を推進していく。
厚生労働省	肝炎対策基本指針(肝炎対策基本法に基づき厚生労働大臣が策定(告示))	平成23年5月16日	策定日から概ね5年	<ul style="list-style-type: none"> ・肝炎対策の推進に当たり、患者等を含めた関係者と連携しつつ、検査の受検体制の整備及び受検勧奨、地域の特性に応じた肝疾患診療連携体制の整備の促進、抗ウイルス療法に対する経済的支援、肝炎医療を始めとする研究の総合的な推進、正しい知識の普及、患者等に対する相談支援等に取り組む。
厚生労働省	肝炎研究10カ年戦略(健康局長私的検討会「肝炎治療戦略会議」からの提言)	平成23年12月26日	2012年度～2021年度	<ul style="list-style-type: none"> ・肝炎研究の推進に当たり、治療成績の向上を目指して、C型肝炎(難治例)の根治率を現状の約50%から約80%に改善するなど、4つの数値目標を設定し、臨床研究・基礎研究・疫学研究・行政研究及びB型肝炎創薬研究について、個別の課題に計画的に取り組む。 ・5年を目途に研究の進捗状況を評価し戦略の見直しを行う。

省庁名	中長期ビジョン等	作成年月日	対象期間	主なポイント・目標
厚生労働省	労働災害防止計画(法律(労働安全衛生法第6条～第9条))	平成20年3月19日	平成20年度～平成24年度	<ul style="list-style-type: none"> ・平成24年時点における死亡者数について対平成19年比で20%以上減少させること。 ・平成24年時点における死傷者数について対平成19年比で15%以上減少させること。 ・労働者の健康確保対策を推進し、定期健康診断における有所見率の増加傾向に歯止めをかけ、減少に転じることとさせること。
厚生労働省	労働時間等設定改善指針(告示(平成20年厚労省告示第108号))	平成20年3月24日	—	<ul style="list-style-type: none"> ・事業主とその団体が、労働時間等の設定の改善に適切に対処するための基本的な考え方や、事業主が講ずるべき措置等を定めたもの。 ・事業主が労働時間等の設定の改善を図るに当たり、社会全体の目標として定められた「仕事と生活の調和推進のための行動指針」を踏まえて計画的に取り組むことを求めている。 ・具体的には、「週労働時間60時間以上の雇用者の割合を2020年までに対2008年比5割減(5%)とする」、「年次有給休暇取得率を2020年までに70%に引き上げる」など。
農林水産省	食料・農業・農村基本計画	平成22年3月30日	策定後10年程度	<ul style="list-style-type: none"> ・将来にわたって消費者と国民が豊かな食と環境の恩恵を受け、また、農業者や食品産業事業者が誇りと希望を持って生産活動にいそしむことができる「国民全体で農業・農村を支える社会」の創造を目指す。 ・戸別所得補償制度の導入、食の安全・安心の確保、農山漁村の6次産業化を基本に、各般の施策を一体的に推進する新たな政策体系を構築。 ・平成32年度までに、食料自給率をカロリーベースで50%(生産額ベースで70%)まで引き上げることを目指す。
農林水産省	バイオマス活用推進基本計画	平成22年12月17日	平成32年まで	<ul style="list-style-type: none"> ・炭素量換算で年間約2,600万トンのバイオマスを利用。 ・600市町村においてバイオマス活用推進計画を策定。 ・バイオマスを活用する約5,000億円規模の規模の新産業を創出。

省庁名	中長期ビジョン等	作成年月日	対象期間	主なポイント・目標
農林水産省	森林・林業基本計画	平成23年 7月26日	策定後 20年程度	<ul style="list-style-type: none"> ・森林・林業再生プランの実現に向け、適切な森林施業の確保、路網整備の加速化、事業体・人材育成、国産材の需要拡大と効率的な加工・流通体制の確立を推進。 ・森林吸収量の確保や排出削減を推進し地球温暖化対策に貢献するとともに、森林における生物多様性を保全。 ・住宅や公共建築物、木質バイオマス等への木材利用を推進するとともに、木材製品の輸出拡大に取り組むなど、国内外の木材 需給に対応。 ・東日本大震災からの復興に向け、森林・林業の再生を図り、森林資源を活かした環境負荷の少ないまちづくりに貢献。
農林水産省	全国森林計画	平成23年 7月26日	平成21年度 から 平成35年度 まで	<ul style="list-style-type: none"> ・新たに策定された森林・林業基本計画の目標に即し、計画期間における伐採立木材積、造林面積等の計画量等について数値を明らかにして森林整備及び保全に取り組んでいるところ。(計画期間中の伐採立木材積約6億9千万m³、造林面積人工造林約86万ha天然更新約87万ha) ・都道府県・森林管理局において作成する地域森林計画、地域別の森林計画の規範(ルール・ガイドライン)として伐採、造林等の基準、林道・林業専用道開設の考え方を明示。
農林水産省	水産基本計画	平成19年 3月20日	策定後 10年程度	<ul style="list-style-type: none"> ・水産資源の回復・向上に取り組みつつ、漁船漁業の構造改革や、新しい経営安定対策の導入、また、輸出戦略の積極的な展開を含めた加工流通分野の構造改革を進めるとともに、消費者との信頼のネットワーク構築を通じた水産物消費の拡大を図るなどの政策を着実に推進。 ・平成29年度の水産物自給率目標(食用魚介類):65%(平成29年度の持続的生産目標:495万トン、望ましい水産物消費の姿:34kg/人日) ※ 現在、新たな水産基本計画の策定(平成24年3月閣議決定予定)に向けた検討中。

省庁名	中長期ビジョン等	作成年月日	対象期間	主なポイント・目標
農林水産省	「食」に関する将来ビジョン	平成22年 12月21日	策定から 10年を目途	<ul style="list-style-type: none"> ・全府省一体となって、「食」が持つ可能性を最大限発揮させることに注力し、「食」とともに成長し、常に新たなアイデアで挑戦し続ける日本を復活させ、地域の活性化と日本経済の成長に繋げる道筋を明示。 ・「地域資源を活用した6次産業化」、「食文化」を軸とする観光・産業・文化政策の展開、「再生可能エネルギーの導入拡大」など10の成長プロジェクトを提示し、各プロジェクト毎に目標期間、目標値を設定。 【例示】プロジェクト1「地域資源を活用した6次産業化」については、10年後を目途に、6兆円規模の新産業の創出を目標。
農林水産省	農林水産研究基本計画	平成22年 3月30日	策定後 10年程度	<ul style="list-style-type: none"> ・農政・農業の課題解決に向けて、①食料安定供給研究、②地球規模課題対応研究、③新需要創出研究、④地域資源活用研究、⑤シーズ創出研究の5つの研究領域毎に、今後10年程度を見通した研究開発の重点目標と、これらの5年後までの主要な研究達成目標を策定。 ・これらの重点目標を達成するための研究推進の施策として、①研究開発マネジメントの強化、②技術革新を下支えする研究開発ツールの充実・強化、③研究開発から普及・産業化までの一貫した支援の実施、④国際研究の強化、⑤レギュラトリーサイエンスへの対応強化、⑥国民理解の促進、⑦評価システムの改善を推進。 ・さらに、基礎的・基盤的研究の効果的な推進に資するよう、今後20～30年程度を見据えた農林水産研究の長期的展望を提示。
農林水産省	森林・林業再生プラン	平成21年 12月25日	策定から 10年を目途	<ul style="list-style-type: none"> 以下の3つの基本理念の下、路網の整備、施業の集約化及び人材育成を軸として効率的・安定的な林業経営の基盤づくりを進め、10年後の木材自給率50%以上を目指す。 ・森林の適切な整備・保全を通じて、国土の保全、水源涵養、木材生産など森林の有する多面的機能の持続的発揮を確保。 ・木材の安定供給体制及び加工・流通体制を整備し、山村地域における雇用への貢献を図り、林業・木材産業を地域資源創造型産業へと再生。 ・木材利用・エネルギー利用の拡大により、森林・林業の低炭素社会への貢献を促進。

省庁名	中長期ビジョン等	作成年月日	対象期間	主なポイント・目標
農林水産省	土地改良長期計画	平成20年 12月26日	平成20年度 ～平成24年 度 (平成23年 度末を目途 に1年前倒 しで見直し 予定)	<ul style="list-style-type: none"> ・土地改良長期計画は、土地改良事業の計画的な実施に資するため、事業の種別ごとに計画期間に係る土地改良事業の実施の目標及び事業量を定めるもの。 ・我が国農業の体質強化と震災からの復興等の課題に対応した新たな政策展開に資するため、1年前倒しにより計画の見直しを行うこととし、「食を支える水と土の再生・創造」を基本理念に以下の3つの政策課題に取り組む。 <ul style="list-style-type: none"> ①地域全体としての食料生産の体質強化 ②震災復興、防災・減災力の強化と多面的機能の発揮 ③農村の協働力や地域資源の潜在力を活かしたコミュニティの再生
農林水産省	漁港漁場整備長期計画	平成19年 6月8日	平成19年度 ～平成23年 度	<ul style="list-style-type: none"> ・漁港漁場整備長期計画は、我が国の水産業の基盤の整備における課題に的確に対応する観点から、計画期間にかかる漁港漁場整備事業の実施の目標及び事業量を定めるもの。 ・世界の水産物需要の増大と国際化の進展、周辺水域における水産資源の状況の悪化、品質・安全性に対する消費者の関心の高まり等といった状況に的確に対応するため、以下の3つの重点課題に取り組む。 <ul style="list-style-type: none"> ①我が国周辺水域における水産資源の生産力の向上 ②国際競争力強化と力強い産地づくりの推進 ③水産物の安定的な提供等を支える安全で安心な漁村の形成 <p>※ 現在、東日本大震災からの漁港・漁村の復旧・復興等、近年の水産をめぐる情勢の変化を勘案し、新たな漁港漁場整備長期計画の策定(平成24年3月閣議決定予定)に向け検討中。</p>
経済産業省	「エネルギー基本計画」	平成22年 6月18日 (現在、白 紙から見直 しており、 夏を目途に 改定予定)	現行計画 においては、 2030年に向 けた目標を 記載 ※ただし、 少なくとも3 年ごとに見 直しを検討 する	<p>2030年に向けた目標</p> <ul style="list-style-type: none"> ・エネルギー自給率及び化石燃料の自主開発比率を倍増。 ・ゼロ・エミッション電源比率を34%→約70%に引き上げ。 ・原子力発電の推進。 <ul style="list-style-type: none"> 新增設：2020年+9基、2030年+14基以上 設備稼働率：2020年85%、2030年90% ・「暮らし」(家庭部門)のCO2を半減。 ・産業部門において、世界最高のエネルギー利用効率の維持・強化。 ・エネルギー製品等の国際市場で我が国企業群がトップクラスのシェア獲得。

省庁名	中長期ビジョン等	作成年月日	対象期間	主なポイント・目標
国土交通省	国土形成計画(全国計画)	平成20年 7月4日	今後概ね 10ヶ年間	<ul style="list-style-type: none"> ・多様な広域ブロックが自立的に発展する国土を構築するとともに、美しく、暮らしやすい国土の形成を図る。 ・「東アジアとの交流・連携」、「持続可能な地域の形成」、「災害に強いしなやかな国土の形成」、「美しい国土の管理と継承」及び「『新たな公』を基軸とする地域づくり」を戦略的目標として掲げ、多様な主体の協働によって、効果的に計画を推進。
国土交通省	国土利用計画(全国計画)	平成20年 7月4日	計画の目標 年次は平成 29年	<ul style="list-style-type: none"> ・人口減少社会の到来と急速な高齢化が進展し、全体として土地利用転換の圧力が低下する状況を、国土の質的向上を図る好機ととらえ、国土をより良い状態で次世代へ継承する「持続可能な国土管理」という考え方を整理。 ・国土の利用目的に応じた区分毎の規模の目標を設定しており、例えば森林では、平成29年に2,510万haの目標を設定。
国土交通省	国土形成計画(広域地方計画) (国土交通大臣決定)	平成21年 8月4日	計画策定か ら概ね10年	<ul style="list-style-type: none"> ・都府県を超える広域ブロックごとにその特色に応じた施策展開を図る。 ・自立的に発展する圏域の形成を目指す。 ・地域の実情に即した地域の将来像等を定める。 ・国の地方支分部局、地方公共団体、地元経済会等が適切な役割分担の下に協働しながらビジョンづくりに取り組む。

省庁名	中長期ビジョン等	作成年月日	対象期間	主なポイント・目標
国土交通省	国土交通省成長戦略	平成22年 5月17日	—	<p>・三つの制約要因(人口減少、少子高齢化、膨大な長期債務)がある中、「チャンスを活かし、日本の成長を作る」ため、平成22年5月17日に「国土交通省成長戦略」を策定。同戦略においては、以下の5つの分野を優先的に実施すべき成長分野としており、PDCAサイクルで政策運営・実施を図っている。</p> <p>①海洋分野 -港湾機能の抜本的改善 -外航海運の国際競争力強化 等</p> <p>②観光分野 -訪日外国人3,000万人プログラムの展開 -創意工夫を活かした観光地づくりのための人材の育成 等</p> <p>③航空分野 -日本の空を世界へ、アジアへ開く(徹底的なオープンスカイの推進) -LCC参入促進による利用者メリット拡大 等</p> <p>④国際展開・官民連携分野 -インフラファンドの創成 -コンセッション方式等によるPPP/PFIの実行 等</p> <p>⑤住宅・都市分野 -世界都市東京をはじめとする大都市の国際競争力の強化 -急増する高齢者向けの「安心」で「自立可能」な住まいの確保 等</p>
国土交通省	社会資本整備重点計画	見直し中	・夏頃閣議 決定(予定) ・5年	<p>・東日本大震災を受け、社会資本整備のあるべき姿を検討。「何としても人命を守る」、「災害に上限はない」という教訓をもとに、防波堤・防潮堤による「一線防御」からハード・ソフト施策の総動員による「多重防御」への転換を明示。</p> <p>・昨年12月の中間とりまとめでは、「震災を踏まえた社会資本整備のあるべき姿」や、厳しい財政状況を踏まえた「選択と集中の基準」を明示。</p> <p>「選択と集中の基準」の内容</p> <p>①大規模又は広域的な災害リスクの低減できないおそれのあるもの</p> <p>②今整備をしないと、我が国産業・経済の基盤や国際競争力の強化が著しく困難になるおそれのあるもの</p> <p>③今整備をしないと、「持続可能で活力ある国土・地域づくり」の実現に大きな支障をもたらすもの</p> <p>④今適確な維持管理・更新を行わないと、将来極めて危険となるおそれのあるもの</p>

省庁名	中長期ビジョン等	作成年月日	対象期間	主なポイント・目標
国土交通省	地方ブロックの社会資本の重点整備方針	平成21年8月4日	平成20年度～平成24年度	<ul style="list-style-type: none"> ・社会資本を、各地方の特性に応じて重点的、効率的かつ効果的に整備し、適切に維持管理・更新していく。 ・広域地方計画に示す地方ブロックの方向性や地域戦略の実現に向け、地方ブロックの社会資本整備の具体的な方針に基づき取り組む。 ・策定に当たっては、各地方支分部局が、地方公共団体や地方経済界、有識者等と十分な意見交換を行い、共通認識の醸成を図ることが不可欠であり、その共通認識を踏まえて、各地方における社会資本に関する現状と課題、目指すべき将来像、社会資本整備の重点事項等について取りまとめる。
国土交通省	「国土の長期展望」中間とりまとめ(国土審議会政策部会長長期展望委員会とりまとめ)	平成23年2月21日	—	<ul style="list-style-type: none"> ・現状のまま推移した場合について、2050年までの国土の姿(我が国の自然、経済、社会、文化等諸事象の空間的な状況)を定量的・可視的に分かりやすく描き出し、その結果を踏まえ、将来の国土に関する課題の整理・検討。(現状推移型の推計と課題の提示) ・2050年頃には総人口が1億人を下回り、高齢化率は約40%になると見込まれ、現状のまま推移すると、例えば、国土の大部分で人口が疎になる一方、東京圏等に集中が起ること、2050年までに居住地域の2割が無居住化すること等や地球温暖化により約40年後の日本列島の平均気温が2.1℃押し上がること等により、植生帯ポテンシャルが変化すること等が推計されたところ。
国土交通省	北海道総合開発計画	平成20年7月4日	平成20年度～概ね平成29年度	<ul style="list-style-type: none"> ・北海道を中心とした資源・特性を活かし、我が国の持続可能な経済社会づくりに貢献するため、以下の目標の下で計画を推進する。 ①開かれた競争力ある北海道の実現 東アジアや世界と競争し得る食・観光産業等の成長期待産業の育成や、戦略的な条件整備の推進、基盤となる食料供給力の強化等。 ②持続可能で美しい北海道の実現 豊かな自然環境の保全・再生、豊富な自然エネルギー源など地域資源を活用した低炭素社会・循環型社会の構築、環境と経済が調和した地域社会の形成。 ③多様で個性ある地域から成る北海道の実現 食料供給や観光、生産・物流の拠点となる地域など、特色ある地域資源を活かした地域づくりの推進、地方都市圏・人口低密度地域から成る地域社会モデルの構築等。

省庁名	中長期ビジョン等	作成年月日	対象期間	主なポイント・目標
国土交通省	「移動等円滑化の促進に関する基本方針」(大臣告示)に定める移動等円滑化の目標	平成23年3月31日	平成32年度まで	<ul style="list-style-type: none"> ・平成32年度までの移動等円滑化の目標について、旅客施設において地方部への展開を図るため、原則として全て移動等円滑化する目標とする対象施設を1日当たりの平均的な利用者数5,000人から3,000人へ拡大。 ・その他、車両等、道路、都市公園、路外駐車場、建築物、信号機等について平成32年度までの新たな移動等円滑化の目標を設定。
国土交通省	国土調査事業十箇年計画	平成22年5月25日	平成22年度～平成31年度	<ul style="list-style-type: none"> ・優先的に地籍を明確にすべき地域を中心に地籍の明確化を促進するため、全国における地籍調査対象面積に対する地籍調査実施地域の面積の割合を49%から57%とすることを目標とする。 ・土地本来の自然条件や土地の改変状況等を把握するため、自然・人工地形、土地利用、災害履歴等の変遷に着目した「土地履歴調査」を人口集中地区とその周辺において18,000km²実施する。
国土交通省	不動産投資市場戦略会議報告書(平成22年12月不動産投資市場戦略会議)	平成22年12月17日	—	<ul style="list-style-type: none"> ・我が国の不動産投資市場が、世界金融危機以降の状況を脱却し、「不動産と金融」を適正に結びつける機能を構築できるよう、戦略的な見地から検討を行うため、「不動産投資市場戦略会議」が開催され、官民の関係者が一体となって取り組むべき施策について、有識者から提言がなされたもの。
国土交通省	建設産業の再生と発展のための方策2011(平成23年6月23日国土交通省建設産業戦略会議)	平成23年6月23日	—	<ul style="list-style-type: none"> ・災害対応、除雪、維持管理等(地域維持事業)を担える企業の不足に対応するため包括発注(一括契約、複数年契約等)や、地域建設企業の共同体による受注といった新たな契約方式の導入に取り組む。 ・技能労働者の雇用環境の改善のため、保険未加入企業の排除に、行政・元請企業・下請企業が一体的に取り組む。具体的には対策実施後5年を目途に、企業単位では加入義務のある許可業者について加入率100%、労働者単位では製造業相当の加入状況を目指す。 ・技術者の育成と適正配置のため、技術者データベースの整備・活用及び業種区分の点検を行う。

省庁名	中長期ビジョン等	作成年月日	対象期間	主なポイント・目標
国土交通省	全国総合水資源計画(ウォータープラン)	平成11年 6月17日	平成12年度 ～ 平成27年度	<ul style="list-style-type: none"> ・長期的かつ総合的な観点から計画的に推進する必要がある水資源に関する施策について、長期的な水需給の見通しを示すとともに、水資源の開発、保全、及び利用に関する基本的方向を明らかにすべく水資源部が策定したもの。 ・健全な水循環系の構築に向けて、「持続的水利用システムの構築」、「水環境の保全と整備」、「水文化の回復と育成」の3つの基本目標を掲げ、水利用の安定性の評価とその確保、水資源とエネルギー消費、湧水・地下水の活用等、17の施策の展開方針を規定。 ・多くの水資源が計画された1950～70年代、1970～90年代、そして戦後最大級渇水年のデータをもとに、2015年の水需給の見通しを評価。
国土交通省	下水道ビジョン 2100 下水道から「循環のみち」へ 100年の計ー地域の持続的な発展を支える21世紀型下水道の実現ー	平成17年 9月2日	策定から 100年の将来像	<ul style="list-style-type: none"> ・持続可能な循環型社会の構築により、「美しく良好な環境」、「安全な暮らし」と「活力ある社会」を実現する。 ・下水道の有する多様な機能をとおして、循環型社会への転換を図り、21世紀社会における美しく良好な環境の形成並びに安全な暮らしと活力のある社会の実現を目指す。 ・「循環のみち」実現のための3つの方針:「水のみち」、「資源のみち」、「施設再生」。
国土交通省	新しい時代における下水道のあり方について	平成19年 6月7日	当面5年程度 中期10年程度 長期20～30年程度	<ul style="list-style-type: none"> ・本格的な人口減少・高齢化社会の到来や厳しさを増す財政状況などの社会情勢の変化を踏まえつつ、これからの下水道の役割、中長期の整備目標、その実現に向けて国が講ずべき施策等についてのとりまとめ。 ・下水道政策転換の方向性:安全・環境・管理・経営の重視。 ・「安全」、「環境」「暮らし・活力」の3分野と「事業の継続性」について、施策の考え方、整備目標及び具体施策を提示。
国土交通省	住生活基本計画(全国計画)	平成23年 3月15日	平成23年度 ～平成32年度	<ul style="list-style-type: none"> ・住生活基本法に基づき、住生活の安定の確保と向上の促進のための基本的施策を定めるもので、基本的な方針として、「ストック重視」、「市場重視」等を定めるとともに、「安全・安心で豊かな住生活を支える生活環境の構築」、「住宅の適正な管理及び再生」、「多様な居住ニーズが適切に実現される住宅市場の環境整備」、「住宅の確保に特に配慮を要する者の居住の安定の確保」の4つの目標、目標の達成に向けた基本的な施策を掲げている。

省庁名	中長期ビジョン等	作成年月日	対象期間	主なポイント・目標
国土交通省	自動車基準認証国際化行動計画	平成23年 6月6日	平成23年度 ～	我が国有数の産業である自動車関連産業が、国際的な競争力を確保し、もって我が国経済に貢献しつつ、安全安心な交通社会の実現、地球温暖化等の環境問題等への対応を図るため、以下の施策を実施。 <ul style="list-style-type: none"> ・日本の技術・基準の戦略的国際基準化 ・アジア諸国との連携 ・全世界的かつ車両単位の相互承認の実現 ・基準認証のグローバル化に対応する体制の整備
国土交通省	港湾の開発、利用及び保全並びに開発保全航路の開発に関する基本方針	平成23年 9月15日	—	国土交通大臣が定める本基本方針は、平成32、37年の港湾取扱貨物量を目標として定めるとともに、以下の政策を推進するため、今後の港湾の進むべき方向等を定めたもの。 <ol style="list-style-type: none"> ①産業の国際競争力と国民生活を支える物流体系の構築 ②国民の安全・安心の確保への貢献 ③良好な港湾環境の形成 ④活力のある美しい港湾空間の創造と適正な管理 ⑤新たな海洋立国の実現に向けた海洋政策の推進 ⑥ストック型社会に対応した効率的・効果的な事業の実施 <p>特に、近年の社会情勢及び東日本大震災等を踏まえ、昨年9月の改正において新たに追加した主な政策は以下の通り。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・我が国の国際競争力強化を図るための港湾運営会社制度の創設及び国際バルク戦略港湾施策の推進。 ・低潮線保全及び特定離島港湾施設整備。 ・東日本大震災を踏まえた津波防災対策の推進。
国土交通省	海岸保全基本方針	平成12年 5月16日	—	<ul style="list-style-type: none"> ・「海岸の保全に関する基本的な指針」を定めている。 ・「一の海岸保全基本計画を作成すべき海岸の区分」を定めている。 ・「海岸保全基本計画の作成に関する基本的な事項」を定めている。

省庁名	中長期ビジョン等	作成年月日	対象期間	主なポイント・目標
国土交通省	基本測量に関する長期計画	平成21年 6月1日	平成21年度 ～ 平成30年度	<p>地理空間情報を活用した新しい社会(安心・安全、環境の質の向上等)を実現するため以下の施策を重点的に実施。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・基盤となる地理空間情報の整備 ・地理空間情報活用のための環境整備 ・地理空間情報の活用推進に向けた連携と研究開発の推進
国土交通省	観光立国推進基本計画	平成19年 6月29日 ※現在、3 月末を目途 に計画の 見直しを実 施中	平成19年度 ～ 平成23年度	<ul style="list-style-type: none"> ・訪日外国人旅行者数を平成22年までに1,000万人にすることを目標とし、将来的には、日本人の海外旅行者数と同程度にすることを目標とする。【平成18年:733万人】 ・我が国における国際会議の開催件数を平成23年までに5割以上増やすことを目標とし、アジアにおける最大の開催国を目指す。【平成17年:168件】 ・日本人の国内観光旅行による1人当たりの宿泊数を平成22年度までにもう1泊増やし、年間4泊にすることを目標とする。【平成18年度:2.77泊】 ・日本人の海外旅行者数を平成22年までに2,000万人にすることを目標とし、国際相互交流を拡大させる。【平成18年:1,753万人】 ・旅行を促す環境整備や観光産業の生産性向上による多様なサービスの提供を通じた新たな需要の創出等を通じ、国内における観光旅行消費額を平成22年度までに30兆円にすることを目標とする。【平成17年度:24.4兆円】
環境省	中長期の温室効果ガス削減目標を実現するための対策・施策の具体的な姿(中長期ロードマップ)(中間整理)	平成22年 12月28日	2050年まで	<ul style="list-style-type: none"> ・国内での15%、20%、25%という温室効果ガス排出削減が、対策技術の積み上げにより達成可能か否かについての検証を行った。 ・2020年に国内削減1990年比で15%削減、20%削減、25%削減を達成するために必要な対策について、対策ごとの導入見込量を示した。 ・対策の導入を実現するために必要な施策についての検討を行い、施策を導入するにあたっての課題や留意点と共に示した。

省庁名	中長期ビジョン等	作成年月日	対象期間	主なポイント・目標
環境省	2013年以降の地球温暖化対策の国内対策	平成24年春メド	2013年～2050年	<ul style="list-style-type: none"> ・平成23年12月21日にエネルギー・環境会議にて決定された「基本方針～エネルギー・環境戦略に関する選択肢の提示に向けて～」を踏まえ、地球温暖化対策の選択肢の原案等を策定し、中央環境審議会地球環境部会に報告を行う。 ・長期的な将来のあるべき姿等を踏まえ、世界の排出削減に貢献する形で地球温暖化対策の選択肢を提示する。 ・2050年温室効果ガス80%削減に向けた道筋の検討を行い、少なくとも2020年、2030年における温室効果ガス排出量等の見通しを選択肢の原案としてふさわしい程度の複数のケースを提示する。 ・従来の対策・施策の進捗状況や効果を踏まえて、国内対策の中期目標、必要な対策・施策、国民生活や経済への効果・影響など複数のケースをどのように評価するかについても併せて提示する。
環境省	環境基本計画	平成24年4月頃	今後20年(5年後見直し予定)	<p>今後の環境政策の展開に当たり重視すべき方向として、以下のポイントを内容に盛り込むこととしている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・政策領域の統合による持続可能な社会の構築 ・国際情勢に的確に対応した戦略をもった取組の強化 ・持続可能な社会の基盤となる国土・自然の維持・形成 ・地域をはじめ様々な場における多様な主体による行動と協働の推進
環境省	生物多様性国家戦略2010	平成22年3月16日	2050年まで(現在、平成24年秋までの改定を目指し作業)	<ul style="list-style-type: none"> ・生物多様性からみた国土のグランドデザインを、100年先を見通して考えるうえでの基本的な姿勢として、過去100年の間に破壊した生態系を次なる100年をかけて回復することなどを掲げる。 ・2050年までの中長期目標として、人と自然の共生を国土レベル、地域レベルで広く実現させ、わが国の生物多様性の状態を現状以上に豊かなものとするとともに、人類が享受する生態系サービスの恩恵を持続的に拡大させることを掲げている。 ・生物多様性の保全及び持続可能な利用に関する行動計画として、約720の具体的施策と35の数値目標を掲げている。

省庁名	中長期ビジョン等	作成年月日	対象期間	主なポイント・目標
環境省	瀬戸内海環境保全基本計画	平成12年 12月19日	明記なし (長期にわたる基本的 計画として 策定)	<ul style="list-style-type: none"> ・世界においても比類のない美しさを誇る景勝の地、また、国民にとって貴重な漁業資源の宝庫として、瀬戸内海の恵沢を国民が等しく享受し、後代の国民に継承するため、それにふさわしい環境を確保・維持し、失われた良好な環境を回復することを目的とする。 ・水質保全等に関する目標として水質環境基準の達成維持等5項目、自然景観の保全に関する目標として瀬戸内海特有の優れた自然景観の適正保全等5項目の目標を掲げる。 ・水質総量削減の実施、藻場・干潟等の保全・回復、海砂利採取の最小化や埋立てにおける配慮等の瀬戸内海の環境保全に関連する諸施策の実施に当たって規範となる基本的な施策を示す。
環境省	第二次循環型社会形成推進基本計画	平成20年 3月25日	(次の見直し時期)平成24年度	<ul style="list-style-type: none"> ・資源生産性(=GDP/天然資源等投入量):42万円/トン(平成27年度) ・循環利用率(=循環利用量/総物質投入量):14~15%(平成27年度) ・最終処分量:23百万トン(平成27年度)